

第三十八回国会 大蔵委員會議録 第十八号

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)

午前十一時五十九分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 網田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 辻原 弘市君

理事 平岡 忠次郎君 理事 横山 利秋君

天野 公義君 伊藤 五郎君

金子 一平君 川村 善八郎君

佐々木 義武君 田澤 吉郎君

竹下 登君 永田 亮一君

西村 英一君 藤井 勝志君

坊 秀男君 米山 恒治君

有馬 輝武君 佐藤 觀次郎君

広瀬 秀吉君 藤原 豊次郎君

堀 昌雄君 武藤 山治君

安井 吉典君 春日 一幸君

出席國務大臣

運輸 大臣 木暮武太夫君

建設 大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課長)

大蔵事務官 村山 達雄君

(主計局長)

大蔵事務官 稻益 繁君

(主計局税関部長)

運輸 技官 中道 峰夫君

(港灣局長)

運輸事務官 國友 弘康君

(自動車局長)

委員外の出席者

議員 八木 一男君

建設事務官 前田 光嘉君
(道路局長)
専門員 坂井 光三君

三月二十二日

委員岡田修一君辭任につき、その補

欠として佐々木義武君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員佐々木義武君辭任につき、その

補欠として岡田修一君が議長の指名

で委員に選任された。

三月十八日

国家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一五九号)

大阪港及び堺港並びにその臨港地域

の整備のため発行される外貨地方債

証券に関する特別措置法案(内閣提

出第一五七号)

同日

国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一五九号)

税理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六〇号)

同日

退職金の課税免除に関する請願(植

木庚子郎君紹介)(第一五二九号)

家具物品税撤廃に関する請願(飯谷

忠男君紹介)(第一五三〇号)

農業協同組合に対する法人税課税免

除等に関する請願外四件(松本一郎

君紹介)(第一五三一号)

同外二件(田村元君紹介)(第一五七

〇号)

同(原健三郎君紹介)(第一五七二号)

同外一件(久保田藤磨君紹介)(第一

六四七号)

公共企業体職員共済組合法の一部改

正に関する請願(松永東君紹介)(第

一六六五号)

旧陸軍の永年勤続女子共済組合員に

年金支給の請願(鈴木仙八君紹介)

(第一六八一号)

砂糖関税に関する請願外一件(大矢

省三君紹介)(第一七二七号)

ガソリン税等引上げ反対に関する請

願外八件(大矢省三君紹介)(第一七

二八号)

織物製造設備の耐用年数短縮等に関

する請願(江崎真澄君紹介)(第一七

二九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

一般国民年金税法(八木一男君外

十四名提出、衆法第六号)

労働者年金税法(八木一男君外十

四名提出、衆法第七号)

国民年金特別会計法案(八木一男君

外十四名提出、衆法第八号)

国民年金特別会計法案(内閣提出第

九五号)

国家公務員等退職手当法の一部を改

正する法律案(内閣提出第一五六号)

大阪港及び堺港並びにその臨港地域

の整備のため発行される外貨地方債

証券に関する特別措置法案(内閣提

出第一五七号)

国家公務員共済組合法等の一部を改

正する法律案(内閣提出第一五九号)

税理士法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六〇号)

港灣整備特別会計法案(内閣提出第

一八号)

揮発油税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二五号)

地方道路税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二六号)

〇足立委員長 これより會議を開きま

す。

内閣提出の国民年金特別会計法案、

国家公務員等退職手当法の一部を改正

する法律案、大阪港及び堺港並びにそ

の臨港地域の整備のため発行される外

貨地方債証券に関する特別措置法案、

国家公務員共済組合法等の一部を改正

する法律案及び税理士法の一部を改正

する法律案の五法律案を一括して議題

といたします。

国民年金特別会計法案

(設置)

第一条 国民年金法(昭和三十四年

法律第四十一号。以下「法」とい

う。)による国民年金事業を経営する

ため、特別会計を設置し、一般会計

と区分して経理する。

(管理)

第二条 この会計は、厚生大臣が、

法令の定めるところに従い、管理

する。

(勘定区分)

第三条 この会計は、国民年金勘

定、福祉年金勘定及び業務勘定に

区分する。

(国民年金勘定の歳入及び歳出)

第四条 国民年金勘定においては、

国民年金事業に係る保険料、業務

勘定からの受入金、法第八十五条

第一項の規定に基づく一般会計か

らの受入金、積立金からの受入

金、積立金から生ずる収入及び附

属雑収入をもつてその歳入とし、

国民年金事業に係る給付費(福祉

年金給付費を除く。)及び還付金、

国民年金事業の福祉施設に要する

経費に充てるための業務勘定への

繰入金その他の諸費をもつてその

歳出とする。

2 前項に規定する業務勘定からの

受入金は、国民年金印紙により納

付された保険料に相当する額を、

国民年金勘定における経費の財源

として、業務勘定から繰り入れる

ものとする。

(福祉年金勘定の歳入及び歳出)

第五条 福祉年金勘定においては、

法第八十五条第二項の規定に基づ

く一般会計からの受入金及び附屬

雑収入をもつてその歳入とし、福

祉年金給付費及び附屬諸費をもつ

てその歳出とする。

(業務勘定の歳入及び歳出)

第六条 業務勘定においては、法第

八十五条第三項の規定に基づく一

般会計からの受入金、国民年金印

紙の売りさばき収入、国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための国民年金勘定からの受入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、国民年金事業の業務取扱に要する諸費、第四條第二項の規定による国民年金勘定への繰入金及び国民年金事業の福祉施設に要する経費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第七條 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書及び繰越明許費要求書(以下「歳入歳出予算計算書等」という。)を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書等には、国民年金勘定及び業務勘定に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第八條 この会計の歳入歳出予算は、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分し、各勘定において、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第七條第一項に規定する歳入歳出予算計算書等及び同條第二項の書類を添付しなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第十條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 国民年金勘定及び業務勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書

二 当該年度末における積立金明細表

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前條第一項に規定する歳入歳出決定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(国民年金勘定の積立金)

第十二條 国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上生ずる過剰は、同勘定の積立金として積立てなければならない。ただし、同勘定の歳出の翌年度への繰越額及び第十六條第一項第一号に規定する超過額に相当する金額は、同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 国民年金勘定において、毎会計

年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、政令で定めるところにより、同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

3 国民年金勘定の積立金は、国民年金事業の経営上の財源に充てるため必要がある場合には予算で定める金額を限り、同勘定の歳入に繰り入れることができる。

(剰余金の処理)

第十三條 福祉年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを同勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより、これを国民年金勘定の積立金に組み入れ、又は業務勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(積立金の運用)

第十四條 国民年金勘定の積立金は、資金運用部に預託して運用することができ、

(余裕金の預託)

第十五條 各勘定において、支払上現金に余裕があるときは、これを資金運用部に預託することができ、

(一般会計からの受入金等の過不足の調整)

第十六條 国民年金勘定又は福祉年金勘定において、毎会計年度一般会計から受け入れた金額が、当該年度における法第八十五條第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額に対して超過し、又は不足

する場合においては、次に定めるところによる。

一 当該超過額に相当する金額は、翌年度において法第八十五條第一項又は第二項の規定による国庫負担金としてこれらの勘定において一般会計から受け入れられる金額から減額し、なお剰余があるときは、翌年度までにこれらの勘定から一般会計に返還する。

二 当該不足額に相当する金額は、翌年度までに一般会計からこれらの勘定に繰り入れる。

2 前項の規定は、第四條第二項の規定により毎会計年度業務勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において国民年金印紙により納付された保険料に相当する金額に対して超過し、又は不足する場合について準用する。

(支出未済額の繰越し)

第十七條 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同條第三項の規定による通知は、必要

としない。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際一般会計に所属する資産及び負債で国民年金事業に係るものは、政令で定めるところにより、この会計の業務勘定又は福祉年金勘定に帰属するものとする。

3 第七條第二項又は第九條第二項の規定によりこの会計の歳入歳出予算計算書等又は予算に添付すべき書類のうち、昭和三十六年度分にあつては第七條第二項第一号の書類及び同項第二号の書類で前年度に係るもの、昭和三十七年度分にあつては同項第一号の書類は、その添付を要しないものとする。

4 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「又は日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一條第一項」を、「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第三十一條第一項又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第九十二條第一項若しくは第九十三條第二項」に改め、同條第二項中「日雇労働者健康保険印紙」の下に、「国民年金法第九十二條第一項に規定する国民年金印紙」を加

える。

第三条第一項中「郵便局において」の下に「国民年金印紙は、都道府県又は市町村（特別区を含む）の事務所のほか、厚生大臣の委託する者が設ける国民年金印紙売りさばき所において」を加え、同条第二項中「郵政大臣が」の下に「国民年金印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は、厚生大臣が」を加える。

5 厚生省設備法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二号の次に次の一号を加える。

二の二 国民年金特別会計の經理を行なうこと。

6 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「あへん特別会計」の下に「国民年金特別会計」を加える。

理由

国民年金法に基づく国民年金事業を經營するため、新たに特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案
国家公務員等退職手当法の一部

を改正する法律

国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「第七條」の下に「又は同条及び第七條の二第二項若しくは附則第九項」を加える。

附則第九項以下を二項ずつ繰り下げ、附則第八項の次に次の二項を加える。

9 昭和二十年八月十五日において外地の官署に所屬する職員であつた者、同日において外国政府に使用される者であつた者（職員又は地方公務員として在職した後引き続き当該使用される者となつた者に限る）その他の政令で定める者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から政令で定める期間内に再び職員となつたもの又は同年八月一日以後において当該期間内に地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後引き続き再び職員となつたものの勤続期間（附則第四項に規定する勤続期間に該当するものを除く。）については、政令で別段の定めをすること

10 昭和二十八年七月三十一日に現在に在職する職員、同日に現に地方公務員として在職し、同日後に引き続き在職した者又は前項に規定する者のうち、先に職員として在職した後退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けて政令で定める退職をし、かつ、再び職員となり、又は地方公務員となつたことがあるもので政令で定める要件をみたすものが退職した場合におけるその者に対する第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、第三条から第六条まで及び第七條の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて政令で定めるところにより計算した額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等退職手当法附則第七項、附則第九項及び附則第十項の規定は、昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当について適用する。

理由

外地からの引揚げその他特殊の事由により退職した後再び職員となつた者等について、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、その者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算の特例を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案

（外貨地方債証券についての政府の保証）
第一条 政府は、当分の間、法人に

對する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、大阪港又は堺港における港湾施設の建設又は改良、これらの臨港地域における工場用地の造成及び工業用水道、輸送施設その他の関連施設の整備に関する事業に必要な経費の財源に充てるため発行される地方債証券で外国通貨で支払わなければならないものに係る債務について、国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができ。

2 政府は、前項の規定によるほか、同項に規定する地方債証券を失つた者に交付するため発行される地方債証券に係る債務について保証契約をすることができ。

（外貨地方債証券の利子等の非課税）

第二条 前条の地方債証券の利子及びその償還により受けるべき差益（以下この項において「利子等」という。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける利子等については、この限りでない。

2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前条の地方債証券の利子で前項ただし書に規定する政令で定めるものが支払を受けるものについては、適用しない。

理由

大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備に要する経費の財源に充てるための外貨地方債証券の発行を円滑にするため、政府の保証及び利子等の非課税の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）の

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府が昭和三十六年度において第一条第一項の規定により保証契約をすることができ金額の限度は、大阪府及び大阪市が共同して発行する地方債証券につき、その発行の時ににおける基準外国為替相場又は裁定外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七條第一項又は第二項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外国通貨の金額並びにその利子及び当該証券の発行に関する契約に基づいて支払うべきその他の支払金の額に相当する金額とする。

一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「基礎となつた組合員期間」の下に「(通算退職年金又は退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた組合員期間を含む。)」を加える。

第四十一条第三項中「通信省」を「郵政省」に改める。

第四十二条第二項中「属する月以前」の下に「の組合員であつた期間」を加え、同条第三項及び第四項を削る。

第四十六条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

組合員が第一百一条第三項の規定により掛金に相当する金額を組合に払い込むべき場合において、その者に支給すべき給付金(家族埋葬料に係る給付金を除く。)があり、かつ、その者が同項の規定により払い込まなかつた金額があるときは、当該給付金からこれを控除することができる。

第四十八条第一項中「給付事由」の下に「第七十条又は第七十一条の規定による給付に係るものを除く。」を加え、「(給付事由)」を「(当該給付事由)」に改める。

第五十三条第二項中「三十日を経過した後にされた」を「三十日以内にされた」に改める。

第五十九条第二項中「第六十一条第二項及び第六十七条第四項」を「及び第六十一条第二項」に改める。

第六十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が六千円に

満たない場合には、六千円とする。

第六十一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、その金額が三千円に満たない場合には、三千円とする。

第六十二条第一項中「出産し、かつ、その生れた子を育てる場合には」を「出産したとき(引き続きその生れた子を育てないときを除く。以下次項において同じ。)」に、「出産の日から引き続き育てている期間(その期間が六月をこえるときは六月とし、その期間に一月に満たない端数があるときはこれを一月とする。一月につき四百円)を二千四百円」に改め、同条第二項中「かつ、その生れた子を育てる」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第六十六条第三項中「三日を経過した日」の下に「(同日において第六十九条の規定により傷病手当金の全部を支給しないときは、その支給を始めた日)」を加える。

第六十七条第四項に後段として次のように加える。

この場合においては、第五十九条第二項ただし書の規定を準用する。

第六十九条中「その受ける金額」の下に「を基準として政令で定める金額」を加える。

第七十六条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に改め、同条第三項第二号中「俸給」を「当該廃疾一時金の額の算定の基礎となつた俸給の額」に改める。

第八十三条に次の二項を加える。

5 前項の規定により支給された差額に相当する金額は、長期給付に關する規定(第七十九条の二、第八十条の二、第八十条の三及び第九十三条の二の規定を除く。)の適用については、公務によらない廃疾年金に係る場合に於ては、俸給十二月分に達するまでの金額についてはは廃疾一時金と、その残額についてはは退職一時金と、公務による廃疾年金に係る場合に於ては、退職一時金と、それぞれみなす。

6 前項の規定により退職一時金又は廃疾一時金とみなされる金額の支給を受けた者に対する第七十六条第三項、前条第三項及び第八十八条第三項の規定の適用については、第七十六条第三項第一号中「当該退職一時金の基礎となつた期間」とあるのは「第八十三条第五項の規定により退職一時金とみなされる金額を俸給日額で除して得た数に相当する日数(その日数が別表第二の下欄に掲げる日数と一致しないときは、同欄の直近の少ない日数)に同じ」とする。

第九十九条第二項第三号中「のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分」を削る。

第一百一条第三項中「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第九十九条第二項第三号中「のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分」を削る。

第一百一条第三項中「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「月の末日」を「毎月の末日」に改める。

第八十七条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定に」に、「同項の規定を」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものに對する前項の規定の適用については、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき(当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第三に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。)」とする。

第八十八条第二項及び第三項第二号中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に改める。

第九十六条中「場合には」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第九十九条第二項第三号中「のうち、それぞれこれらの年金に係る廃疾又は死亡が公務によらないで生じたものとした場合に支給すべきこととなる廃疾年金、廃疾一時金若しくは退職一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金に要する費用をこえる部分」を削る。

第一百一条第三項中「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「月の末日」を「毎月の末日」に改める。

第八十七条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定に」に、「同項の規定を」を「これらの規定」に改め、同項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものに對する前項の規定の適用については、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき(当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第三に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。)」とする。

出」を加える。

第三百一十一条に次の一項を加える。

3 船員組合員若しくは船員組合員であつた者又はこれらの者の遺族に對する給付のうち、公務による廃疾年金又は公務による遺族年金は、前二項の規定にかかわらず、前項第一号に掲げる給付とする。

第二百二十四条の次に次の一項を加える。

(公庫等に転出した復帰希望職員に對するの特例)

第二百二十四条の二 組合員(長期給付に關する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。)が任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、引き続き公庫の予算及び決算に關する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの(以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)

となるため退職した場合において、その者が、その公庫等職員となつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その引き続く公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復歸したとき」という。)の第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨をその組合に申し出たと

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一年以上組合員であつた者で組合員となつて一年を経過する前に公務によらないで病氣にかかり、又は負傷したものに對する前項の規定の適用については、別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき」とあるのは「別表第三又は別表第四に掲げる廃疾の状態にあるとき(当該療養の給付又は療養費を受けている場合には、これを受けることができる期間内になおらないでその期間を経過した時に、その傷病の結果として、別表第三に掲げる廃疾の状態にあるときを含む。)」とする。

第二百二十四条の次に次の一項を加える。

きは、当該退職（以下「転出」という。）に係る長期給付は、その申出をした者（以下「復帰希望職員」という。）が引き続き公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職し、引き続き復帰したときは、長期給付に関する規定（第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公庫等職員であつた期間引き継ぎ組合員であつたものとみなす。ただし、当該公庫等職員であつた期間内に発した疾病又は負傷に係る廃疾給付については、この限りでない。

3 前項の場合において、第四十二条第二項の規定の適用については、同項中「係給は」とあるのは、「係給（組合の運営規則で定める仮定係給を含む。以下この項において同じ。）は」とする。

4 復帰希望職員及び公庫等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章（第九十九条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる費用に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号中「国の負担金」とあるのは、「公庫等の負担金」と、第百条第二項中「係給」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定係給」と、第百二条中「各省各庁の長（自治大臣を含む。）又

は職員団体」とあり、又は「国又は職員団体」とあるのは「公庫等」と読み替へるものとする。

5 復帰希望職員が引き続き公庫等職員として在職しなかつたとき（引き続き復帰したときを除く。）は、その組合又は連合会は、政令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公庫等に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなればならない。

第百二十五条第一項中「第四十一条第二項」の下に「及び前条」を加え、同条第二項中「とき、又は職員が組合職員となつたとき」を「場合又は職員が組合職員となつた場合において、その者が、そのなつた日から六十日以内に、政令で定めるところにより、第三十八条第二項及び第三項の規定を適用しないことを希望する旨を組合に申し出たときは、これらの規定は、適用しない。この場合において」に改め、同条第三項を削る。

第百二十六条第二項中「第四十一条第二項の規定及び」を「第四十一条第二項及び第百二十四条の二の規定並びに」に改め、同条第三項中「及び第三項」を削る。

附則第十三条の二第二項中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項に改め、同条第三項中「百分の一・四」とあるのは「百分の一・七」とを削り、第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改める。

別表第三の下欄中「四六、八〇〇円」を「四七、五二〇円」に、「三四、八〇〇円」を「三五、五二〇円」に、「一九、三二〇円」を「一九、八二四円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 再就職者に関する経過措置（第四十一条）」を「第七章 再就職者に関する経過措置（第四十一条・第四十一条の二）」に改める。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 旧法等 旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

第二条第一項第五号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第十三号中「及び恩給」を「恩給」に改め、「通算される期間」の下に「及び在職年の計算上恩給公務員としての在職年月数に加えられる期間」を加え、同項第十九号及び第二十二号中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「前項の下に」を「第十七号の二に掲げる額を算定する場合に、又は第十七号第五項第一項の規定は、適用しないものとし、前項」を加える。

第五条第三項中「停止する。」を「停止し、その者が施行日以後の職員である期間内に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。」に改め、同条第四項中「基礎となつた期間」の下に「（普通恩給

を受ける権利を有する者が再び恩給公務員となり、施行日前に再び退職した場合において、普通恩給の改定が行なわれなかつたときにおけるその再び恩給公務員となつた日以後の恩給公務員期間を含む。）」を加える。

第七条第一項ただし書中「在職年」の下に「（当該一時恩給を受ける権利を取得するに至らなかつた在職年を含むものとし、第五条第二項の規定によりその権利が消滅した年を除く。以下第十九条第一号において同じ。）」を加え、「旧法又はその施行前の共済組合に関する法令」を「旧法等」に改め、「基礎となつた期間」の下に「（退職一時金を受ける権利を取得するに至らなかつた期間を含む。以下第十九条第二号において同じ。）」を加え、同項第一号中「（以外の年月数）」の下に「及び同条第四項に規定する加算年の年月数」を加え、同号に次のように加える。

におけるそのこえる期間

第七条第一項第二号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第五号中「及び国」を「国」に改め、「旧長期組合員に該当するもの」の下に「及び旧特別調達庁法（昭和二十二年法律第七十八号）に規定する特別調達庁に勤務する者で職員に相当するもの」を加える。

第九条第二号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団に勤務していた者で日本医療団の業務の政府への引継ぎに伴い、引き続き職員となつたものの日本医療団に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

三 法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府に昭和二十年八月八日まで引き続き勤務していた者でその後職員となつたものの当該外国政府に勤務していた期間のうち恩給公務員期間を除いた期間

第十一条第二項中（その金額が同項第一号の期間を四十年として算定した金額をこえるときは、当該金額）を削り、同項第一号中「年数」の下に「（その年数が四十年をこえるときは、四十年。以下次号において同じ。）」を加え、同条第三項中「第三号までの期間」の下に「（同項第一号の期間のうち四十年をこえる期間を除く。）」を加える。

第十二条第二号中「旧法第四十一

六五、〇〇〇円に、九八、二〇〇円を「一〇五、〇〇〇円」に、「五三、二〇〇円」を六四、〇〇〇円に改め、同表の備考五中「生れた」を「生まれた」に改め、「同号の子とあわせて四人をこえない人数に限り」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七條第一項第一号及び同法別表の改正規定(同表中療疾の程度一級に対応する金額の改正規定及び備考五の改正規定を除く)並びに同法第九條第一号の次に二号を加える改正規定は、昭和三十六年十月一日から同法別表備考五の改正規定は、昭和三十七年一月一日から施行する。

(給付に関する規定の一般的適用区分)

第二条 改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六條第二項、第八十七條第二項及び第三項、第八十八條第二項及び第三項、第二百一十一條第三項、附則第十三條の第二第三項及び別表第三並びに改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第二条第一項第五号及び第十三号、第七條第一項第二号及び第五号、第十一條、第十二條、第十三條第二項、第二十三條、第二十四條、第三十一條、第三十二條の二及び第三十三條(これらの規定を改正後の施行法第四十一條

第一項又は第四十二條第一項において準用する場合を含む。)、第四十一條の二、第四十五條第二項及び第三項、第四十五條の三第二項、第四十六條第一項、第四十八條並びに別表(療疾の程度一級に対応する金額に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(給付金からの控除等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第四十六條第一項及び第九十六條の規定は、施行日以後の組合員期間に係る掛金及び同日以後に給付事由が生じた給付について適用する。

(損害賠償の請求権に関する経過措置)

第四条 改正後の法第四十八條第一項の規定は、第三者の行為により施行日以後に給付事由が生じた場合について適用し、同日前に給付事由が生じた場合については、なお従前の例による。

(出産費等に関する経過措置)

第五条 施行日前に出産した組合員若しくは組合員であつた者又は組合員の被扶養者である配偶者に係る出産費、配偶者出産費又は育児手当金の支給については、なお従前の例による。

(傷病手当金の支給に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第六十六條の規定により傷病手当金の支給を受けている者に対する当該手当金の支給の期間については、なお従前の例による。

(国等の負担金に関する経過措置)

第七条 改正後の法第九十九條第二項の規定は、施行日の属する月分以後の国(同法附則第二十條第三項の場合にあつては、地方公共団体。以下この条において同じ。)の負担金について適用し、同月前の月分の国の負担金については、なお従前の例による。

(公庫等に転出した復帰希望職員についての特例に関する経過措置)

第八条 改正後の法第二百二十四條の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する公庫等職員となるため退職した者について適用する。

(住宅金融公庫の役員に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限る。)で住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとなす。

2 前項の規定に該当する者(以下「公庫職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定める

ところにより、その者の施行日以後の引き続く公庫職員としての在職期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下「復帰したとき」という。)の改正後の法第三十八條の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を、公庫職員となる前の組合に申し出たときは、その者に係る恩給(次に掲げるものを除く)は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続く公庫職員として在職する間、その支払を差し止める。

一 その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給

二 その者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたもの

三 増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

四 復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に関する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公庫職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給(第二項各号に掲げるものを除く)を受ける権利は、施行日の前日に消滅したものとみなす。ただし、増加恩給と併給される普通恩給を受ける権利は、同日からその者が復帰した日の前日まで停止したものとする。

5 改正後の法第二百二十四條の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望職員の転出の時」とあるのは、「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第三号)の施行の日」と読み替へるものとする。

6 第一項に規定する者のうち、施行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受ける権利を有しないこととなる者は、恩給に関する法令の規定の適用については、その者の引き続く公庫職員としての在職期間中普通恩給についての最短期間を超す日において退職したものとみなし、その者については、前四項の規定を準用する。この場合において、第二項から第四項まで中「施行日」とあり、又は前項中「国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第三号)の施行の日」とあるのは、「普通恩給についての最短期間を超す日」と読み替へるものとする。

(公同等の役員に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫、労働福祉事業団、中小企業信用保険公庫又は首都高速道路公団(以下この項において

第一類第五号 大蔵委員会議録第十八号 昭和三十六年三月二十二日

「公団等」という。に在職する者（公団等に在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限る。）で、引き続き公団等に在職し、更に引き続いて恩給法第十九条に規定する公務員（以下「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下「公務員とみなされる者」という。）となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定により当該公団等の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者の在職年月数に通算されることとなるもの（以下「公団等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続く公団等職員としての在職期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を、公団職員となる前の組合に申し出たときは、改正後の施行法第四十一条第四項の規定は、施行日以後、その者については適用しない。

一 日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第五十九条第三項及び第四項

二 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四十一号）第四十八条第三項及び第四項

三 農地開発機械公団法（昭和三十年法律第四十二号）第三十七条第三項及び第四項

四 日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）第三十七条第三項及び第四項

五 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）第四十四条

第三項及び第四項

六 原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）第三十七条第一項及び第二項

七 公営企業金融公庫法（昭和三十一年法律第八十三号）第三十九條第三項及び第四項

八 労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十五條第三項及び第四項

九 中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）第二十九條第一項及び第二項

十 首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第三十三号）第四十八條第三項及び第四項並びに同法附則第十二條第一項

十一 雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第一号）附則第十三條第一項

十二 前項の申出をしなかつた公団等職員（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の施行法の長期給付に関する規定（改正後の法第六章の規定を除く。）の適用については、その者は、施行日以後の公団等職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

十三 前項の規定に該当する者に対する改正後の施行法第四十一条第四項の規定の適用については、同項中「当該期間」とあるのは、「当該期間（国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第一号）の施行の日前の期間に限る。）とする。

十四 前条第五項の規定は、復帰希望

職員について準用する。（その他の公庫等職員に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前に公務員若しくは公務員とみなされる者又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き改正後の法第二百二十四条の二に規定する公庫等職員となり、引き続きこの法律の施行の際現に当該公庫等職員として在職するもの（その在職することとなつた日の前日において国の職員であつた者に限るものとし、公庫職員、公団等職員並びに附則第二十二條に規定する復帰希望職員及び復帰希望組合員を除く。）以下「その他の公庫等職員」という。）が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続くその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの改正後の法第三十八條の規定による組合員期間の計算上組合員とみなされることを希望する旨をその他の公庫等職員となる前の組合に申し出たときは、その者に係る普通恩給（改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正前の施行法」という。）第五条第二項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた普通恩給を除く。）並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金は、その算退職年金及び廃疾年金は、その

申出をした者（以下この条において「復帰希望職員」という。）が引き続きその他の公庫等職員として在職する間、その支払を差し止める。

第十六条 附則第九條第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「恩給（第二項各号に掲げるものを除く。）」とあるのは「附則第十一條第一項に規定する普通恩給並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金」と、「増加恩給と併給される普通恩給」とあるのは「改正前の施行法第六條第一項ただし書（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けた退職年金」と読み替へるものとする。

第十七条 （組合職員の取扱ひに関する経過措置）

第十八条 施行日前に組合職員が職員となり、又は職員が組合職員となつた場合における長期給付に関する規定の適用については、なお従前の例による。

第十九条 （増加恩給の受給権が消滅した場合に関する経過措置）

第二十条 改正後の施行法第五条第三項（同法第四十一条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつた者について適用し、同月前に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつた者については、なお従前の例による。

（除算された加算年の算入に伴う経過措置）

第二十一条 更新組合員又は改正後の施行法第四十一条第一項各号に掲げる者（以下「再就職者」という。）が昭和三十七年九月三十日以前に退職し、又は昭和三十六年九月三十日以前に死亡した場合において、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）以下「法律第五十五号」という。）附則第二十四條第四項及び改正後の施行法の規定を適用するとしなければ退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、同法の規定により、昭和三十七年十月分（遺族年金については、昭和三十六年十月分）から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

第二十二条 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十四條の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

第二十三条 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、同一の給付事由につき一時恩給の支給を受け、又は改正後の施行法第二條第一項第二号の二に規定する旧法等、改正前の法、改正前の施行法、改正後の法若しくは改正後の施行法の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金（これらに相当する給付を含む。）の支給を受けた者（改正後の法第八十條第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。）である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、当該

一時恩給又はこれらの一時金の額
(同法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という)の一部が組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

(旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置)

第十五条 更新組合員又は再就職者が昭和三十六年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、在職年の計算につき次に掲げる規定を適用するとし、たならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、同年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支給する。

一 法律第五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項並びに改正後の施行法第二十一条第十三号及び第七条第一項第一号

二 改正後の施行法第九号第二号又は第三号

2 前条第二項の規定は前項第一号の場合について、同条第三項の規定は前項の場合について、それぞれ適用する。

3 昭和三十六年九月三十日において現に更新組合員又は再就職者につき改正前の法、改正前の施行

法、改正後の法又は改正後の施行法の規定により支給されている退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、在職年の計算につき法律第五十五号附則第四十二条第一項第一号又は第二号及び改正後の施行法第二十一条第十三号の規定を適用するとし、たならばこれらの年金の額が増加することとなるものについては、同年十月分以後これらの規定を適用してその額を改定する。

(旧特別調達庁職員であった期間の取扱等)

第十六条 改正後の施行法第七号第一項第五号の規定の適用を受ける者の同号の規定の改正により組合員期間に算入されることとなった期間は、施行日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなす。

2 政府は、厚生保険特別会計の年金勘定の積立金のうち、前項に規定する者の厚生年金保険の被保険者であった期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から一年以内に厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。(公務員による廃疾年金の額に関する経過措置)

第十七条 昭和三十六年九月三十日以前に給付事由が生じた公務員による廃疾年金の同年九月分までの額の算定については、なお従前の例による。ただし、施行日から同年九月三十日までの間に給付事由が生じた公務員による廃疾年金で廃失の程度が二級又は三級である者に係るものの額の算定については、改

正前の施行法別表中「九八、二〇〇円」とあるのは「一〇三、〇〇〇円」と、「五三、二〇〇円」とあるのは「五八、〇〇〇円」とする。

2 昭和三十六年九月三十日において現に公務員による廃疾年金の支給を受けている者については、同年十月分以後、その額を改正後の施行法第二十四条(同法第四十一条第一項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)及び同法別表(同表中廃疾の程度一欄に

対応する金額に係る部分を除くものとし、備考五の改正がなかつたものとす。)の規定により算定した額(施行日前に給付事由が生じた公務員による廃疾年金で廃疾の程度が二級又は三級である者に係るものにあつては、同表中「一〇五、〇〇〇円」とあるのは「一〇〇、二〇〇円」と、「六四、〇〇〇円」とあるのは「五九、二〇〇円」として算定した額)に改定する。ただし、改定後の年金額が従前の年金額に達しない者については、この改定を行なわない。

3 昭和三十六年十二月三十一日において現に公務員による廃疾年金の支給を受けている者のうち、改正後の施行法別表備考五に規定する退職後に生まれた子が同表備考四に規定する子とあわせて四人をこえている者については、昭和三十一年一月分以後、同表備考三の規定による加算額(以下次項において「加算額」という。)を同表備考三から五までの規定により算定した額に改定する。

4 昭和三十六年十二月三十一日以

前に給付事由が生じた公務員による廃疾年金の同年十二月分までの加算額の計算については、なお従前の例による。

(債務の保証に関する経過措置)

第十八条 改正後の施行法第五十四条の規定は、施行日以後に消滅する権利に係る債務について適用し、同日前に消滅した権利に係る債務については、なお従前の例による。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正)

第十九条 石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条の三から第五十三条の六までを次のように改める。

第五十三条の三から第五十三条の六まで 削除

(炭鉱職業者臨時措置法の一部改正)

第二十条 炭鉱職業者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

第四十二条及び第四十三条 削除

(医療金融公庫法の一部改正)

第二十一条 医療金融公庫法(昭和三十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十項から第十五項までを削り、以下六項ずつ繰り上げる。

(石炭鉱業合理化事業団の復帰希望退職員等の取扱)に関する経過措置

第二十二條 この法律の施行の際現に改正前の石炭鉱業合理化臨時措

置法第五十三条の三第一項に規定する復帰希望退職員、改正前の炭鉱職業者臨時措置法第四十二条第一項に規定する復帰希望組合員又は改正前の医療金融公庫法附則第十項に規定する復帰希望退職員に該当する者に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用並びにこれらの者に係る掛金及び負担金については、なお従前の例による。

理由

国家公務員共済組合の制度につき、厚生年金保険法の一部改正等に伴い年金の最低保障額を引き上げるとともに、公務員による廃疾年金又は遺族年金に要する費用については国が全額を負担することとし、国家公務員と公庫、公団等の職員との人事交流の場合における組合員期間の通算を統一に行なうこととし、その他組合員期間の計算の特例、長期給付の額の算定、育児手当金の支給方法等共済給付に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

税理士法の一部を改正する法律案

税理士法の一部を改正する法律案 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中(第四十九條―第四十九條の十九)を(第四十九條―第四十九條の二十一)に改める。

第三條第一項中「及び」とを「と」とし、及び特別と税」に改め、

「第二十四条」の下に、「第三十六条」を加える。

第四号第五号中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）（順税法（明治三十二年法律第八十八号））」を「関税法（昭和二十九法律第六十一号）（とん税法（昭和三十三年法律第三十七号）及び特別とん税法（昭和三十三年法律第三十八号））」に改め、同条第七号中「税理士の登録を取り消された者」を「税理士業務を行なうことを禁止された者」に改め、同条第九号中「登録の申請を却下された者」を「登録を拒否された者」に改める。

第五号第一項第二号中「行政事務」を「官公署における事務」に改める。

第八号第一項第五号中「所得税」を「官公署における事務のうち所得税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第六号中「国税に関する行政事務」を「官公署における行政事務」に改め、同項第七号中「事業税」を「官公署における事務のうち事業税」に、「行政事務」を「事務」に改め、同項第九号中「地方税に関する行政事務」を「官公署における地方税に関する事務」に改める。

第十九号第一項中「国税庁」を「日本税理士会連合会」に改め、同条第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十一号第一項中「その住所地を管轄する税務署長を經由して、国税庁長官を」大蔵省令で定める税理士会を經由して、日本税理士会連合会に改め、同条第二項中「一通を」三通に、「税務署長は」を「同項の税理士会は」に改め、「当該申請者の

住所地」の下に「の所轄税務署長並びに当該住所地」を加える。

第二十二号第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「当該登録の申請を却下し」を「登録を拒否し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第一項の規定による通知に係る者につき登録をしようとするとき、又は登録を拒否しようとするときは、第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

第二十二号第二項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「登録の申請を却下し」を「登録を拒否し」に改め、同条第三項及び第四項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「登録の申請を却下する」を「登録を拒否する」に改める。

第二十三号の見出し中「国と地方公共団体を」と等と日本税理士会連合会に改め、同条第一項中「市町村」を「税務署長並びに市町村」に、「第二十四条」を「次条」に、「国税庁長官に通知しなければならない」を「日本税理士会連合会に通知するものとする」に改め、同条第二項中「国税庁長官は」を「日本税理士会連合会は」に、「登録の申請を却下した」を「登録を拒否した」に改め、「その旨を」の下に「国税庁長官並びに」を加える。

第二十四号第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「国税又は地方税」を「不正に国税又は地方税の賦課又は徴収」に、「免かれ」を「免

れ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四 不正に国税又は地方税の還付を受け、若しくは受けようとし、又は受けさせ、若しくは受けさせようとした者で、その行為があつた日から二年を経過しないもの

第二十四号の次に次の一条を加える。

（登録を拒否された場合等の異議の申立て）

第二十四号の二 第二十二号第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に関する通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができ

る。

第二十一号第一項の規定による登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月以内に当該申請に係る登録がされない場合（当該期間内に当該登録を拒否された場合を除く）には、当該登録を拒否されたものとして、当該期間満了の日後三月以内に、政令で定めるところにより、国税庁長官に対して異議の申立てをすることができ、この場合において、国税庁長官は、第三項の規定による異議の申立てをし、その旨を当該異議の申立てをした者及び日本税理士会連合会に通知しなければならない。この場合において、当該処分が棄却の処分であるときは、当該異議の申立てをした者に対する書面には、その理由及びその者が第二十二号第四項の規定に該当する者である場合にはその旨を附記しなければならない。

日本税理士会連合会は、第三項の規定による登録の命令を受けたときは、すみやかに、登録を行なわなければならない。

前各項に規定するもののほか、第一項又は第二項の規定による異議の申立てに關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五号の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「申請に基づき」を「申請に基づき」に改め、「判明したときは」の下に「第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基づきを加え、同条第二項中「規定による処分をする」を「規定により登録を取り消そうとする」に改め、同条第三項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改

きは日本税理士会連合会に対して登録を命じ、当該申立てについて理由がないと認めるときは当該申立てを棄却しなければならない。

第二十二号第二項の規定は、前項の規定により当該申立てを棄却しようとする場合に準用する。

国税庁長官は、第三項の規定による処分をしたときは、書面によりその旨を当該異議の申立てをした者及び日本税理士会連合会に通知しなければならない。この場合において、当該処分が棄却の処分であるときは、当該異議の申立てをした者に対する書面には、その理由及びその者が第二十二号第四項の規定に該当する者である場合にはその旨を附記しなければならない。

日本税理士会連合会は、第三項の規定による登録の命令を受けたときは、すみやかに、登録を行なわなければならない。

前各項に規定するもののほか、第一項又は第二項の規定による異議の申立てに關し必要な事項は、政令で定める。

第二十五号の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に、「申請に基づき」を「申請に基づき」に改め、「判明したときは」の下に「第四十九条の十七に規定する資格審査会の議決に基づきを加え、同条第二項中「規定による処分をする」を「規定により登録を取り消そうとする」に改め、同条第三項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改

め、同条に次の一項を加える。

4 前条第一項及び第三項から第七項までの規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に関する通知を受けた場合に準用する。この場合において、同条第三項及び第六項中「登録」とあるのは「当該処分の取消し」と、同条第五項中「その理由及びその者が第二十二号第四項の規定に該当する者である場合にはその旨」とあるのは「その理由」と読み替へるものとする。

第二十六号第一項中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 前条第一項の規定による登録の取消しの処分が確定したとき。

四 前号に規定するもののほか、第四号第二号から第八号までの一に該当するに至つたことその他の事由により税理士たる資格を有しないこととなつたとき。

第二十六号第二項中「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号、第二号又は第四号」に、「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第二十七号及び第二十八号中「国税庁長官」を「日本税理士会連合会」に改める。

第三十六号の見出し中「脱税相談」を「脱税相談等」に改め、同条中「脱税につき」を「不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき」に改める。

第四十四号第三号及び第四十五号

第一項中「登録の取消」を「税理士業務の禁止」に改める。

第四十八条中「戒告又は税理士業務の停止」を削る。

第四十九条第二項中「及び連絡」を「連絡及び監督」に改める。

第四十九条の二第三項中「変更」の下に「政令で定める重要な事項に係るものに限る。」を加える。

第四十九条の十四第二項中「及び連絡に関する事務を行う」を「連絡及び監督に関する事務を行ない、並びに税理士の登録に関する事務を行なう」に改める。

第六章中第四十九条の十九を第四十九条の二十一とし、第四十九条の十六から第四十九条の十八までを二条ずつ繰り下げ、第四十九条の十五に見出しとして「税理士会に関する規定の運用」を附し、同条中「第二項第二号を除く。」を「第一項」に改め、同条を第四十九条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

(資格審査会)

第四十九条の十七 日本税理士会連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、日本税理士会連合会の請求により、第二十二条第一項の規定による登録若しくは登録の拒否又は第二十五条第一項の規定による登録の取消しにつき必要な審査を行なうものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本税理士会連合会の会長をもつてこれに充てる。

5 委員は、会長が、大蔵大臣の承認を受けて、税理士、国税又は地方税の行政事務に従事する職員及び

び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十九条の十四の次に次の一条を加える。

(日本税理士会連合会の会則)

第四十九条の十五 日本税理士会連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第四十九条の二第二項各号(第二号を除く。)に掲げる事項

二 税理士の登録に関する規定

三 第四十九条の十七に規定する資格審査会に関する規定

2 日本税理士会連合会の会則の変更(前項第二号に掲げる事項その他政令で定める重要な事項に係るものに限る。)は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第五十一条第二項中「第四十四条(第三号を除く。)、第四十五条(第一項中登録の取消の処分に関する部分を除く。)」から第四十八条まで(これを「第四十四条から第四十六条まで(これらの規定中税理士業務の禁止の処分に係る部分を除く。)、第四十七条、第四十八条(税理士業務の禁止の処分に係る部分を除く。)」に改める。

第五十六条第一項中「第二十二條第一項、第二十五条第一項」を削る。

第六十三条第二号中「第四十九条の十七」を「第四十九条の十九」に改める。

附則第三十項中「昭和三十一年七月一日から五年間に限り」を「当分の間に改める。

附則第三十一項第一号中「もつぱら国税又は地方税に関する行政事務に従事した」を「官公署における国税又は地方税に関する事務にもつぱら従事した」に、「行政事務の」を「事務の」に改め、同項第二号中「会計士補でこれらの者の」を「会計士補の」に改める。

附則第三十四項中「並びに第十三条第四項及び第五項」を「第十三条第四項、第六項及び第八項並びに第十四条第二項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第三条第一項、第四条第五号、第五条、第八条、第二十四条、附則第三十項、附則第三十一項及び附則第三十四項の改正規定並びに附則第九項の規定は公布の日から、第三十六条の改正規定は同日から起算して十日を経過した日から施行する。

2 改正後の税理士法(以下「新法」という。)第四条第七号及び第二十六条第一項第四号の規定の適用については、改正前の税理士法(以下「旧法」という。)の規定による懲戒処分により税理士の登録を取り消された者は、新法の規定による懲戒処分により税理士業務を行なうことを禁止された者とみなす。

3 新法第四条第九号の規定の適用については、旧法の規定により税理士の登録の申請を却下された者は、新法の規定により税理士の登録を拒否された者とみなす。

4 旧法の規定により国税庁長官に提出した登録申請書その他の税理士の登録に関する書類は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において新法の規定により日本税理士会連合会(以下「連合会」という。)に提出したものとみなす。

5 旧法の規定による税理士名簿の登録は、施行日以後は、新法の規定による税理士名簿の登録とみなす。

6 旧法の規定により国税庁長官が交付した税理士証票は、施行日以後は、新法の規定により連合会が交付した税理士証票とみなす。

7 旧法第二十二條第一項又は第二十五條第一項の規定による処分を受けた者において当該処分に関する書類がある場合における訴訟については、なお従前の例による。

8 国税庁長官は、施行日において、国税庁に備えた税理士名簿その他の税理士の登録に関する書類を連合会に引き継がなければならない。

9 連合会は、この法律の公布の日以後遅滞なく、会則の変更につき必要な手続を行わなければならない。

10 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「登録ノ取消ノ処分ヲ受ケタル者」を「業務ヲ禁止セラレタル者」に改め、「若ハ取消」

を削る。

11 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「旧税務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)」を削り、「許可の取消、除名又は業務の禁止」を「業務の禁止又は除名」に改める。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十一号中「税理士の登録及び監督並びに」を「税理士、」に改める。

13 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「登録を取り消され」を「業務を禁止され」に改める。

第十二條第一項第二号中「許可取消」を削る。

14 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「税理士」を削り、「弁理士」の下に「若しくは税理士」を加える。

取消しは、新法の規定による懲戒処分たる税理士業務の禁止とみなす。

理由

税理士制度の運営の実情にかえり、税理士の自主性の確立に資するため日本税理士会連合会に税理士の登録事務を移譲するとともに、特別な税理士試験を行なう期間を延長し、あわせて税理士試験の受験資格等について規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○足立委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官大久保武雄君。

○大久保政府委員 ただいま議題となりました国民年金特別会計法案外四法律案につきまして、その提案の理由と概要を御説明申し上げます。

まず、国民年金特別会計法案について御説明申し上げます。

老齢、障害または死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同運命によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする国民年金制度につきましては、第三十一回国会において成立した国民年金法により創設され、すでに発足いたしております。そのうちのいわゆる経過的福祉年金につきましては、昭和三十四年十一月一日からその給付が行なわれており、さらには、いわゆる拠出制年金につきましては、本年四月一日からその保険料の徴収が開始されることとなっております。

ことは、御承知の通りであります。しかし、政府といたしましては、国民年金法に基づく国民年金事業を運営して参りますためには、政府管掌の各種の保険事業におけると同様に、国民年金事業における歳入歳出はこれを特別に経理いたしまして、その収支を明確にし、将来にわたってその財政の均衡が保持されるよう運営することが必要であると認められますので、ここにこの法律案を提案し、国民年金事業の健全な発達をはかることといたしました。次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、この特別会計におきましては、国民年金法に基づく国民年金事業に関するすべての経理を行なうことといたしております。従いまして、同法に基づく拠出制年金に関する経理に限らず、同法に基づく福祉年金に関する経理につきましても、この会計において行なうこととなります。

第二に、この特別会計は厚生大臣が管理することとし、その経理は、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分して行なうことといたしております。しかし、国民年金勘定の歳入は、国民年金事業にかかると保険料、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の業務勘定からの受入金、拠出制年金の年金給付に要する費用に充てるための一般会計及び積立金からの受入金並びに積立金から生ずる収入等とし、同勘定の歳出は、拠出制年金給付費及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための業務勘定への繰入金等とすることといたしております。次に、福祉年金勘定の歳入は、

福祉年金の年金給付に要する費用に充てるための一般会計からの受入金等とし、同勘定の歳出は、福祉年金の年金給付費等とすることといたしております。また、業務勘定の歳入は、国民年金事業の事務の執行に要する費用に充てるための一般会計からの受入金、国民年金印紙の売りさばり収入及び国民年金事業の福祉施設に要する経費に充てるための国民年金勘定からの受入金等とし、同勘定の歳出は、国民年金事業の業務取り扱いに関する諸費、国民年金印紙により納付された保険料に相当する額の国民年金勘定への繰入金及び国民年金事業の福祉施設に要する経費とすることといたしております。

第三に、以上のほか、この法律案におきましては、この特別会計の予算及び決算に関する事項その他の会計経理に關し、必要な事項について規定することといたしております。

なお、国民年金の保険料は、国民年金印紙により納付することが原則とされておりますのに伴いまして、当該印紙の形式及び売りさばき等に関する規定を整備するため、この法律案の附則において印紙をもつてする歳入金納付に關する法律の一部を改正することといたしております。

次に、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず第一に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、職員として退職するに際しては、職員として退職するまでの在職期間を基礎として退職手当の額を計算することを建前としておりますが、現行法の前身である国家公務員等退職手当暫定措置法施行日、すなわち昭和二十八年八月一日前

における外地官署引き揚げ職員及び追放職員並びに軍人軍属等であった職員等の勤続期間については、当時の特殊事情等を考慮して、外地官署引き揚げ等によって退職した後、一定期間内に再び職員として就職した場合に、前後の在職期間を通算する等の特例を設けております。これに反し、昭和二十八年八月一日以後において、外地官署所属職員等であった者が本邦に帰還して再就職した場合に、この勤続期間の計算の特例が認められておりませんので、昭和二十八年八月一日前の外地官署引き揚げ職員等に比し不利な扱いとなっております。従いまして、今回、昭和二十八年八月一日以降の外地官署引き揚げ等であった職員について、勤続期間の計算について、同日以前の外地官署引き揚げ等であった職員と同様の特例を設けることとしております。

第二に、現行の国家公務員等退職手当法におきましては、職員が退職し即日再採用される場合等においては、前後の在職期間を引き続きしているものとみなし、退職手当を支給しないこととしておりますが、昭和二十八年七月三十一日以前においては、職員の在職期間が引き続きしている場合においても、退職手当を支給したことがあり、その際、このような場合には、その職員の最終退職時の退職手当を計算する際、さきに支給を受けた退職手当の計算の基礎となった在職期間を除算することとしております。このため、外地官署引き揚げ職員等について前後の在職期間を通算する旨の特例が設けられていても、引き揚げにより退職いたしました際退職手当の支給を受けております

場合は、さきの退職手当の計算の基礎となった在職期間が除算されることとなり、不利益を受ける結果となっております。

昨年、国家公務員等退職手当法の一部を改正して、公庫等から復帰した職員に対する退職手当にかゝる特例を設けることといたしました。が、今回、外地官署引き揚げ職員及び追放職員並びに軍人軍属等であった職員の退職手当につきましても、その退職の事情及び長期勤続者優遇の趣旨等にかんがみ、公庫等から復帰した職員に對する退職手当にかゝる特例に準じて、その者が退職した場合に支給する退職手当の額の計算につき特例を設けることとするものであります。すなわち、従来、外地官署引き揚げ職員等の退職手当の額の計算につきましては、引き揚げ等による退職のときに支給された退職手当の計算の基礎とされた在職期間を除く在職期間を基礎として、退職手当の額の計算を行なうことといたして、退職手当が、今回これを改め、当該退職者の再就職前後の在職期間を合算することとした場合受ける退職手当の支給割合から再就職前の在職期間に對する支給割合を控除した割合を退職時の俸給月額に乘じて得た額を、退職手当として支給することとしようとするものであります。

なお、これらの特例は、昭和三十六年三月一日以後の退職者について適用することとしております。次に、大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のため発行される外貨地方債証券に関する特別措置法案について申し上げます。大阪港及び堺港の港湾整備並びに臨

港工場用地の造成等の総合整備事業計画は、かねてより関係地方公共団体により検討されて参りましたが、このほどは成案を得るに至りました。その起債対象事業規模は約七百七十億円に上る予定であります。関係地方公共団体におきましては、その一部を外貨地方債証券の発行により調達することとし、昭和三十六年度におきましては、九十億円に相当する外貨地方債証券の発行を計画しております。政府といたしましては、この総合整備事業計画は時宜を得た適切なものであると考えましたので、この計画のために発行される外貨地方債証券の発行を円滑ならしめるために、この法律案により特別措置を講ずることとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、政府は、当分の間外貨地方債証券にかかる債務につきまして国会の議決を経た金額の範囲内で保証契約をすることができるとして、昭和三十六年度におきましては、保証契約をすることができるとして、昭和三十六年度の附則において定めることとし、その限度額は、大阪府及び大阪市が共同して発行する外貨地方債証券につきましては、発行時における基準外貨為替相場または裁定外貨為替相場で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外貨通貨の金額並びにその利子及び発行に関する契約に基づくその他の支払金の額に相当する金額といたしております。

第二に、外貨地方債証券の消化を円滑にするために、その利子等に対する租税その他の公課については、これまでの外貨公債の例にならい、非課税措置を講ずることとしているのであります。

次に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の現由とその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、健康保険法、厚生年金保険法、恩給法の一部改正等に伴い、国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法について所要の改正を行なうとともに、共済給付に関する規定を整備いたそうとするものであります。

次にこの法律案の内容について御説明申し上げます。

国家公務員共済組合法の一部改正につきましては、まず第一に、健康保険法の一部改正に伴い、育児手当金について二千四百円を一括支給することとする。また、出産費及び配偶者出産費についてそれぞれ六千円及び三千円の最低保障額を新たに設けることとしております。

第二に、厚生年金保険法の一部改正に伴い、退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

第三に、傷病手当金の起算日については、従来一律に療養のため勤務に服することができなくなった日以後三日を経過した日から起算することとしておりましたが、その者に俸給の全部または一部が支給されることにより傷病手当金の全部が支給されないときは、その傷病手当金の支給が実際に始められた日から起算することとしたしております。

第四に、公務による廃疾年金または公務による遺族年金に要する費用について国が全額を負担することとしたしております。

第五に、国家公務員が、任命権者の要請に基づき公庫等の職員となり、さらに引き続き国に復帰した場合において、その公庫等の職員期間を組合員期間に通算し得る措置を統一的行なうこととしております。

第六に、共済組合の組合員が国の職員となつたとき、または国の職員が組合員となつたときは、その者の選択により、相互の組合員期間を通算し得ることとしております。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正につきましては、まず第一に、旧勅令による共済組合の組合員であつた期間を旧長期組合員期間とし、これにより引き継いでいない旧勅令による組合員期間も年金計算の基礎となる期間として取り扱うこととしております。

第二に、恩給法の一部改正に伴い、旧軍人軍属の職務加算等を在職年に算入することとする。また、旧日本医師会職員期間及び外国政府職員期間を組合員期間に算入することについて所要の改正を行なうこととしております。

第三に、同じく恩給法の一部改正に伴い、公務による廃疾年金の最低保障額を引き上げることとしております。

以上の改正のほか、その他共済給付に関する規定を整備する措置を講ずることとしたしております。

最後に、税理士法の一部を改正する法律案について、提案の現由を御説明申し上げます。

政府は、昭和二十六年に税理士法が施行されて以来の税理士制度の運営の経験に鑑み、今後早急に税理士のあり方その他税理士制度全般について根本的な検討を加える方針であり、その結論を得るにはなお時日を要しますので、今回は、税理士の登録事務の移譲及び税理士特別試験の存続期間の延長等当面必要な事項について税理士法の一部を改正しようとするものであります。

以下、改正案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に、税理士の自主性を高めるため、税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲することとし、所要の制度の適正な運営をはかるためには、個々の税理士が、その職責を自覚し、自主的にみずからの規律を守る態勢が確立されることが望ましいことはいふまでもありません。このような観点から、さしあたり従来国税庁長官が行なっていた税理士の登録事務を日本税理士会連合会に移譲することとしております。この移譲に伴い、登録事務の公正な運営をはかるため、日本税理士会連合会に、同連合会長のほか、税理士、国税または地方税の行政事務に従事する職員及び学識経験者からなる資格審査会を設け、問題のある事案については、同審査会の議決に基づいて処理することとしております。また、登録を拒否された事案及び登録事務が相当期間遅延している事案については、国税庁長官に対して異議申し立てを行ない、その救済を求めることができることとしたしております。

第二に、税理士の特別試験の制度について所要の改善をはかった上、その存続期間をとりあえず延長することとしたしております。

第三に、税理士の業務に照らし、その資格試験にふさわしい試験のあり方について総合的な検討を行なう必要が認められております。このように、税理士の試験制度全般について、税理士制度の基本的な問題の一つとして早急に検討を行なうこととしておりますが、その結論を得るにはなお時日を要しますので、今回は、本年六月三十日にその適用期限の到来する税理士の特別試験制度について、所要の改善をはかった上、その存続期間をとりあえず延長することとしております。

お、従来税理士会の会則の変更はすべて大蔵大臣の認可を要していたのであります。税理士会の自主性を高めるため、できる限り届出制に改めることとしたしております。

第二に、税理士の特別試験の制度について所要の改善をはかった上、その存続期間をとりあえず延長することとしたしております。

お、従来税理士会の会則の変更はすべて大蔵大臣の認可を要していたのであります。税理士会の自主性を高めるため、できる限り届出制に改めることとしたしております。

なお、税理士試験の受験資格、税理士試験における試験科目の免除資格及び特別試験の受験資格中、現在一定期間間税または地方税に関する行政事務に従事したことを要件としているものについて、今回これを若干拡張し、国または地方公共団体における国税または地方税に関する事務に従事した者にその資格を認めることとする等、所要の規定の整備をはかることとしたしております。

以上が国民年金特別会計法案外四法律案についての提案の理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○足立委員長 これにて各法律案の提案理由の説明は終わりました。
各案に対する質疑は次会に譲ります。

○足立委員長 港灣整備特別会計法案、揮発油税法の一部を改正する法律案及び地方道路税法の一部を改正する法律案の三法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 港灣整備特別会計法案に関連をいたしまして、二、三お伺いをいたしておきたいと思ひます。

港灣の整備が叫ばれて以来、歴史はきわめて古く、しかも、その緊急性というものは、ますます強まるばかりでありますし、政府の所得増進計画にいたしましたし、また私どもの党の経済計画にいたしまして、港灣の整備

が、ベースは違ひましても、焦点となつておることは申すまでもないところであります。しかし、一方において考えなければなりませんことは、港灣の形の上の整備ができていなくても、内容的な整備ができていなくても、内容の総合的な整備ができていなくても、伴つていかないということが、私どもとしては多年疑念をいだいてきたところでありま。

〔委員長退席、鴨田委員長代理着席〕

時間の関係上、冒頭に問題点を申し上げますと、たとえば、陸海の交通の関連というものは、ほんとうに港灣整備と相付いた計画ができていくかどうか。

また、第二番目には、港灣に働く労働事情というものが、いつまでたつても封建的な要素が常に絶えないのではな

いか。港灣における経営及び労働問題についての近代的な変革というものが少しも伴っていないではないか。第三番目には、港灣の行政は、本委員会

何回も私から指摘をしたのでありますし、閣議でも一たん決定をしたことではありますけれども、港灣行政の一元化は遅々として進まないではないか。またそのほかたくさん問題があるのであります。

計法が本委員会に提案され、港灣整備緊急措置法が、別途の委員会を審議をせられ、本会議を通過した趣でありま

やら、実はわかりません。つまり、わからぬということ、港灣の総合的な整備について結局欠けるところがあるのではないか、こういうことを考えるのであります。適当な回答者であるかどうか知りませんが、当面の問題についての一応の責任者でありますから、港灣局長にそれらの問題についての御意見をまずお伺いいたしたいと思ひます。

○中道政府委員 お答えできるかどうかわかりませんが、お答えしたいと思ひます。

御指摘のように、港灣の問題につきましては、終戦後、これはほかの事業もそうでございますが、特に港灣にお

きましては、占領軍の政策もございまして、各地の荒廃した港灣の復旧がな

かなか思うように進まなかつたわけでございます。しかし、わが国の経済が逐次発展して参りまして、港灣行政が

なかなかそれにマッチできないというのが実情であつたわけでございます。

私たちが考えますのに、いろいろな原因があると思ひますが、何と申しまして

の整備ということがある程度進みませんことには、それをもとにして行なわれます行政なりあるいは管理運営といふことが、なかなか困難な事情になつてくるわけでございます。従ひまして、私たちの方といたしましては、昭和三十三年に、運輸省といたしまして一応港

灣の長期計画を樹立いたしましたわけでありましたが、その後経済が非常に急速に

発展をして参りました関係で、今回はさらに新しく三十六年度を起点とする

新長期五カ年計画を樹立いたし、また、それを、従来のような単年度の予算で

なく、五カ年間をまとめた計画にいたしまして、全体のワタをきめると同

時に、各年度におきましても、経済の情勢、地方の実情に合致できるように

がでなければ行なわれないということではございまして、今日まで港灣の整備をいろいろな方法によつて進めてきております。従ひまして、今までのところ、港灣の行政につきましては、たとえば港灣の利用者にとつていろいろ港灣の手続が非常に繁雑である。

この点は、御承知と思ひますけれども、たとえば、終戦後、建物の関係等もございまして、港灣の行政事務、あ

るいは入港管理事務でありますとか、植物検査でありますとか、検査でありますとか、

また、各地にそれらの機関が点在したというふうなこともございまして、港灣の利用者に非常に不便をかけておつた

わけでございます。それらのことが港灣の利用者からいろいろと要請がござ

いまして、それらについては、できるだけこれを合同庁舎等の方策によつて、手続を簡素化しあるいは簡略化する

○横山委員　ちよつと質問の焦点が抽象的であつたためでありますか、御答弁も非常に抽象的であります。あなたのお答えになつた限りにおいては、私は失礼ながら事情を承知しておるのであります。これから御質問申し上げる点は、政務次官、税関課長から、一つ具体的に、時間もございませぬから、お答えを願いたい。

まず第一に、港灣行政の一元化の問題でございます。これは、累次の閣議で、私の質問書に對しましても、閣議で、原則として賛成である、そういうふうにしたというふうになりました。しかし、いかに一元化するかについては、私自身も議論の余地を持つておるのでありますが、私はこういう考え方を持つておるのです。今港灣管理者を設定されて、その地方自治体、たとえば名古屋港でありますと名古屋港の地方港灣管理者、各地方自治体、市が中心となつてやつておる。ほかのところでは、また横浜では横浜方式があり、下関は下関方式があるのですが、その地方自治体に移されておる権限を將來取り上げるお気持があるかどうか、ということが一つ。

第二番目には、合同庁舎というのは一番やりやすい、やり方であるけれども、その合同庁舎方式によつて港灣行政の一元化といつてしまふのであるからどうか。各省のなわ張り争いは、これは全く世間の非難の焦点であるけれど、これも、各省とも折れ合つて、国家機関の出先機関が全くばらばらで、そのためにも、各省とも折れ合つて、国家機関の出先機関が全くばらばらで、そのために書類が煩雑で全く意見が疎隔しておるような状態を改善して、国家行政機構、出先機関がある程度一つに集約を

する、一つでいかにしても、それを縮減して窓口を短縮するという方向があるのかどうか。できるのかどうか。また、それを実施するに際して、やれ運輸省を中心にするという考え方や大蔵省を中心にするという考え方が根を張って、官僚のなわ張り争いについてここ数年來叫ばれておりながら、だれしも納得しながら、一歩も前進しない。結局合同庁舎でごまかしてしまふというやり方であるけれども、百尺竿頭一歩を進めて、運輸省も大蔵省も建設省も労働省も、それら官署がこの目的に向かつて努力する用意があるかどうかという点を、簡潔に一つ港湾局長と大蔵省の担当者から御意見を伺いた

行政の一部と考えられておったように思われます。しかし、いずれにいたしましても、港灣行政というものが、つまり、わが国における港灣というものが、十分に発達をいたしておりませんで、發展途中の段階にあつたというふうに考えられますので、そういう港灣の管理についての統一された制度というものが行なわれておらなかつたというのが、実情じゃないかと思うわけでございます。従ひまして、終戦後は港灣法の制定ということになりました、その後港灣管理者というものを、もつて港灣の行政を統一するというふうな方向に進んできておるわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、内容にいたしましては、施設の面

呼びます。

○中道政府委員 具体的に申ししても、これは、この前行政管理庁の行政制度審議会でありますか、港湾行政の統一に関する答申が出たわけでございます。それに対して、運輸省といまして、現在の港湾行政を、重要な港湾についてこれを国家管理に移すという点はえておりません。

○横山委員 それはそれだけでなく、それでは、港湾行政は、今あなたもお認めになっておるように全くばらばらで、非難的である。その非難的であることを、あなたも言葉少なく表現されているのだから、それは審議会が重要港湾の国家管理をすることを答申したけれども、わしいやだとい

す。従つて、そういう方面で合同庁舎ということを考えておる。それが現在の実情であるわけであります。

それから、さらに根本的な問題といはしましては、何と申しましてもやはり施設の整備ということがその根本的な原因である。たとえば月末あるいは月初めの集中配船という問題もございしますが、それらにつきましても、やはりそれに適応するだけの接岸施設ができておりますれば、それらの月末、月初めの集中配船という問題も大いに緩和される。その他港灣の労働問題いろいろございしますが、それらの点につきましても相当改善されるというふうに、われわれは考えておるわけであります。

○中道政府委員　大へんむずかしい問題でございます。私どもの方といたしたうちは、ただいま申しましたように、に、これらの先遣国と申してはなんでも、ヨロッパなりアメリカ等の港湾事情等もいろいろ調査いたしました。港灣の行政の統一ということに對して、あるいはポルト・オーソン・リテイ、あるいは少なくとも市でありますとか県でありますとか、そういうような港灣に直接関係いたしまする地

におきましても、あるいはいろいろな海運の事情等におきましても、まだ十分な点が多々あるために、現在のところいろいろな不満なりあるいは要請が出てくるわけでございます。しかし、そういう点につきましては、われわれといたしましては、現在の港湾管理の制度というものをさらに強化あるいは改善、指導いたしまして、そういうことによって港湾行政を遂行していく、港湾行政の統一なり、

うならば、港灣行政の非難的をどういうふうに改善するかということを書いていっているんですから……。

○中道政府委員　その点につきまして、先ほど申しましたように、内情はいろいろ調査いたしてきますと、やはり大きな問題は現在の手続関係、船会社あるいはその他の港灣利用者が、それらの業務を行なうために、いろいろな書類を各種の機関に提出しなければならぬ。それが、場所の異なる関係等も

○横山委員　なつておれぬです。その
の言うことがわからぬのか、それとも
認識不足なのか、判断に苦しむので
す。私の言っているのは、港灣行政の
根本的な改善をしなければならぬ。そ
んな合同庁舎を作つたり手続を統一
たりするようなことは、枝葉末節の問
題ではないか。一つの港に各省の出生
機関が割拠している、それぞれのがな
争ひをやつていふようなことではだめ
なんだから、これは少なくとも行政機
関と統合するの不可しななればだめだ

方団体の管理下に置くということが最も民主的であり、また港灣の管理運営を円滑ならしめる趣旨であるというふうに考えておるわけでございます。わが国におきましては、従来の例から申しますと、大部分の港灣は都道府県知事の管理下に行なわれておったわけであります。ただ、戦前は、横浜の關いは神戸等におきましては、税関の關係する外国貿易におきましては、税関の關稅行政上、それらの地域が税関の

あるいは港灣の管理運営なりといふことを遂行していくことができる、そういうふうにかけておるわけでございませう。

○横山委員　局長の説明は非常に抽象的でいかぬと思うのです。弁明や事情の説明なんか私わかつておるのですから、港灣行政の一元化の前向きの姿についてお考えを聞かしてもらいたい。具体的にはどうするのか。意見がなければならぬでよろしい。なければ大臣を

勞力を費やすということが、非帯に大きな要素であるように考えられるわけでありまして、いろいろ調査いたしました。従いまして、それらを簡略にし、それらの手数を省く、そういうためには、どうしてもやはりこれをいかに力所にまとめてやるということが、それにとつて非帯に大きなプラスになる。またそういうことを実はそれらの業界で強く望んでおるわけでありま

と言っているのですよ。その点については何らあなたはお考えになっていないようですね。かつて閣議でそういうことが一たん原則的に了承されて、それを審議会なりいろいろなところで議論をされていることは、あなた御存知のはずです。重要港湾を国家管理するということについては、私も議論がさうり、その点についてはいいというのです。それなら、それが答申がされるよ

うな現実の事態を改善するために、書類を少しぐらい手直ししたぐらいで、合同庁舎を作ったぐらいで、それでいいとあなたは思っているのですか。行政機構というものをこのままでいいとあなたは思っているのですか。だから、私は、冒頭に言ったように、港をよくする、岸壁をよくする、埠頭を作る、そういうようなことだけでは足り合いがとれぬではないか、国の機構それ自身が勝手ばらばらなような状況で、国自身が改善をすることが必要ではないか、こう言っているのですが、この港行政の総合的な改善、一元化について、あなたは御意見はないのですか。

○中道政府委員 非常なむずかしい問題ですが、その港行政の根本問題に対する認識と申されますが、たとえば現在重要な港が非常に発展をいたしておるわけでございます。

〔鶴田委員長代理退席、委員長着席〕

従いまして、単にその港だけでなくて、その周辺も含めた広域な港の経済圏というものが順次形成されてくるのではないかとこのふうにも考えます。従いまして、港行政の大きな意味の統一と申しますか、そういう場合には、もつと根本的に、ポート・オーソリティ方式でありますとか、あるいは各地の港の現在の管理制度というものを総合的に統括したやり方というものも考えられるのではないかと。そういうふうな点についても、これは議論があると思うわけでございますが、現在のところ、われわれの方でいたしましては、それらの点についていろいろ検討はいたしておりますが、まだそれ

時から夜は何時までというふうな、門限を作るといふことが必要なことではないかと思ふのです。現在、ある港においては、この労働者の趣旨に賛成して、それじや朝は八時なら八時にしよう、そうして一斉に港がそれで動き始める、各官署ともそれに合わせて大体その作業のあれをきめるといふようなことは望ましいことであるといふことに、要開会としてきた港がありますが、政府として、それぞれを担当されるところとして、この港の門限といふことが、港で仕事が始まるのは何時だ、作業が終わるのは夜何時だ、そうしてそのほかのことは緊急な問題として処理するといふふうな、港の門限を作るといふ一斉に仕事を始めるのとは異なるというふうなことを、どうお考えになっておられますか。おそろく両局長ともこの問題についてはお耳に入っておると思うのでありますが、どういふふうな処置をされておりますか、両局長にお伺いします。

○中道政府委員 お話の港関係の深夜荷役の廃止という点につきまして、昨年、港関係の民間または官公庁の労働組合十四組合によりまして、港中央共闘会議というものが組織されまして、昨年の十月に、港労働ににおきまして、午後十時以後の夜荷役及び年末年始の四日間の有給休暇を実現するということで、関係の雇用主に対しまして要求書を提出され……。

横山委員 お話中ですが、説明が非常に多いのです。説明はみんな知って居るのですから、答えだけ聞かして下さい。

○中道政府委員 そこで、この要求に對しまして、われわれにいたしましては、現在港労働の特殊性といふこともございまして、長時間労働が他の産業に比べて相対的に多いといふことは事実だと考えております。これを何らかの方法によりまして是正する必要があると考へられるわけでございしますが、この深夜荷役を一切廃止するといふ問題につきましては、現在のわが国の情勢あるいは商賈の現状から申しまして、いろいろ困難な事情があると思へられるわけでございします。従いまして、運輸省といたしましては、現在さらに業界と組合におきまして双方で十分話し合ひをなさるような努力が続けられておるわけでございします。そういうふうな方法で極力話し合ひを進めていられるといふことを望んでおるわけであります。

は、現在港労働の特殊性といふこともございまして、長時間労働が他の産業に比べて相対的に多いといふことは事実だと考えております。これを何らかの方法によりまして是正する必要があると考へられるわけでございしますが、この深夜荷役を一切廃止するといふ問題につきましては、現在のわが国の情勢あるいは商賈の現状から申しまして、いろいろ困難な事情があると思へられるわけでございします。従いまして、運輸省といたしましては、現在さらに業界と組合におきまして双方で十分話し合ひをなさるような努力が続けられておるわけでございします。そういうふうな方法で極力話し合ひを進めていられるといふことを望んでおるわけであります。

○横山委員 たいだいまの港局長のお話と大体同じでございますが、私もどしどしと聞かされておる問題、船会社あるいは荷役業者の間でそういう話し合ひがうまくできるというところであれば、非常にけっこうなことであると思います。税関としましては、税関の立場から先ばしして、私どもの方からそういう門限的なことをどういふことか、これは差し控へたい、かように考えております。

○横山委員 そういたしますと、運輸省及び大蔵省とも、船会社なり荷役業者が了承すれば、そういう港の門限を作るといふことについては望ましい姿である、こういうふうな理解してもよろしいと思ふのであります。

○中道政府委員 その点につきましては、いろいろの問題がございしますので、なお十分話し合ひをした上で結論を得るようになりたい、そういうふう

うに考えております。

○横山委員 話し合ひをするといふのは、あなた方が話し合ひをするのではなくて、荷役業者あるいは船会社と働く人々との話し合ひですね。それに対して運輸省としてはどうなんですか。先ほどのお話とすれば、原則としてそういうことは好ましい姿である、こういうふうな理解してよろしいのですか。

○中道政府委員 港労働の特殊性といふことは十分認識をいたしておるわけでございします。それから、話し合ひにつきましても、昨年の暮れには、労働省と運輸省があつせん役になりまして、業界との話し合ひのあつせんもいたしたといふようなことでございします。今これが望ましいといふのは望ましくないといふ結論を出すのは、いささかまだ時期が早いんじゃないかと考えております。ただ港労働の特殊性といふことはわれわれも十分に認識しておるわけであります。

○横山委員 どうもあなたは回答がいつもはつきりしないのですけれども、両方の話し合ひをやらせるといふことはわかりました。わかりましたけれども、話し合ひをやらせただけで、実際に港行政の責任者として、それぞれ責任者としてどういふ立場で話し合ひをさせるのか。港労働の特殊性はわかっている、この特殊性をあなた強調される意味はどういふものなのか。港労働者及び労働者といふものは、近代化するといふ点については、私と意見が一致するようだ。そうだとすれば、働くときには働く、休むときには休む、休むときどうしてもやらなければ

ばならぬものなら別だけれども、原則として門限を作る、そうして一斉に働き出す、そうして一斉に休むことは望ましいということについて、私と意見が一致するのかもしれない、この点はどうです。

○中道政府委員 結論的にどうこうということはちょっと困難だと思つた。これは、お話のように近代化しなければならぬという点については、その通りでございます。ただ、夜荷役を廃止する、十時以後は全部荷役をストップするという事になりますと、それのよって起る、船会社その他に對する影響が非常に大きいわけでございます。特に港灣は外国船も多数入るわけでございますから、それらの関係もありまして、あるいは荷主等との関係もございます。従つて、昨年の暮れも、その点について荷主、船会社との話し合いをそれぞれ数回にわたつて行なつたわけでございます。しかし、まだ結論が出ておらないというのが現状でございます。従ひまして、それについてはなお十分に話し合いをした上で結論を得たいというふうに考へております。現在のところこれに望ましいかどうかという事は、そういうような事情がございますので、すぐにそういう結論を出すことは困難だと思います。

○横山委員 どうもあなたの言うことはわからないのですけれども、それじゃ一体運輸省はどういう方針でその問題に臨んでおるのですか。とにかく話し合へ、話し合つたことが話がつけば、運輸省は無条件で了とするということなんです。それとも、こういう方向が望ましい、押しつけるわけにはいかぬけれども、よく話し合いをしてくれというのか。無原則なのか、原則があるのか。原則があるとすれば、それは何です。

○中道政府委員 よく話し合いをしてくれということでございます。

○横山委員 話し合いがつけば、どういふふうになつても運輸省としては文句を言わないのですか。

○中道政府委員 そういうことではな

いのです。話し合いをした上でその姿を見まして、運輸省としての考へ方を

出すというわけでございます。その間の途中におきまして、両者の情勢は

われわれとしても十分連絡をして、その円滑な結論が出るように考へていき

たいと思つております。

○横山委員 そういうことだからいかぬというのです。話し合いをしてくれ、話し合いがつかないからそれでよくし

たというのではなくて、話し合いがつかないからそれでよくし

たら、それをチェックする、チェックするというのは、一体どういう立場で

チェックするの。あなたの立場で、自分だけはどうを考へるにせよ、あ

らでやらせるだけやうしておいて、あとチェックするというのは、いつても何

う少し運輸省としては——いつても何でも運輸省はそういうやり方だけれど

も、こういう原則で話し合いをしてもらいたい、押しつけるわけじゃないけ

れども、こういうやり方が望ましいというのを、なぜ堂々とあなたは鮮明

されぬのか。どうも、私は、自分も交通関係出身だけれども、いつも運輸省

というの、そういう点で度胸が足らぬというのか、どうも考へられない。港灣を担当するものとして、港灣の近代化、

民主化に責任を持つなら、こういうのでありたいということを、なぜもつと

と堂々と指導なされぬのですか。あとで私は伊勢湾の問題についても質問を

するのだけれども、伊勢湾の区域の問題については、失礼な話だけれども、

あなたの方の出先機関はなつておらぬ。自分が責任をかぶらうとしない。よその官署の人がものを言つたら、お

れのところの権限であるのかかわらず出過ぎたまねをする、こういう言い方を除くやうに言つてゐるそうです。

それならそれで、なぜもつと堂々と、こういう主張を私どもはしているんだ

けれども、いかぬならいかぬで、こういう原則で話し合いをしてくれという

ふうになつてゐるのですか。どうも、そういう点で、私はあなたの御答弁を聞いて

おつても不満を感じるのです。もう一べん聞きますけれども、港灣の門限

を作ることにして、運輸省の基本的な考へを聞かして下さい。なければなら

ないでいいです。

○中道政府委員 現在のところ、私どもといたしましては、先ほどから申し上げておりますように、現在の港灣の

特殊性という事は十分認識しておりますが、この問題は影響するところが

非常に多い問題でございますから、今ここでこうだという結論はなかなか出

し得ないと思ひます。

○横山委員 まことにどうも情けない話でございます。これはあとの機会に譲ります。

今ちょっと話をしましたが、港灣の区域の問題については各省まちまちで、関門及び京浜両港に見られるよう

な広域的な総合港の創設を要する、名古屋の商工会議所なり四日市商工会

議所が合議の上、名古屋港及び四日市

港を包含する総合港を創設してもら

いたい、こういう要望を前から出して

るわけでありませう。この点について、

実は名古屋の運輸省及び大蔵省関係

の出先機関の間に一部のことがあるやう

であります。私は、そのその原因に

ついて、原則的に反対でなくして、原

則的に賛成だけれども、片一方が進むか

という、片一方がものを言わないとい

うような雰囲気があるやうな気がして

なつてゐる。私の誤解であれば、それはけ

つてゐるやうでありますけれども、どうも

ちまたの名古屋の財界並びに有識者の間では、

そういう両省の——名古屋の経済界が一致して

言つてゐる。結局、それなら両者に

関係のない商工会議所や民間人が推進

しようというわけで、名古屋港、四日市港を包含する

総合港の創設という陳情が正式に出されたわけ

であります。承ることにいたしますと、税関の方面

では、関税法、港域法、港則法、検疫法等の

関係法令の改正について、税関に關する限りにお

いては何か上申書を出したやうであります。海運局長

の方、それを提出してないやうであります。何で提出し

ないやうなことを言つていらつしやいまして、一応もつ

ともものやうなことに聞かせるのであります。そ

んなことを言つておつたら何も片づかない。あなた

のところへも陳情がいつておると思つたけれども、

地元においては、名古屋のみならず、どこでもそ

うだが、港灣整備の緊急なときにおいて、何として

早くこれを實現してもいい、できれば今国会でも

やつてもらいたいという圧倒的な意見であり

ますが、運輸省としてのお考へはいかがでありますか。

○中道政府委員 お話の点につきま

して、われわれの方も伺つておるわけ

でございますが、一つは、大阪湾にお

きまして、大阪と堺港の港域の拡張の問題、それと、今

お話しした伊勢湾におきまする名古屋港と周辺の

港灣地域の港域の拡張の問題でござ

います。われわれといたしましては、この点につ

きましても、またおしかりを受けるかもし

れませんが、地元で今いろいろ話し合

いが進められておるわけでございます

が、それらについて、いろいろ事情を伺

ひました検討しておるわけございま

すが、この点は、原則的に申し上げま

すと、港域の拡張をいたしまして、入

港船舶の手数料なり手続を簡素化する

ということについては、原則的にはわ

れわれは賛成でございます。ただ、それ

を實現いたします前に、それらの関係するところ

がやはりございまして、早急に、十分検討した上

で、早急に、この港域をすぐどうするとい

うことは、今の段階では困難だと思ひま

すが、原則的には賛成をいたしておるわけ

であります。

○稲益政府委員 税関に關します限りにお

きましては、私も御要望の方

向で何ら異存はないと考へてお

ります。ただ、問題は、関税法の港の区域を改

正したすだけになりますと、法の形といたしま

しても、実行上非常に問題が多

いわけでありませう。従ひまして、港域法

その他の関連法令が同時にやは

り改正されるということ前提とい

は、関税法の改正については、そ

の方向で進めたい、かように思つて

お

ら

い

た

い

い

い

い

い

い

しては一応予定しております。ただ、そこで運賃をどうするかという問題になりますと、これは、公共料金その他の事情や、その他車にコストの関係だけでなく、いろいろな観点を見てもめられたと思います。税の方では、消費税を上げる場合には、これは消費者に転嫁されることあるべし、あるかもしれぬ、あるいは排転になるかもしれぬ、そこまでは覚悟してやっています。

○横山委員 運輸省の方の御意見を承りたい。

○国友政府委員 ただいま主税局長の方から答弁のありましたように、昭和三十四年のガソリン税改訂のときには、運賃改訂をせずに参りましたわけでございます。従いまして、たとえば路線トラック等については昭和二十七年あたりから改訂をいたしておりました。これらの諸原価要素の値上がりというものはやはりあるわけでありまして、しかし、これらについては、私どもとしては、運賃改訂をするようになります。それら原価構成の諸要素について、全部にわたって検討を加えなければならぬと思っております。でございますが、最近の状況といたしましては、三月七日の閣議におきまして、この際当分の間は公共料金の値上げは行なわないという了解もございました。これら閣議で了解いたしました結果とをにらみ合せて、今後の措置をきめていきたいと思っております。

○横山委員 それでは答弁が不十分で、この法案を審議する形になります。大蔵省としては、消費税を上げる

以上は、理論的に運賃にはね返ることもあるということをご承知しておるとおっしゃっていただけるのですが、運輸省は閣議では公共料金の値上げはせぬと言っているのだから、力が入っているのですが、運賃を上げることにあつては、運賃を上げるべきか、その点をきり聞かせていただきたい。

○国友政府委員 運賃改訂には、ただいま申の上げましたように、原価構成諸要素について検討いたしますので、それら個々の申請によりまして原価の計算をした上で、運賃改訂が必要であるというところを考えたならば、その方向でわれわれとしては関係方面に交渉したいと思っております。

○横山委員 伝えられるところによりまして、今回のガソリン税の引き上げは、政府と業者の間で、毎年々々ガソリン税やその他の油関係の値上げが行なわれておいて、お前さん方が文句を言っているの無理からぬことである、今度は一つ運賃の値上げを認める方向で行くのか、まあ一つ了解してもらいたいという話し合いが暗にあったという話が巷間もつぱらであります。いかがでありますか。

○国友政府委員 それらのことにつきましては、私は聞いておりません。

○横山委員 聞いていないから、あなたの口の裏から、原価その他を勘案をして、上げるべき必要があれば関係方面と交渉するということが、そのことをそのままするきしているようなものじやありませんか。今まで、ガソリン税の審議に際して、そういう言葉は政府の方から語がなくなつて、私の方から聞いて、原価はどうなつてい

ただ、あなたの方から、原価その他を計算をして、そういう必要があるならば関係方面と交渉するということは、ガソリン税の審議において初めてでなく、すなわち、明らかに運賃の引き上げを行なう意思があるというふうに見えてよろしいでしょうか。

○国友政府委員 運賃の値上げ等の問題に關しましては、この三月七日の閣議了解等の線が出されたような関係からしまして、非常にわれわれとしては慎重に扱わなければならない問題だと思つておるのであります。これらの点につきましては、今後十分それらの原価構成の諸要素及び国民生活に及ぼす影響を考慮していかなければ、なかなか措置がしにくいと思つておられます。ただ、私どもとしては、運賃改訂という問題については、先ほどから申し上げておりますように、個々の申請を待ちまして、その申請内容について原価構成の諸要素を全部検討いたしまして、その結果どうしても現在の運賃においてやっていると

ないという状況が出て参りました場合には、やはりその企業を維持していきまします上において、どうしてもその方向に考えざるを得ない、しかし、その場合でも、国民生活に及ぼす影響を十分に勘案して、われわれとしては措置をしなければならぬ、こう考へておるわけでありまして、そういう方向で従来とも個々の申請を待つてやっておりますので、その運賃改訂について、さつき申し上げたような答弁を申し上げたわけでありまして、閣議決定というものは、私は、まあある程度絶対的な——池田総理大臣以下閣僚が

全部集まって決定をしたことでありまして、この件に關する限りは、運輸省はこの閣議決定に対して留保条件を付して、そういうふうな理解してよろしいのですか。

○国友政府委員 閣議決定についての留保条件等は付していません。この公共料金の値上げについては当分の間一切行なわない、こういう了解があつたわけでございます。

○横山委員 それはきわめてあいまいな話だと思つております。もうすでにあな自身が一たびとてばここにトラック業界の間接の新聞があるわけですが、もうすでにトラック業界としては値上げ三〇%案が強まるという見出しで、あなたに業界が一時間にもわたつて陳情して、値上げせざるを得ない事情をこどもも訴えた、こういつていられるのです。あなたが今ごろになつてこれからは、あなたに職務怠慢だと言わざるを得ない。今日まで、トラックなりタクシーなりハイヤーなり、あなたが監督をし、その経営の事情も見てきて、今から原価計算をしなければならぬ、今からガソリン税を値上げするのです。今、三十二年、三十三年、三十四年、三十五年と毎年やつてきて、そのたびに論争の焦点になつてきているわけですから、トラック業界が、タクシー業界が、ハイヤー業界が、あるいは石油業界が、どういふ経営の事情であるかはあなたは御存じでしょう。今から勉強なさるつもりですか。あなたが知っている範囲内で、ガソリン税を値上げしなければならぬという相談が大蔵省

からあつた場合に、どういふ結果を及ぼすかということは、あなたも判断ができるはずじやありませんか。どうなですか。今から勉強しなければならぬ、運賃は上げるのですか。

○国友政府委員 大蔵省との折衝の過程におきましては、ガソリン税の値上げ等については、自動車運送業者その他に及ぼす影響も大きいので、私どもとしては反対の意向を述べたのでござい

ます。しかし、道路整備という大命題から申しまして、私どももやむを得ないものというところで認めたわけでございます。しかし、その際に、ガソリン税を値上げいたしますことについては、影響等についても私どもは考えましたが、運賃改訂につきましては、単にガソリン税だけの問題ではなしに、たとえば車庫の価格とかあるいは部品費、修理費の変動とか、人件費の増加とか、そのほかの問題、すなわち原価構成の諸要素について私どもとしては詳細なデータを集めなければならぬのであります。それにつきましても、古いデータではわれわれとして納得がいけないので、それらのできるだけ最近のデータを集めて、実際に運賃を改訂すべきであるかどうかということとを詳細に検討しなければならぬと思つておるのであります。それらの原価構成諸要素についての資料を集めなければならぬ、こう考へておるのであります。

○横山委員 きょうは、港湾局長から、自動車局長から、私はまことに運輸省を責めなければならぬと思うのですけれども、一体運輸省の自動車行政というのはどうなつておるのですか。

もう全國民が、白タクの問題や、トラックでも自家用トラックで商売をどうやらやっておるという、まさに戦国状態じゃありませんか。そして、砂利トラックの事故が頻発するわ、全く今日の行政というものはなっておらぬ、こう言っているのです。一体運輸省は何をやっておるのだらう、こう言っているのです。しかも、それが発展していきますと、運輸省は、業界と結託をして、新免で、あるときには左にゆれ、あるときには右にゆれ、個人の新免をやるかと思つたら、それでおしかりを受けたから、今度は既存業者にぎょうさん割当をするようになったとか、全くそれはなっておらぬですよ。それで、ガソリン税の問題についていつも私も私どもは反対をしておりますけれども、結局大蔵省にこみやられたという答弁で、いつもいつも運輸省に關する限りは増税を承つて、誰々了承して、そしてなるべく運賃は値上げしたくないからというわけで、まあ忍んでもらいたい、こういうあり方について御反省は、運輸省はどうなっておるのです。私はきょうは偶然にも港と陸と両方に対して詰問を申し上げるのですけれども、これだけガソリン税の値上げが論争になつておりながら、まだ値上げするか値上げせぬか、これから原価計算をしてきめなければならぬというのは、お粗末千万じゃありませんか。腹の中ではもうきまつてゐるのじゃですか。タクシー業界やトラック業界やその他の業界に、暗黙値上げは認める、そういうことを言っているんじゃないのですか。どうせこれはガソリン税法が通つたらすぐの問題ですからね。この点は、もう少し率直に

運輸省の立場というものを鮮明になすつたらどうですか。

○國友政府委員 ただいま自動車行政に対する御批判があつたわけでございしますが、自動車行政に關しましては鋭意努力しておりますが、関係するところは実に多いのであります。それは、今申されました、たとえば自動車の車両は非常にふる、道路はなかなかよくならない、こういう状態がありまして、これら関係省が非常に多いので、それらの点については何とか打開しなければならぬということ、鋭意努力しておるのでございますが、運賃の改訂等についてだけといたしましては、私はまだ運賃改訂についてどれだけの腹をきめておりません。この点に關しましては、先ほどから申し上げておりますように、原価の構成要素を計算しなければ、とてもその率等については出て参りませんし、さらにトラック等について申しますと、たとえば積載効率の向上というような問題もございします。さらに運賃を割引しておるといふような問題もございしますし、先ほど申しました原価構成要素の値上がりというやうな問題もございします。で、それらの点を十分に検討した上で、国民生活に及ぼす影響等も考慮して、今後の運賃改訂を慎重に扱つていくという方向で考へておるのであります。

来、個々の申請を待つて、そのやうな方向で考へておつたのであります。が、やはり、先ほど申し上げましたやうに、三月七日の閣議了解の線と両々勘案しながら、措置をしていきたいと思つております。

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

う。ばかにしないで下さい。

○國友政府委員 ただいま調べまして申し上げます。——お答え申し上げますが、最初の案といつたしましては、二兆三千億円の五カ年計画の場合に、ガソリン税その他国の資金といつたしまして一兆二千億程度の規模を見込んでおりましたのを、二兆一千億といつたしました結果、一兆四百億程度でございまして、

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますように、原価の構成要素を計算しなければ、とてもその率等については出て参りませんし、さらにトラック等について申しますと、たとえば積載効率の向上というやうな問題もございします。さらに運賃を割引しておるといふような問題もございしますし、先ほど申しました原価構成要素の値上がりというやうな問題もございします。で、それらの点を十分に検討した上で、国民生活に及ぼす影響等も考慮して、今後の運賃改訂を慎重に扱つていくという方向で考へておるのであります。

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

○國友政府委員 先ほどから申し上げておりますやうに、運賃改訂については個々の申請を待つて審査をするわけでございますが、それらについて出て参りました場合に検討をし、その結果必要となれば改訂をしていくということになるわけでありまして、その結果

からとてもいかに、こういう理論だっ
たと思ひます。まさか運輸省が道路を
そんなに作らないでもないというよう
な議論をされるはずはないと思ひます
が、どうですか。結局一キロリットル
当たり幾らに幾らになったのだという
計算をして下さい。

○國友政府委員 私どもとしては一般
会計からの繰り入れを主張したのであ
りまして、それらの点につきまして税
率が幾らになるという計算はいたさな
かったわけでありまして。

○横山委員 どうも私はその点が納得
ができないのです。大臣に来ていただ
いて、その間の経緯をもう少し明らか
にしていただきたいと思います。

先ほどの話にもよると返るのです
が、運輸省としては交通関係労働者の
労働条件というものをどういうふう
に考へておられるのか。この運賃の値上げは、
原則等々の値上げと見合ひながら、運
賃をなるべく低率にきめる。値上げを
低率にするというのですから、当然し
わ寄せがいろいろな方にくると思ひ
ます。交通関係者の労働条件がどうい
う点になっているのか。これは人に
よって見方はあるかもしれぬけれど
も、白タクがなぜ出るのか。白タクが
出るゆえんの一つの原因は、今日の免許
制度の不工合にもよるけれども、タク
シーの運賃手をやっておるよりも、こ
の労働条件ではいかに、一つ個人
なりやみタクにならうという原因が、
争われない事実だ。砂利トラックがな
ぜ出るのか。砂利トラックがノルマで追
われてどうにもやれぬから、一日何往
復はせひともしなければ商売にならぬ
というわけで、めっちゃめっちゃ運賃をす
る、そういうところにも原因があると

思ひます。こういう労働条件が、運
賃の値上げあるいはガソリン税の値上
げによつて、結局押えられる可能性が
あると私は思ひますが、この交通関
係労働者の労働条件について、原則の
値上げの中に計算に入れられるおつ
もりでございませうか。この点につい
ては、ガソリン税の値上げの運輸省の審
査の中で、どういうふうなお考えをお
持ちになりましたか。

○國友政府委員 もちろん、運賃の原
価計算の場合には、人件費等は大きな
構成要素でありまして、それらの点に
関しましては、十分に運賃改訂の中で
勘案するということになっておりま
す。

〔細田(義)委員長代理退席、委員
長着席〕

○横山委員 勘案をするということ
は、つまり一般の賃金の引き上げと見
合つて賃金の引き上げを許す、こうい
うふうなお考えに立っているわけであ
る。

○國友政府委員 給与の引き上げ等に
つきましては、適正な給与というもの
をやはりわれわれも考へなければいけ
ないと思ひますが、これらは経営者と
労働者との交渉に待つて決定される部
面が多いわけにございませうが、私ども
としては、そういう適正な給与に関し
ては、運賃の原価構成要素として
考慮するということとございませう。

○横山委員 今たとえば例をトラック
とそれからタクシー運賃手にとつてみ
ますが、そのトラックとタクシー運賃
手の平均の賃金はわかりでございま
すか。それが全産業と比べて適正であ
るとお考えになっていませうか。

りましてから、歩合給が多かったの
で、これらに關しましては固定給を置
くべきであるという指導をいたしまし
て、最近固定給の率が上がつて参つ
ております。一般的に考慮いたしまし
て、トラック、タクシーの運賃手等が
平均であるとは申せませんが、大体給
与についてはほか並みに上がつてきて
おる状況は見られます。砂利トラック
等に關しましては、実は私どもの権限
は非常に少ないのでございまして、非
常に關係するところの多い行政であ
りますから、砂利トラック等につきま
しては、まだ十分に把握いたしておりま
せん。

○横山委員 私の聞いておるのは、ト
ラック及びタクシーの平均賃金はどの
くらいであるか、それが全産業平均と
比べて適正であるかどうかというので
すから、おわかりにならないければ後
刻でもいいです。おわかりになってお
たら、具体的な数字を一つ聞かせてい
ただきたい。

○國友政府委員 具体的な数字につ
きましては、取り調べまして、後刻御報
告いたします。

○横山委員 主税局長に聞きますけれ
ども、当今まに見る鋭敏な主税局長
という評判でございませうが、一休税と
いうものを、こういう目的税——これ
は作つたときからもう紛争が絶えない
のでありますけれども、多々あります
のです。そういうことで、道路がよくなるん
だから、ガソリン税を何引き上げて
もいいんだという考え方が、どうして
も基礎になつておるような気がするの
です。けれども、あんな個人的な意
見でもないですが、こういう目的税と
してできてしまつたのだから、振り出

しに戻つて議論するもしようがない話
けれども、こういう目的税ができた
以上は、ガソリン税をまた毎年上げて
いく、そして道路がどんどんよくなつ
ていく、それで割り切つていけるつも
りですか。その点はどうも私どもは釈然
としません。第一に釈然としません。こ
は、目的税のものに釈然としません。
第二番目に釈然としません。これは、そ
れは一体それに見合う國家財源の投入
が確實に行なわれていのかどうかとい
う点について論争しなければならぬの
です。それをもつて論争しなければなら
ぬ。それをもつて論争しなければならぬ
すけれども、もう大体私の腹の中にも
あんなの腹の中にもその数字がある。
釈然としません。理由は、ガソリン税の引
き上げに伴う見合つた國庫財源の投入
がなされていらないという点があるか
ら、私はそう主張するわけなんです。そ
ういう点について、あなたは、税の理論
及び負担の公平という点からいって、
これでもいいとほんとうにお考えでござ
いませうか。

○村山政府委員 歳出論をいたしまし
ては、これは私の方の主管ではござい
ませんが、おそろく、受益關係を考へ
まして、一般財源で幾ら、あるいは特
定財源で幾ら、こういうふうにお考へ
参るのだらうと思ひます。一方、われ
われの方の税制を扱つてい
る立場といたしましては、一般的に目的
税といわれるものは決して、好ましい
ことではないと思ひます。た
だ、現在のガソリン税は厳格な意味で
は目的税とは言つていないわけにござ
いませうが、道路緊急措置法によりま
して、揮発油税の収入を道路の整備に充
てるという緊急措置法によつてできて
おりまして、税そのものの性格から出

ているわけではない。いわば臨時的なも
のでございませうが、しかし、経済的に
見ますれば、これは目的税といわざる
を得ないと思ひます。た
だ、それは一般論として好ましくない
ということと、それから、現在ガソリ
ン税について具体的にどうかと申しま
すと、これはやはり現在の道路需要と
いうもの、それから今後の經濟の成長
に伴う道路の非常な重要性、それがも
たらす經濟効果が非常に多角的であ
り、非常に大きいといわれておりま
す。しかもこれに損傷を与えるものが
大部分自動車關係であるというところ
が、税制としては、その前提として
一つございませう。一方、考へまして、
税としてはたして負担にたえられるか
どうかという問題は、先ほどからいろ
いろお話がございまして物価に及ぼす
影響、運賃に対する影響、これはわれ
われの方ではその引き上げられること
あるべし、もちろん消費税のことでは
考へておりまして、引き上げられた
場合のその影響がどの程度であらうか
というところまでは、われわれの方で
は十分考慮しているわけにございませ
う。しかし、それによつて——それからま
た負担限度、國民所得に対して負担率
がどれくらいになるのか。それから、
各國における負担割合がどれくらいで
あるか。税込みの小売価格が、こうい
う國際商品でございませうから、世界各
國のどの程度になつていのか。どの
國でも、道路の建設というものは最近
における非常に大きな課題になつて
いっているわけにございませう。それ
ぞれ非常に大きな財源をここに求めて
いるわけにございませう。そういう
現実の姿を見ているわけにございま
す。それらを全体として検討いたしま

して、この程度のことはやむを得ないと考えているわけでありませう。ですから、一般論としてどこが限界だと言われましても、それらのものも総合勘案して、プラス面とマイナス面というものを比較考慮の上結論を下さざるを得ない、かように考えているわけでありませう。

○横山委員 抽象的にお答えにならぬのですが、要するに、あなたの論をもつてすれば、とにかく目的税そのものは好ましくない、けれどもこれが厳密に目的税といえるかどうかはわからぬ、さてそれから値上げはやむを得ないものと認めるというお話のようですが、そういうことを、二十九年のガソリン税二円、三十年の原油の輸入関税の創設、それから三十一年の軽油引取税六千円、三十二年の揮発油税五千円、軽油引取税二千円、三十四年のガソリン税四千五百円、軽油引取税二千四百円、三十五年原油の輸入関税で四割、それらを審議するときに、いつもいつもその理論を伺っているわけですが、そのたびごとに、もうこれでおしまいたという話をしていられるので、そのたびごとにこれでおしまいたという話も承っておる。だから、そのたびごとに、いつもいつも衆議院の運輸委員会なりの決議が行なわれる。参議院の運輸委員会の決議が行なわれる。そしてまた、本委員会においても、しばしば大臣なり責任者から、もうこれでおしまいた、ガソリン税の値上げはもういたさない決心です、こう言つて、また同じ答弁をこの大蔵委員会に繰り返すことになる。これは順番に聞いていきますけれども、主税局長としてはこれでおしまいたとお考えでござ

いますか。それともまた、政府や自民党さんから、この計画じやいかぬ、前に二兆三千億の話があったのだから、それに上りを戻してくれやという話があったら、また適当と認めるというところをお言ひになるおつもりでございませうか。今回五度、六度にわたつて議論をして、これでほんとにガソリン税の増税はもうおしまいたという議論がなされたのか。なされないのか。なされないものとして、税担者としてこれでおしまいたといつても、私は未来永劫のことを言っているんじゃないんですよ。少なくとも政治的に減税ばかりずっと続いているときには、増税ばかり続行なわれているのはこのガソリン税ですから、その点一つ政治責任にかけて、あなたの政治責任といつては悪いのですけれども、しかし、主税局長の立場からいって、あなたはこれでおしまいたとお考えでございませうか。また場合によつては上がるかもしれないというお考えでございませうか。

○村上政府委員 これは感じてございませうが、今回の増税によりまして非常に国際価格に近づいておられますので、特殊の事情でもない限り、個々に検討しなければなりません、今のような状況が他の状況と同じような状況であります、増税の余地は非常に少ななつておる。ガソリン税につきましては非常に少ななつております。ただ、軽油につきましては、いろいろ考えてみますと、まだ相当あるのじやないか、率直に申しましてさうに考えております。

引取税はこれから増税いたします、こういうことではございませうか。

○村上政府委員 それは税でございませうから、一方に歳入の増減がございませう、必要がないのに増税の余地があるから上げるという必要はごうもないと思ひます。ただ上げることにする利害得失を考えまして、しかし一方に負担がございませう。負担として常識的に考えられる線からいへば、ガソリン税の方はもう余剰が非常に少ななつておる。(横山委員「非常に少ないのは、ないのかあるのか」と呼ぶ) まあ多少はございませう。軽油引取税につきましてはまだ相当余剰としてはあります。しかし、増税をやるとはあつかひは、これはそのときにその必要があるかないかという問題でございませう、何も必要もないものを、負担力があるからといつて上げる必要はごうもないと思ひます。

○横山委員 先ほどの論争を中心にして考えれば、必要は大いにあるんですよ。道路を作れという方は二兆三千億です、それを二兆一億にちぎられたいのですから、あと二億は必要が残っているわけですね。それをまた来年、再来年に復活をすることは当然考えられることなんです。その場合には、あなたの今言う趣旨によれば、ガソリン税は多少上げ、軽油引取税は大いに上げるということになりますか。

○村上政府委員 まあ、そのときの情勢でどういふ必要かという具体性を見ないといけません、しかし、一方におきまして余剰があるからといって、やはり激変緩和という問題がございませう。ですから、軽油について一般的にガソリン税よりも増徴の余地があ

るといひましても、急には上げられないだらうと思ひます。今度おそろくガソリン税の方が一割五分、軽油が二割、実際の税込み価格の開きでいいますと、もっとずつと軽油に余剰があるのとわれわれは考えるわけではございませう、その辺に置かれたというの、やはりそういう事を運ぶ場合の具体的に及ぼす影響を考えて、激変を緩和したるうと思つてございませう、余剰があるからといって、またその必要があるからといって、直ちにその限界線までいくということにはならぬと思ひます。

○横山委員 ちょっとうっかりして聞き流しにしておつたのですが、その余剰とかなんとかというのはどういうこととございませうか。ガソリン税は多少まだ余剰がある、軽油引取税は大いに余剰があるという余剰というのは、つまり石油業界なり、あるいは自動車業界なり、あるいは大衆の負担力に余剰があるということなのか、どういう理由でございませうか。

○村上政府委員 これが非常にむずかしい問題でございまして、その価格に及ぼす影響であるとか、あるいは運賃を上げた場合には、たとえば運賃を上げた場合とは、たとえば運賃を上げたを得ないという情勢がある、それだけ上げるとどれだけ上がるか、その時点における経済にどういふ影響を及ぼすかという、いわば経済全体に及ぼすという角度の余剰という問題はあはすと思ひます。(横山委員「そんな抽象的な話はない」と呼ぶ) ただ、われわれは、それはその時点々々で考えるを得ませんものだから、今私が一般的に余剰々々と言つておるのは、その考慮は実ははつしておるわけなん

です。その考慮をはずしまして、国際商品としての石油を考えてみて、この国でも税抜き価格は大体同じなでございませう。同じような経済状況にある国において、もし税込み価格も同じであつていい、こういう観点に立ちますれば、小売価格の中に占めるガソリン税の比率であるとか、あるいは国民所得に対するそのガソリン税の負担割合、こういうところを大体めどに置きまして、今余剰の議論をしておるわけとございませう。ですから、それだけで余剰があるかないか、従つて増税に賛成できるかどうかという問題は、さつき先生のおっしゃつた抽象論という問題、一方においてございませうけれども、その具体的な影響度といふものを見ないと、個別には決定できません。今われわれが申し上げておるのは、それは一々わかりませんので、現実的な負担関係との比較、あるいは小売価格の中に占める比率、それらの比較において一般的な感じとして余剰があるかないか、こういうことを申し上げておるわけとございませう。従つて、具体的に、そのときにお前は余剰があるというからお前は賛成すべきではないか、こう言われましても、他の要素がございませうから、その際個々に検討した上でないと、最終的にはなかなか意向はきめられない、こう思ひます。

○足立委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

午後二時十九分開議

○足立委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 午前中運輸省及び大蔵省の方々に御質問したのですが、どうしても大臣にお出まし願って明らかにしたいことが残りましたので、参議院の關係で時間がないようでございしますから、率直に大臣のお返事をいただきたいのです。

第一は、このガソリン税の引き上げによって、いかにその負担が転嫁されるかという点に關連をして、バス、トラック、タクシー等の運賃を引き上げるのかどうかという点でありました。この点につきましては、大蔵省は、消費税を上げるということからいふならば、運賃の値上げは理論上あり得るという返事でありました。それから、運輸省の局長の返事は、一つにはガソリン税の引き上げにより、一つにはそのほか物価の値上がりで原価のコストの値上がりによって、運賃の値上げもあり得ることだ、けれども、國議の公共料金の引き上げはしないという原則もあることであるから、その見合ひにおいてなるべく低率で押えたいという趣旨の返事でありました。大臣にはつきり伺いたいことは、今から原価計算をやってみてとか云々と言うことは理屈にならぬ。毎年々々ガソリン税を引き上げてきて、トラックやタクシーあるいはハイヤーの経営者の事情なり、そのほかのことを今から計算しなければわからないというばかげたことではない。こんなことを計算を始めたら、百年河清を待つようなものだ。今ガソリン税の法案を審査するとき

に、運賃値上げをするのかしないのかということ、はつきりお答え願わなければならぬのだ。こういうことで追つておるわけであります。ですから、運賃關係が値上げをすることに成る、ならないという点を、政治的に明確に大臣まず一つ御答弁願いたい。

○本國務大臣 お答えを申し上げますが、今お話にございましたように、消費税あるいは揮発油税、地方道路税あるいは軽油引取税等を値上げいたしますのは、これは、原則的に申せば、消費税ですから、間接税、消費税というものは、お話がありましたように、結局においては最後の消費者に転嫁されるというのが租税理論でございます。しかし、私どもの方といたしまして、最近引き続き揮発油税が上がったり軽油引取税などが上がるといふことが、バスとかトラックとかいふような自動車の方の原価構成の因子を引き上げたわけでございます。またそのほかにも人件費が上がるとか、あるいはまた部品の値上がりがあるといふような、やはり一連の原価を構成する因子というものが上がつてきております。しかしながら、一方におきましては、揮発油税が上がつたりあるいは軽油引取税が上がることによって、新しいうつばな道ができてきて、自動車の運行の上から見ますと、たとえば言葉があまりに卑近になりますが、自動車にたがなくなるとか、あるいはまたタイヤの摩滅が非常に少なくなるとか、あるいは燃料の消費が少なくなるとか、あるいは原価高とは反対に値段を減らすような方に働く方面も私はあると思うのであります。これは、現に、最近地方におきまして道路

公団によって有料道路ができておりますが、その有料道路の料金が上がつた。そこでそれならバスの値段を上げて消費者に転嫁しようなどであるけれども、多くのバス会社によりましては、この値段を自分の方の経営の方で消化して、そして消費者にバス料金値上げでもって背負ってもらふといふことをいたしておらないところが相当にあるのでございまして、今のガソリン税の値上げや軽油引取税の値上げといふものが、一方におきましては、自動車業者の犠牲を大きくし、またいろいろ原価高の理由になると同時に、一方におきましては、その反対に原価を安くする方向にも動いておるファクターとなつておるといふことは、私がただ理屈を言うのではなくて、事実そういうことがあるのでございします。従ひまして、今お話しのように、今ガソリン税が上がつた、軽油引取税が上がつた、それでは自動車の運賃を上げるのか上げないのか、どちらか二つに一つの返事をしろとおっしゃられても、そのことだけですぐ返事をするとすることは、きわめて適當でないといふことは、私どもが今までやつておりましたことは、会社によりましてみな經理の内容が違つております。配当を二割五分も三割もしておる会社もあれば、配当をしておらぬようなバス会社、トラック会社もある。また、人件費の現状などを見ても、人件費を引き上げなくともよろしいような会社もあれば、もう引き上げる時期がきておる会社もある。従ひまして、今までやつて参りました方法は、申請があつたときには、ガソリン税が上がつたから、軽油引取税が上

がつたから、それではどれもこれも一切料金の値上げを許可してやろうというやり方はやつておりません。個々にケース・バイ・ケースにその会社を調べまして、妥當なことを今までやつておつたのでございします。しかしながら、今お話にございましたように、先ごろの閣議の決定で、今日のような値上げの空氣のあるときであるから、これにかがみて、当分の間は公共料金の値上げは押えようじゃないかという決定がございましたから、この趣旨に従ひまして、当分の間は私どもはそういう方に手をつけませんで、そして、適當な時期に、従来運輸省がやつておりましたように個々別々にこれを検討いたしまして、しかも、それが、消費者の利益の点から見てどういふ影響があるか、国民生活の上から見てどういふ影響があるかというふうな諸般の事情を勘案いたしまして、経済企画庁と緊密な連絡をとつて決定していくことが至當である、こういう方針を今後においてもとるつもりでございします。

○横山委員 大臣の時間は短いようでありますが、私もなるべく二、三點に限定してお尋ねをいたしますから、大臣も簡単にお願いいたします。今の大臣の答弁は、最後だけ聞けば私はよかつたのです。あなたの御答弁は、当分の間は値上げをしない、当分の間が済んだら、各社個々にケース・バイ・ケースで値上げが必要ならば認めていく、こういうふうに判断してよろしうございしますね。

○本國務大臣 当分の間は私の方は取り上げないつもりでございします。それで、この値上げブームというふうな

空氣がおさまりましたあとで——この値上げブームというのはどういうところから起こつておるのかわかりませんが、値上げブームということがあるといひますから、これがおさまりましたあとで、バス会社なりトラック会社なりで申請がありました場合には、ケース・バイ・ケースで従来通りこれをこまかく検討いたしまして、消費者の利益を尊重し、企画庁と緊密な連絡をとつてその意見を聞いて、そして会社の成り立つようにやはりやつてやらなければかわいそうだ、こういうふう

に考えております。

○横山委員 きわめて具体的でありまして、当分の間は値上げをしない、当分の間といふことは値上げブームが終つたところである、第三番目に、値上げブームが終つたあとはケース・バイ・ケースで経済企画庁とも相談してやる、こういうふうに承りました。

それでは、その次に伺いますけれども、いわゆる値上げブームなるものは一体どういうことなのかということでありまして、これは値上げブームなるものは一般論であります。どこをどう押えて、値上げブームとは何かという点については、これは事務官僚の言ふことではありません。政治家としておっしゃることでありまして、値上げブームなるものは、一般的に政治家の感覚からおとらへになつたところだと思ふのであります。それは私とあなたとの意見の相違はないと思ふのでありますけれども、値上げブームなるものが、大臣の一存で、終つたんだ、いやあそれはまだ続いているんだという論争があつてはいかぬと思うのです。政治的に値上げブームが終つたといふことは

どういうことでございますか、念のため一つ伺いをしておきます。

○木暮國務大臣 値上げブームというのは、私どもの方から言うと、たとえば、社会党さんの方々が、国鉄運賃が上れば何でも物が上がるというふうなことを盛んに宣伝をなすつておいでになって、反対をしている、ああいうことが値上げブームのやっばりもてではないか。実際われわれから率直に言いますと、国鉄運賃の値上げというふうなことは、御承知の通り、物価を決定するものは、今さら説明するまでもなく、需要供給とその他季節的な諸般の關係などでありまして、これは過去において最近三回国鉄運賃改訂をいたしましたも、卸売物価には何ら上がるような傾向はなく、むしろ下がったようなことによつても、私どもはそう考へておつたのですけれども、しかし、世間の一部の方が、たとえば国鉄運賃が上れば物はどうも上がるんだと上がると言ふものだから、そこでだんだん物の値上げブームというふうな、これは何と言いますか、空気が言いますか、これは空気がすからとらえようがないのですけれども、そういう一種の気分というものが出てきた。そういうところに政府がいろいろの公共料金などを上げるということとは、皆さんが考へになつても、いいことじゃないとお悪いなと思つたのです。ですから、同じ政治家としては、こういうときには公共料金などは当分上げない方がいんじゃないか、こういうすなおな気持であつたのでございまして、それから、そこで、こういう値上げブームというものがだんだんと鎮静したときには、従来のような

方針に従つて、今回の揮発油税であるとかあるいは今の引取税などが上がりましたために負担が多くなつたようなものに限つては、個別に一つ検討をしてみたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○横山委員 温厚な運輸大臣にしてはきつめて不穏当なお話だと私も思ひます。あなたがそうおっしゃるなら私は言ひますけれども、大体この値上げが起り始めたのはいつからですか。何も国鉄運賃を値上げすると言ひ始めたときではないのですよ。池田内閣が成立をして、所得の倍増計画が発表されて、そして、それによつて池田内閣自体がサービス料金なり賃金なりあるいはそのほかの凹凸ひずみを多少は是正してもいい、こういうふうな底辺のまず議論がされて、それから運賃が出て、それからいろいろなものも値上げが開始されたのですよ。運賃法が国会へ上程される以前からの問題なんです。あなたは、運賃が値上げして、も、ほかの物価に全然影響ない、ほんとに断言できますか。私の方は、国鉄運賃が値上げしたら、全部すべての物価が値上がりする、そう言つた覚えはありませんよ。あなたは、良心に誓つて、ほんとうに国鉄運賃が値上げしても、あらゆる面に影響がないと断言できますか。私はあなたの意見を聞いているのじゃない。あなたに説得しているのですよ。あなたの答弁を求めているのじゃない。そういう言ひがかりはよしとらうです。少なくとも、私が質問しておるのは、あなたは値上がりムードというものがやまつたらガソリン税を値上げするかどうか個々に検討すると言ふ。その値上がりムード

というのは何かと言つたら、社会党の責任であるという言ひ方があります。社会党がそういうことを言わなければ値上がりムードはほんとうになくならない、あなたはおっしゃるつもりですか。言語断言じゃありませんか、そういう言ひ方は、「けしからぬ」と呼ぶ者あり。何という言ひ方です。値上がりムードの根本の原因が社会党にあるとあなたは言ひますか。少なくとも、今日の値上がりムードは、何と云つても一番基盤になつてゐるのは池田内閣の所得倍増計画です。その計画がすべていかぬとは私も言ひます。所得倍増の計画の中でいい面では、経済のひずみを少し直していいという面があると私は思ふ。やり方にはずいぶん議論もあるけれども、その新しい強気の経済政策であるという値上がりムードの根本原因であるといふことを、あなたはがえんじないつもりですか。値上がりムードの根本原因が社会党にあるというの、何という言ひ方ですか。私は、もっとまじめに、あなたの、自分の間はしない、値上がりムードがやまつたらやろう、やうに言つても個々にケース・バイ・ケースでやろうというのをまじめにとらえて、私は質問をしてゐるつもりです。値上がりムードがどういふ条件のときにやむかといへば、社会党がそういうことを言わなくなつたら値上がりムードがやむというの、何というものの言ひぐさです。

○木暮國務大臣 それは、私はふなれたために、言葉が非常に不穏当でしたら取り消します。社会党の方が言わなければ値上がりムードがなくなる、そういう意味じゃないのです。皆さん、

今の新聞でもそうでしょう。国鉄運賃が上れば必ず物が上がるというふうなことをみな書き立てたり何かしたものだから、世間で値上がりムードというものが出来た。そういうふうな時勢にあるときに公共料金を上げることは、これはだれが考へてもよくない。そういうふうなあなたも考へ下さると思う。それで、そういうもの、値上がりムードというものが少し静まつたときに、個々別々にいろいろなことを考へてやるべきではないか、自分の間はやらぬ方がいい、こういうことを今申し上げたいと思つたのですけれども、社会党がそういう原因を作つたとか何とかという意味にとられては困るのです。社会党の方も、また一部のお方も、やはり国鉄の運賃が上れば物の値段は上がるのだから、国鉄運賃は上げるなという御議論を今までなすつておつたことが、やはりこの世間一般に値上りのムードを引き起したというのじゃないかという意見で私は言つたのです。そうでなければ非常にけつこうなことだと思つたのでございます。

○横山委員 これは、事務官僚に聞けば、国鉄運賃の値上がりは〇・〇二%しか物価に影響しない、こう言つてゐるのです。〇・〇二%影響すると言つてゐるのです。しかし私はこれもそろばんだと思つてゐるのです。算術にしかすぎない。お互ひは政治の範疇で話をする場合においては、そういうそろばんが五円上がったから、荷作り費や何かはこの程度しか上がらないという議論は、これは事務官僚のそろばんであつて、政治家のなすべきそろばんではないと私は思ふ。無形の影響とい

うものが、あなたは悪い意味で私どもにも責任があるとおっしゃるかもしれぬ。しかし、その根本原因は、それさえなかつたならば影響は全然ないので、その原因を作るところに一番根本の原因がなくてはならぬと私は思つてゐるんです。ですから、あなたが、まだ私の質問をとらえて、値上がりムードについて社会党に一半の責任があるというふうなお話を撤回されない限りは、むしろ、それではあなたが国鉄の運賃を値上げしても、全然物価には影響がないと断言をしなければ、私は納得しない。国鉄運賃の値上げをして全物価に影響がないといふうに、ほんとに、あなたが良心的に断言されるならば、私は納得いたします。どうです。

○木暮國務大臣 これは、先のことです。それから、なかなかわからないのですけれども、御承知の通り今まで三回国鉄運賃の値上げをしまして、そのあとの卸売物価にどういふ影響が及んだらうというのを統計で見ますと、上がるどころではない、むしろ下がつてゐるような場合がある。そこで、私は、物価というものを左右するものは、ごく微細な、さつきあなたがおっしゃつたような官僚的なそろばんではなく、その国鉄運賃値上りというふうなものではなく、やはり需要供給とかその他複雑ないろいろの關係が、物価の値上がりとか値下がりとかいふものにはあるんじゃないだろうか。極端なことをいへば、思い切つた金利引き上げの緊縮政策でもあれば、あるいは原価構成の分子が上がつても、世の中は不景氣になつて下がるというふうなことがあると思ひます。現に昔の政治ではそういう

うことが行なわれたことがあるわけですが、そういうふうで、ただ、ある原価構成分子が非常に微細な影響を及ぼす程度に改訂されたということで、物価全体が非常に値上りの傾向を見ると、いふふうな考え方もあるかもしれませんが、それとも、私どもは、必ずしもそうではなく、需要供給の関係で値上りし、そうなるものは、供給をふやすとかいうようなことによつて、ある程度物価を安定させることができるんじゃないかというふうにも考えます。また、これはぜひい言であると思ひますけれども、たとえば国鉄だけに限つて申しますならば、この間の雪害のように輸送が非常に不円滑になったときは、皆さんも御指摘になったように、大根一本が小さなものが五十円もしてお困りになった。こういうことを考えてみると、一方でばかりに少しぐらいと私どもは考へるのですが、しかし、反対の御意見は多いと思ひますが、この程度の鉄道運賃の改訂によりまして、鉄道の輸送力が整備、増強されて、そうして輸送が円滑になれば、物価の点からいへば、この程度の運賃改訂だけならば、むしろ物価が安定するんじゃないか。輸送が円滑になれば安定するんじゃないか。よく言われる話ですが、漁場でたくさん魚がとれて、輸送が困難なために消費地は高くて漁場では捨て値で売つておるというふうなもの、もし電化とかあるいは電車化ということ、複線化などができて輸送が円滑化できるようにになりますならば、これは物価の安定に資することもあるものがあるんじゃないやなからうかと私どもは考へるわけで、今度の最小限度の鉄道運賃改訂というものは、消費者に対しては、

サービスの点で還元することによつて、むしろ利益になるんじゃないやなからうかというふうな考えで、これは意見の違ひ方もあると思ひますけれども、私どもは出ておるわけなのでございませう。

○横山委員 議論になつてしまひますから、簡単に申しますが、かりに、あなたの言うように、かつて運賃を値上げしたけれども、物価に影響はしなかつた、かえつて下がつたというものは、かえつて下がつたことに直接の因果関係があるのではなくして、他の経済条件というものが下がつたのであつて、運賃を値上げしたから物価が下がつた、こういうことはあり得ないと思ひます。今回は、そうではなくて、あなたのおっしゃるような値上がりムードのあるときに、運賃をまた値上げすることによつて、しばらくの間に物価が下がるというところは考へられない。これはまあ議論でありまして、先ほどの話に戻しまして、値上がりムードがやまつたときと、あなたが失言をなさつたかともめたのですけれども、もう一ぺん念のために伺ひしますが、当分の間ということ、値上りムードがやまつたというときは、あなたのお考えでは大体どのくらいの間を予想され、そして値上りムードがやまつたというときは、大体どういふ条件をお考えになつておられるか、簡単に一つ聞かして下さい。

○木暮國務大臣 お答えを申し上げますが、当分の間というものは、これは暦の上でいつまでという意味でなく、ほんとにどういふ意味かだん話す言葉の当分の間という意味と私ども解釈しておりますわけでございます。今値上りムードがある、当分の間はこれに拍車をかけるような公共料金の値上りをつつしんだがよからう、こういう閣議の決定がございしたので、私どももこれを了承いたしておりますわけでございます。

○横山委員 議論になつてしまひますから、簡単に申しますが、かりに、あなたの言うように、かつて運賃を値上げしたけれども、物価に影響はしなかつた、かえつて下がつたというものは、かえつて下がつたことに直接の因果関係があるのではなくして、他の経済条件というものが下がつたのであつて、運賃を値上げしたから物価が下がつた、こういうことはあり得ないと思ひます。今回は、そうではなくて、あなたのおっしゃるような値上がりムードのあるときに、運賃をまた値上げすることによつて、しばらくの間に物価が下がるというところは考へられない。これはまあ議論でありまして、先ほどの話に戻しまして、値上がりムードがやまつたときと、あなたが失言をなさつたかともめたのですけれども、もう一ぺん念のために伺ひしますが、当分の間ということ、値上りムードがやまつたというときは、あなたのお考えでは大体どのくらいの間を予想され、そして値上りムードがやまつたというときは、大体どういふ条件をお考えになつておられるか、簡単に一つ聞かして下さい。

○横山委員 第二番目の質問は、先ほど委員会に議論をいたしましたのは、毎年々々ガソリン税や軽油引取税を値上げしてきた、減税が毎年々々行なわれてゐるのに、これは毎年々々増税しておる、その点について気の毒と思ひないか、これからまた毎年々々この問題で増税をする傾向がないか、一体これで終わるか、まだあるかという質問です。その点については、大蔵省としては、ガソリン税についてはまだ引き上げの余地が若干ある、軽油引取税はまだ相当引き上げの余地がある、これは主として国際価格との比較の点でというふうな意味にとられました。そして、運輸省としてはまあ十分な答へに至らないままに、午前が終つたのです。私は理論上の問題をこの審議にあつて前提として聞いてもいいのですけれども、基本的には、政治的に、ガソリン税なり軽油引取税をまだ将来において——未来永劫のことを言つていふのじゃない、それこそあなたと私の政治的に言つていふのですが、増税をすることがあるのかという点であります。この点は、毎年の値上げのときに聞くのですが、毎年、いたしません、という返事であつたわけでは、結局はまた増税なんです。今回も、承るところによれば、総額二兆三千億円で二兆一千億円に關係各省の間で圧縮をされた。それについて、二兆三千億を主

張した建設省は、おそらく希望をすべからずしては、ガソリン税及び軽油引取税の増税の余地は、まだ理論上はあると申しておる。そうだとすれば、また来年か再来年、建設大臣ががんばれば、大蔵省はやむを得ないといひ、運輸省はまたしかるべきところで妥協する、こういうことがあり得るのか、こういう点で私は迫つておつたのですが、これは、どうも大臣がいらっしゃいますので、はつきりしないままです。この点については、もういいかげんに、毎年々々のいいかげんなことをやめて、ごまかしをやめて、まだこれから増税をする、あるいは、もう累年のことであるからこれをもちつて終止符を打つ、こういう点を明確にしたいと思ひます。これは、運輸大臣のみならず、建設大臣にも御答へをお願いいたします。

○木暮國務大臣 私どもの運輸省といひましては、軽油引取税とか揮発油税とかいうものは上げられないことを希望しておつたわけでございます。率直にいへば、こういう税によつて道路の整備をやらぬでいただきたいという希望を持って、初めは反対の意見を言ううたわけでございますけれども、諸般の事情を考慮いたしまして、かつそれによつて新しい道路五カ年計画の整備ができるということ等を勘案いたしまして、賛成いたしたわけでございます。従ひまして、私どももいたしましては、今後においてもなるべくこういう税金が上がることを希望はいたしておるのでございます。しかし、この決定は、国全体の財政をにらみ合わせまして決定することでございますし、

決定は、主として大蔵大臣にその発案権があることは御存じの通りでございますが、（運輸省が弱腰だからだ）と呼ぶ者あり。私の方は、税金を上げるとか、これでやめだとかいうようなことを申し上げることはきわめて不適当であると思ひますので、ごかんぺんを願ひたいと思ひます。

○横山委員 発案権が大蔵大臣にあることはわかつてはいますが、けさほどから、私は、偶然にも運輸省のあり方について、港務局長及び自動車局長に追及をしておつたわけですが、港の問題と陸の問題と両方なんです。今またまやがが入りましたが、あなたもお聞きになったと思うのですが、運輸省はいろいろの問題について非常に軟弱なんです。あなたは、わしの方に発案権はないと言つけれども、あなたの方にけるリミットが何かあるはずであります。負担がどこへ転嫁されるのかという点については、あなたの方が責任を持つた発言があつていいし、その責任を持つた発言というものは、ある程度政治的にきちんとしていいと思ひます。大蔵省が何と言おうと、これ以上はいけないというリミットがあつていいと思ひます。わしの方は反対だけれども、しかし、またそういうことになればわかりませんね、こういう言い方で、あなたの影響下にあるすべての経営者、すべての働く労働者、またすべての納税者が納得をすると思ひます。運輸大臣としては、ガソリン税の値上げはこれで限界がきたとおっしゃるならおっしゃいよ。まだ限界がきていませんというなら、政治的責任をかけて、限界にきてない。——わしはそう思つても、

決定は、主として大蔵大臣にその発案権があることは御存じの通りでございますが、（運輸省が弱腰だからだ）と呼ぶ者あり。私の方は、税金を上げるとか、これでやめだとかいうようなことを申し上げることはきわめて不適当であると思ひますので、ごかんぺんを願ひたいと思ひます。

○横山委員 発案権が大蔵大臣にあることはわかつてはいますが、けさほどから、私は、偶然にも運輸省のあり方について、港務局長及び自動車局長に追及をしておつたわけですが、港の問題と陸の問題と両方なんです。今またまやがが入りましたが、あなたもお聞きになったと思うのですが、運輸省はいろいろの問題について非常に軟弱なんです。あなたは、わしの方に発案権はないと言つけれども、あなたの方にけるリミットが何かあるはずであります。負担がどこへ転嫁されるのかという点については、あなたの方が責任を持つた発言があつていいし、その責任を持つた発言というものは、ある程度政治的にきちんとしていいと思ひます。大蔵省が何と言おうと、これ以上はいけないというリミットがあつていいと思ひます。わしの方は反対だけれども、しかし、またそういうことになればわかりませんね、こういう言い方で、あなたの影響下にあるすべての経営者、すべての働く労働者、またすべての納税者が納得をすると思ひます。運輸大臣としては、ガソリン税の値上げはこれで限界がきたとおっしゃるならおっしゃいよ。まだ限界がきていませんというなら、政治的責任をかけて、限界にきてない。——わしはそう思つても、

決定は、主として大蔵大臣にその発案権があることは御存じの通りでございますが、（運輸省が弱腰だからだ）と呼ぶ者あり。私の方は、税金を上げるとか、これでやめだとかいうようなことを申し上げることはきわめて不適当であると思ひますので、ごかんぺんを願ひたいと思ひます。

○横山委員 発案権が大蔵大臣にあることはわかつてはいますが、けさほどから、私は、偶然にも運輸省のあり方について、港務局長及び自動車局長に追及をしておつたわけですが、港の問題と陸の問題と両方なんです。今またまやがが入りましたが、あなたもお聞きになったと思うのですが、運輸省はいろいろの問題について非常に軟弱なんです。あなたは、わしの方に発案権はないと言つけれども、あなたの方にけるリミットが何かあるはずであります。負担がどこへ転嫁されるのかという点については、あなたの方が責任を持つた発言があつていいし、その責任を持つた発言というものは、ある程度政治的にきちんとしていいと思ひます。大蔵省が何と言おうと、これ以上はいけないというリミットがあつていいと思ひます。わしの方は反対だけれども、しかし、またそういうことになればわかりませんね、こういう言い方で、あなたの影響下にあるすべての経営者、すべての働く労働者、またすべての納税者が納得をすると思ひます。運輸大臣としては、ガソリン税の値上げはこれで限界がきたとおっしゃるならおっしゃいよ。まだ限界がきていませんというなら、政治的責任をかけて、限界にきてない。——わしはそう思つても、

決定は、主として大蔵大臣にその発案権があることは御存じの通りでございますが、（運輸省が弱腰だからだ）と呼ぶ者あり。私の方は、税金を上げるとか、これでやめだとかいうようなことを申し上げることはきわめて不適当であると思ひますので、ごかんぺんを願ひたいと思ひます。

○横山委員 発案権が大蔵大臣にあることはわかつてはいますが、けさほどから、私は、偶然にも運輸省のあり方について、港務局長及び自動車局長に追及をしておつたわけですが、港の問題と陸の問題と両方なんです。今またまやがが入りましたが、あなたもお聞きになったと思うのですが、運輸省はいろいろの問題について非常に軟弱なんです。あなたは、わしの方に発案権はないと言つけれども、あなたの方にけるリミットが何かあるはずであります。負担がどこへ転嫁されるのかという点については、あなたの方が責任を持つた発言があつていいし、その責任を持つた発言というものは、ある程度政治的にきちんとしていいと思ひます。大蔵省が何と言おうと、これ以上はいけないというリミットがあつていいと思ひます。わしの方は反対だけれども、しかし、またそういうことになればわかりませんね、こういう言い方で、あなたの影響下にあるすべての経営者、すべての働く労働者、またすべての納税者が納得をすると思ひます。運輸大臣としては、ガソリン税の値上げはこれで限界がきたとおっしゃるならおっしゃいよ。まだ限界がきていませんというなら、政治的責任をかけて、限界にきてない。——わしはそう思つても、

ほか何か言ったらわかりませんね、そういうことでは、運輸大臣のお言葉としては無責任に過ぎる。もう一度お答え願いたい。

○本郷國務大臣 先ほど申し上げたことを繰り返すようでおそれ入るのをごさいますか、今回の揮発油税の値上げであるとか、道路税の増徴でありますとか、軽油引取税の増徴等に最後に賛成いたしましたのは、これが一方におきましては運輸業者の犠牲になるということ、あるいはまたこれによっていろいろな負担がかかって、将来においては、消費税の建前からいって、最後には消費者に転嫁されるというおそれのあることももちろんございまして、しかしながら、一方においては、これによってよい道ができて、りっぱな道路を走ることができるようになりますと、今の料金を下げる因子であるところの、たとえば自動車の破損の率が少なくなってくるとか、あるいはタイヤの磨損がきわめて少なくなるとか、あるいは揮発油等の燃料の消費も道がよくなれば少なくなるというところは、先ほど申し上げました通り。新しい有料道路ができて、必ずしもその有料の料金を消費者が負担をしないで、輸送業者が自分でのみ込んでいくことができるほどの、むしろ原価高と反対の原価安の方の因子もできるということを考えて、この程度のガソリン税の引き上げ、引取税の上がるということも、道路が新しく五カ年計画でりっぱなものができるのなら費用としていいじゃないか。それですから、私どもの方の希望と申しますと、こういう増徴いたしましたものをもちまして、都市交通の一番の難点でありますところ

の立体交差をよくするとか、あるいはまた踏み切りの立体交差にこれを使っていたらどうかというところが、希望としてはあるわけございまして、今申し上げましたような、必ずしも上がる方の因子ばかりでなく、原価安の因子も道路がよくなることによって生じますので、この程度の負担をして、新しい道路の整備をやる財源をここに求めるということも、やむを得ないのではないだろうかという結論に達したわけございまして。繰り返して申しますが、税は安いほどいいことではないのですから、私どもは上げることを希望はいたしておらぬわけですが、ほかに財源がないといたしますならば、ただいま申し上げましたような理由で、この財源を承認をした、こういうことござい

今後のことにつきましては、私が今ここで、もっと上げる必要があるとか、もう上げなくても済むのだとかいうようなことを、運輸省の立場だけで申し上げることはきわめて不適当であらうと思う。それはなぜかと申しますと、これから道路の整備にどのくらい金がかかるか、あるいは私どもが今申し上げましたような、都市交通の混雑、輸送難を緩和するための立体交差はどのくらい金がかかるか、あるいはこれは鉄道の踏み切りの立体交差ということとが今日一般から要望されておるのをごさいますか、これは鉄道だけで金を出すわけに参りません、御承知の通り、道路を管理する側と分担をいたさなければならぬ問題だと思ひますので、こういうような、いろいろ新しく投資をいたさなければならぬものが将来に出てきますこととにらみ合わせ

ませなければ、今ここで、ガソリン税はこれで限界にきておるとか、もう取れないのだというようにお話を申し上げることはいかがかと存する次第でございまして。

○横山委員 建設大臣にお伺いします。今年度改訂された、昭和三十六年度を初年度にいたします二兆一千億円で、今運輸大臣が話したようなこともいろいろ想定して、道路整備計画として新しく改訂されたその五カ年の中で、このガソリン税の値上げがこうこうだということにきまつた。私は理解をしておるのですが、そうでなくして、この五カ年計画の財源で、ガソリン税はこれだけ値上げしたけれども、まだ計画自体の財源問題は解決してないのだ、さらに五カ年計画の中でガソリン税を値上げする要素も含んでおるといふ、さうな計画でございまして。私は、さうでなくして、この五カ年計画は、新しく改訂されて、財源が執行に関係各省の間で議論されて、これだけガソリン税を値上げすれば、あとは国費なりいろいろなところをまかなえる、だからガソリン税をこれだけに値上げしてほしい、それならば五カ年計画達成の中でもうガソリン税の値上げは必要ない、こう理解しておるのではありませんか、間違ひございせんか。

○中村國務大臣 今回の二兆一千億、五カ年計画、この五カ年計画を進める限りにおきましては、今回の増徴で財源はまかなえる、こういうお話のような趣旨でございまして。

○横山委員 大蔵政務次官にお伺いいたしますが、今の運輸大臣と建設大臣の意見の違いが明らかになりました。

建設大臣は、関係各省と打ち合わせの上で、これだけやってもらえば、もう五カ年計画はこれでよろしいのだ、従つて、ガソリン税はこれだけで五カ年計画を達成する。ところが、運輸大臣は、さらに何か立体交差とかなんとかいうことで、ガソリン税値上げの余地を考慮しておられるのであります。まことに私は御両者の意見の違いがあるのを不思議に思ふのであります。この法律を立法し提案をしておる趣旨というものは、一体両大臣のうちのどちらがほんとうでございまして。

○大久保政府委員 今回の予算は二兆一千億で組まれております。目下のところこの計画を施行する立場におりますので、今回のガソリン税はこの二兆一千億の道路整備計画と見合つたガソリン税率でございまして、この計画をやるには、このガソリン税の値上げ率で適当であらう、それで施行できるような判断でございまして。

○横山委員 そういたしますと、この計画の中では、ガソリン税を値上げされるというようなことは考えられぬと理解してよろしいでしょうか。

○大久保政府委員 さうです。

○横山委員 私の質問は終わります。

○足立委員 両大臣は参議院の予算委員会に出席をいたしますので、大臣に対する質問を先に集中してお願ひいたします。

有馬輝武君。

○有馬輝武君 建設大臣にお伺いをいたしますが、時間がおせきのようでありまして、私も簡単に質問いたします。大臣の方も簡明に御答弁をいただきますかと思ひます。

新五カ年計画を策定されたのであります。私が記憶いたします限りでも、たとえば、竹山さんが建設大臣をしておられましたころも、前の計画が済まないうちに、途中で新しい構想を立てられました。それ以後におきまして、もう、そういうことが繰り返されたようでありまして、私が伺ひたいのは、大臣がかわるたびごとに、新しい五カ年計画なり十カ年計画というものが策定されてきたような現在までの経緯というものは、どういふ点で、そういう途中で変えなければならぬ欠陥があつたのか、そして、今度の新五カ年計画では、それをどのように克服されて策定されたのか、この点について伺ひたいと思ひます。

○中村國務大臣 これは、結局、長期計画の年度途中で計画変更というものが、今回もそうでありまして、従来もあつたわけでございます。これは、国の経済力が予想以上に成長いたしましたので、財源もでき、あるいはガソリン税等につきましても過去二回ほど増税をいたしておりますが、幸いにして、間もなく増税をした分はもとの小増価格に戻つて吸収されておりますので、そういうふうな見直しよりも、国の発展がよかつたということから、道路の敷設を取り戻し、日本の道路事情等にかんがみて、途中改訂ということが起こつてきたと思ひるのであります。今回の五カ年計画は、現在の経済見直しの上になつておる、この程度のことではせひやらねばならない、またやり得るものである、かような角度に立ちまして、三十三年からの五カ年計画の途中でございまして、道路整備の緊急性にかんがみまして、三十

六年度から新五カ年計画を充足させることにいたしました。いろいろ御審議を願っておるような次第でございます。

○有馬(樺)委員 今の御答弁でありましたが、たとえば経済の伸びが予測よりも非常に良かった、あるいは悪かったというところで、今度の新五カ年計画についても途中で変更され得る要素があるわけですか。

○中村国務大臣 目下のところ変更の予測はございません。

○有馬(樺)委員 その立てられるときには、変更の要素はないというようにことで、いつでも出発しておられるわけですが、私がこの際伺いたいと思っておりますのは、現在、貨物にいたしても、旅客にいたしても、自動車輸送というものが非常に伸びて参っておりますが、今度の新五カ年計画で想定された、たとえば完成年度の四十年には鉄道輸送あるいは海上輸送等々でバランスをとる程度に考えて今度の新五カ年計画は策定されたか、その基本について伺いたいと思っております。

○中村国務大臣 これは主として経済審議会が検討をされまして、答申をされました十カ年計画及び前期五カ年計画、こういう経済規模と見合ひまして策定をいたしました次第でございます。従って、私も伺いたしましては、これが日本の現状に即した案である、かように考えておるのであります。

○有馬(樺)委員 私が伺いたしておりますのは、昔は非常に鉄道輸送の比重が大きかった。それがだんだん自動車輸送に移ってきた。それで、一応の目標を立てて、自動車輸送はこの程

度にするんだ、そのためにはこういう道路整備が必要であるという出発点であつたろうと思ふのです。その点で、もし大臣でわからなければ、前田さんの方からそのめどについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中村国務大臣 こまかい数字につきましては、必要に応じて事務局からお答えをいたしますが、鉄道と自動車輸送との今後の変遷につきましては、確固たる見通しは困難でございますが、大体自動車の増勢というものを検討いたしました。この比率で自動車輸送というものが伸びていくだろうという、大体そういう数字を根拠にいたしまして、これを基礎にして策定いたしましたような次第であります。

○前田説明員 五カ年計画の投資規模を算定いたします際に、経済審議会を中心に検討されました所得倍増計画に基づく輸送の伸びを考へまして、経済審議会の倍増計画では十カ年の趨勢を考へておられまして、昭和四十五年における数字を検討したのであります。この五カ年計画は昭和四十五年度を五カ年計画の最後の年にしておりますので、その方針を参照しながら、五カ年間に於ける投資規模を考へたのでございます。経済審議会の数字によりまして、貨物輸送につきましては年率五・九%、昭和三十三年に對しては年率四・五%、昭和三十三年に對しては年率二・二%、三三%という数字を出しております。これに對しては、トラックにつきましては、相当大幅に伸びまして、年率が一・八%、三十三年度に對比いたしました三・八倍というふうに、貨物輸送量の中におきましても、特にトラックの輸送の大幅な増加を見込んでおります。同様

に、旅客につきましても、国内の旅客全体につきましては年率七・六%で伸びていき、三十三年度と四十五年度の倍率は二・四一倍でございますが、特にバスにつきましては、これに對しては年率にして一〇・五%、倍率にいたしまして、昭和三十三年に對しては三・三一倍、乗用車につきましては、さらに大きく、年率で一九%、倍率にいたしまして八倍というふうな大幅な自動車の増加を見込んでおります。このうちの五カ年分についての計算をいたしまして、一応の投資規模の算定の基礎にしたのでございます。

○有馬(樺)委員 昭和四十五年でこのように数字を基礎にいたしまして、このうちの五カ年分についての計算をいたしまして、一応の投資規模の算定の基礎にしたのでございます。

○有馬(樺)委員 今の数字で明らかにされましたように、昭和四十五年度におきましては自動車輸送というものが旅客並びに貨物とも飛躍的な伸びを示す

ことになっておりますけれども、これに、たとえば今度の五カ年計画の二兆一千億、こういう規模で大臣としては即座でできるという工合に考へていらっしゃるのかどうか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○中村国務大臣 地方財政の事情等もございまして、この程度で即座して参りたいと考へております。

○有馬(樺)委員 どうもたよりない。即座して参りたいというのは答弁にならないので、この四十五年度に予想される数字に對して、今の二兆一千億程度で即座でできる道路の整備というものができるのかできないのか、この点をばつきりしていただきたいと思ひます。

○中村国務大臣 大体主要の国道、地方道等、この輸送事情に對座できるだけの整備ができると思つております。

○有馬(樺)委員 この点は問題は残るかと思ひますが、次に進みます。その財源の手当をどのように建設省としては考へていらっしゃるのか。これを、簡単にだけこうでございますから、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○中村国務大臣 事務当局から数字のことは申し上げます。

○前田説明員 二兆一千億の計画によりますと、その項目が分かれて、国費の關係いたします分では一般の道路事業と有料道路事業、及び地方公共団体が単独で実施いたします単独事業と、三つに分かれます。そのうち、国費の關係する分につきましては、一般公共事業の必要資金及び有料道路事業についての国の出資金等を入れますと、所要の額が五年間で一兆四百六十億程度かと思われまゝ。そのうち、財

源といたしましては、特定財源、揮発油税關係の税が九千六百億前後と考へております。そうしますと、残りした分約八百六十億程度を一般財源でまかなないかと思つて、検討いたしております。

それから、地方の資金につきましては、先ほど申しました助成、補助ないし負担する分についての地方の負担分と、それから地方の単独事業に要する三千五百億でございますが、それについての合計の額が地方の負担でございますが、合計いたしますと、六千六百六十億くらいになります。そのうち、特定財源といたしまして地方道路税と揮発油引取税でございますが、その合計が約三千五百億ばかりでございます。

その他の分につきましては、地方の一般財源といたしまして三千四百四十億くらい、現在の地方財政でこの程度まかなえるものと考えております。

あと残りした有料道路につきましては、出資金以外のものにつきましては、公団債の発行、借入金というふうなものでまかなえる見当をいたしております。

○有馬(樺)委員 今お話がありましたように、一般公共道路事業では、一兆四百六十億のうち九千六百億がそれにおおふする。また、地車事業では、六千六百六十億のうち三千五百億を揮発油引取税並びに地方道路税におおふするということでありまして、少なくとも道路がいわゆる産業の一つの基礎である以上、負担能力と再生産の負担能力とに一つの限界があると思ふ。この二つの線がマツチする点、これは、先ほどの横山委員の質問に對して、午前中は大蔵省から、またただいまは運輸大

臣から御答弁がありましたけれども、大臣としては、この交わる線をまだ余裕があると思うかどうか。わかりにくい質問かもしれないけれども、再生産できないようなところまで追い詰められているのじゃないかと私たちは見ておるわけです。その点について、今の二兆一千億の財源につきましても、国だけでも九千六百億という負担をかけて、それでもまだ大丈夫なんだというお考えに立っていらっしゃるのかどうか、この点について伺いたしたいと思います。

○中村國務大臣 現在の予想された経済成長率に対しては、この程度の規模が妥当であると思いますし、同時に、この投資規模によって道路を整備することによりまして、再生産を阻害しないという、かように考えておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 予算委員会の方から催促がきておるようでございますから、この点については議論があります。が、いずれ他の機会に譲りまして、次の問題として一点だけ簡単に伺いたします。

○中村國務大臣 前の世銀のナツプ副総裁が来られましたが、この第二次道路借款に対する見通しはどうか。大蔵大臣が会ったようでありますが、その見通しについて、これは道路公団の問題でもあります。当然建設大臣としては御承知になっておるはずでありますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中村國務大臣 名神高速道路に対する世銀の道路公団の借款は、当初一億ドルを予定いたしました。うち四千万ドルは栗東・尼崎間の原資としてす

に決定をいたしました。借り入れておるわけでございます。その他の区間の資金といたしまして、残りの六千万ドルを借り入れた。予定で折衝を續けておる次第でございますが、先般道路公団総裁と世銀の副総裁等の会談の結果では、さしあたり四千万ドルになるような傾向に承知いたしております。

○有馬(輝)委員 計八千万ドルですか。

○中村國務大臣 そうでございます。有馬(輝)委員 最後にお伺いいたしますが、少なくとも、現在までの歴年のガソリン税増徴からして、先ほども申し上げましたように、これはもう負担の限界にきておるという立場から、大蔵省あたりでは、三十六年度ではだめだったけれども、あるいは道路公債等についても考慮すべきではなからうかという意見が出たやに聞いておりますが、この点に対して建設大臣としてのお考え、将来道路公債について検討する考えがあるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○中村國務大臣 この点は、一般財源としての道路公債につきましては、大蔵省は今日もまた将来も反対をしておられる次第でございますが、現実の問題としましては、日本道路公団、首都高速道路公団等におきまして、道路公団債を発行いたして、すでにこれは認められて実行をいたしておりますので、今後、私どももいたしましては、この線はすでにもう既成の事実になっておりますので、有料道路の需要の状況あるいは将来の状況等を見まして、大蔵当局とも相談をいたしまして、道路公団債については一そう一つ考慮を払

て参りたい、かように考えております。

○有馬(輝)委員 広瀬委員の方から質問があるようでございますので、私の質問はこれで終わります。いずれ日を改めまして、ぜひ、先ほどのいわれる負担能力の問題について、確とした線を建設大臣からお伺いしたいと思ひますから、本日の私の質問はこれで終わります。

○足立委員長 広瀬秀吉君。広瀬君に申し上げますが、建設大臣はお急ぎですから、建設大臣に対する質問だけに一つ限ってお願いいたします。

○広瀬(秀)委員 建設大臣に、時間がないうすから、簡単に伺いたしたいと思ひますが、三十三年に始まった道路整備五カ年計画は、その進捗率が四五、六%ともいわれ、あるいはまた五〇%をどうにかこえたんじゃないかという見方もあるようであります。が、いずれにしても、かりに五〇%程度になったとしても、五年計画の三年を終わって五〇%というのは、大体において二〇%程度は予定進捗率を下回るといふ結果になるのではないかと思ふのです。そのおもしろい原因はどこにあったのかということをお伺いしたい。

○中村國務大臣 一般道路事業は五二・何%かに進捗いたしております。これは、いつの場合でも、長期計画を立てます場合には、国の財政状態、経済成長等五と見合ひまして、先太りになつておりますものですか、前の五カ年計画の前期三カ年としましては、大体予定の目標を達成いたしておるわけでございます。ただ、少し達成率の

悪かったのは、道路公団の四八%ですが、四〇%数%でございますが、これは名神高速道路等当時用地取得が非常に難航しておりました。今日ようやく軌道に乗りまして用地の方も順調に参るようになりまして、その点が一つと、もう一つは、世銀の借款がございまして、借款を予定しておりました年度に、手続等の関係で借款がおりませんでしたので、その分が繰り越し等になりました。で、事業がおくれまして関係等でございます。最近ようやく世銀借款の方もすでにコースへ入つて順調に参っております。用地取得の方も順調に参っておりますので、今後は日本道路公団の道路事業の方も順調に進むことができるかと、私も確信いたしておるような次第でございます。

○広瀬(秀)委員 三カ年間で一般道路で五二%できたといひましたが、完遂とは言えないパーセントだと思ひます。これを一挙に二倍以上の二兆一千億に引き上げた場合に、これはいろいろ規模だけ大きくしても、今までの実績すら完全には遂行できなかったというのに、これを一挙に倍以上の規模に引き上げて、たとえいろいろな資材供給能力の問題であるとか労働力をどうやって確保するかというような問題、あるいはその労働力もどうか確保したにしても、相当これからの資金引き上げというようなことも考慮しなければ、やはり道路関係の要員を確保することも非常に困難な事象があるだらうと思ひます。また、土地取得の問題についても、かなり最近の法整備によつて見通しが明るいものが出て参りましたけれども、いろいろなさうい

た問題について、ほんとうに必ず完成できる確信がどうか。特に労働力の供給の状態という点について確信がどうかあるのかどうか。それらを数字をあげて一つ御説明いただきたい。

○中村國務大臣 前の五カ年計画の前期三年につきましては、先ほど申し上げましたように、年次計画としましては大体達成をいたしておりました。用地取得等の関係で繰り越しあるいは不

用額等が若干ありましたが、大体達成をいたしておるような次第でございます。ただ、御指摘のように、三十六年度以降の大規模な投資規模の拡大、これが一体順調に消化できるかどうか、この御指摘でございますが、この点につきまして、私もいろいろ心配をいたしまして、検討をいたしておるような次第でございますが、大体三十六年度の伸び率がございまして、五〇%以上の伸び率でございますけれども、これは完全に消化し得るものである、かように思つておるのでござい

ます。まあその方法としましてはいろいろございまして、最近、コンサルタントの派遣等がございまして、従来役所で道路測量及び設計等をいたしておりましたのを、できるだけコンサルタントの活用によつて消化をしていく。あるいは、従来役所が直轄でやっておりました工事等も、役所の人員には大した伸びがございせんので、労働強化にならない程度に直轄の分量をおさめまして、あとの分は極力請負事業を活用して参りたい。それにはそれに対応する処置が必要でございまして、今国会に建設法の改正案を願

ひして御審議をいただいておりますわけ

でございます。

ございます。なお、そのほかに機械化が相当近來進んでおりまして、道路工事のネットワークは用地取得であつたわけでござりますが、用地さえ取得できれば、工事の消化能力というものは機械化によつて非常に活発になつて参ります。しかし、この機械化を一そう強化しようというので、三十六年度予算には機械化強化の経費も盛り込んでいただき、また、労働力につきましては、私の方から労働省にも正式に要請をいたし、労働省から予算編成段階で大蔵省へ要請していただきまして、建設下級技能者の養成を活発にやつていただく、近いところでは千葉に相当大きな中央訓練所がござりますが、これらは全部あつてこの建設下級技能者の養成所にあつていただくように進行いたしております。同時に、これは役所の養成だけでは不足をいたそうと思ひますので、建設業団体、協会ともわれわれ連絡いたしまして、団体養成も活発にやつてもらおう、こういうわけの下級技能者の充足もはかつていきいたと思ひます。かたがた、用地取得が従来何よりのネットワークでありましたので、用地に關しましては、最近、用地取得制度調査会の答申もいただきましたので、この答申を基礎にいたしまして、目下立案段階でござりますが、用地取得に關する特別の制度——もつともこれは一般の個人の財産権との關係もございまして、そういう点も十分に考慮いたしまして、緊急を要する公共性の高い事業につきましては、用地取得が迅速に行なえるように処置いたしたい、かように考えまして、目下その作業に努力をいたしておるような次第でございます。いろいろな施策を

総合いたしまして、私どもといたしましては、公共事業のおくれておりまする現状にかんがみまして、この予算は十分に消化をいたしまして、公共事業の充足をはかつていきいた、かように思つておるような次第でございます。○広瀬(秀)委員 次に伺ひたいのでありますが、今度の五カ年計画、まあ十カ年計画になりますと、国道なども九六%程度は舗装が大体完成するといふことになつていきますから、かなり地方にもその影響が及ぶと思ひますが、今当分の五カ年計画といふものは、この主要なる財源が、国費投入分の九割以上の財源がガソリン税によつておるというふうなことがあるわけでありまして、この計画が全面的に地方にまで及ぶといふようなことが明確に示されないといふ、このガソリン税を負擔する人たちが地方にみな分散しておるわけでありまして、特に太平洋ベルト・ラインといふような構想に従つて重点的にそれが使われるといふことになりまして、公平負担といふような原則からいって、非常に問題になると思ふのでありますが、そういう点についてどのように配慮され、地方の、東京からかなり遠隔な低開地といふようなところに対して、どのような考えをもつてやられておるか。そういうところにおける今回のガソリン税の増税を納入する人たちの納得させる、それにマッチした計画になつていない、このように私も考へておるわけでありまして、その点についての大臣の考へをお聞きしたいと思ひます。

○中村國務大臣 實は、全国主要地点を結んでおります一級国道につきましては、五カ年以内にすべて改修を終わり、舗装を完了したい。二級国道、地方主要道、その他主要の個所につきましては、これは一応めどは立てて参りますけれども、産業立地条件とのにらみ合いが相当にあると思ふので、従つて、機動的にこの道路整備を進めることが肝心ではないか。現在、通産省におきまして、産業立地条件の調査を進められております。地域の調査は一応完了したといひますか、一応のものできまして、三十六年度から業種別の立地条件調査といふものを調査費を取りまして進められることになつておりますので、私どもといたしましては、単に建設省だけの見方ではなしに、そういった政府内部の他の機関が調査をいたしておりまする産業立地条件の調査あるいは後進地域の開発、こういうことに十分重点を置きまして、それにマッチしたような道路整備を進めていきいた、そして、一挙に全部を完了するわけにはいきませんから、そういった後進地域の開発、産業の立地条件とにらみ合つて、主要地点の改修及び整備を行ない、あるいは新しい道路を作り、バイパスを作りしてやつていきいた、かような構想で進めておるような次第でございます。

○広瀬(秀)委員 最後にお伺ひしたいのですが、先ほど有馬委員も道路公債の問題についてちよつと伺つたわけでありまして、やはりこの道路整備が完成をいたしますならば、これは、国民的に非常に貴重な大きな資産として、長く将来の国民にも利益を与える性格のものであります。ところが、この財源の主たるものがガソリン税によつて占められるということになりま

すと、十カ年なら十カ年計画といふごく短期間のうちに、しかも特定の業者なりあるいは特定の階層に集中的にガソリン税負担というものがかかる。しかも、こまかく論ずれば、これは担税力のない人たちのところにも一様に全部かかつてくる。しかもまた、ガソリン税、これは農業の問題なんかを取り上げると大へなことになるわけですが、これもいすれにしてもそういうようなものになつておるわけでありまして、将来の受益者に対してもやはり建設費を当然負担してもらふといふような角度からいけば、これは、有料道路なんかを作る場合道路公団が道路公債を出しているといふことは別問題として、やはり道路公債といふものを、長期的な負担の公平という意味から考へるべきだと思ふのです。そういうような角度から、やはり建設省としても、これをやりつぱに完成するため、そういうような方法といふものを今後要求し、またそういうものをやろうという気にならないかどうか、その点の一つはつきりお聞かせになつていただきたい。

○中村國務大臣 今度の五カ年計画の中には、一般財源が前の五カ年計画に比しまして相当に増強されて、金額がふえておるわけでありまして、そこで、この五カ年計画を進める限りにおきましては、この程度のことでは、一般会計における道路公債あるいは道路特別会計における道路公債等を発行いたさなくとも、一般財源で処置できる、こういう見通しに大蔵当局は立ちまして、大蔵当局とも十分協調の上、この二兆一千億五カ年計画ができましたような次第でございますから、この計画を進める

限りにおきましては、私そういう必要がないと思ふのであります。ただ、道路公団、首都公団等の公団債につきましては、これも実質的には道路公債の一種をなすのだと私も思ふのであります。すでに既成事実になつて進行いたしておりますから、これはこれでやつて参ります。公団道路事業といふものをなめらかに進行できるようにして参りたい、こう考へております。

○足立委員長 ただいま議題となつております三法律案中、港湾整備特別会計法案に対する質疑はこれにて終了いたします。

○足立委員長 なお、本案につきましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。お諮りいたします。本案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

なお、本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○足立委員長 次は、八木一男君外四名提出の一般国民年金税法案、労働者年金税法案及び国民年金特別会計法案の三法案を一括して議論いたします。

ます。

一般国民年金税法案 一般国民年金税法

目次

- 第一章 総則(第一条—第五条)
- 第二章 課税標準、税率及び税額
控除(第六条—第十一条)
- 第三章 賦課及び徴収(第十二条—第二十條)
- 第四章 審査及び再審査の請求
(第二十一条—第二十二条)
- 第五章 雑則(第二十三条—第二十九條)
- 第六章 罰則(第三十条—第三十五條)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国民年金法(昭和三十六年法律第 号)第四十条第四項の規定に基づき、一般国民年金税の賦課、徴収その他の一般国民年金税に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び政令で定めるその附属の島をいう。

2 この法律において「一般国民年金の受給資格者」とは、国民年金法第三十六条に規定する一般国民年金の受給資格者で同法第四十条第二項の規定により一般国民年金税が課せられる期間に係るものをいう。

3 この法律において「合計所得金額」とは、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第九条第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額の合計額をいう。

4 この法律において「固定資産」とは、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十一条第一号に規定する固定資産をいう。

5 この法律において「居住用財産」とは、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者が所有者(地方税第三百四十三条第二項及び第三項に規定する者)をいう。以下同じである固定資産のうちこれらの者が居住の用に供する家屋及び当該家屋の敷地に供される土地をいう。

6 この法律において「固定資産課税台帳」とは、地方税法第三百四十一条第九号に規定する固定資産課税台帳をいう。

(管轄)

第三条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ)は、その統括する市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に住所を有する者(本邦に住所を有しない者で当該市町村の区域内に居所を有するもの並びに本邦に住所及び居所を有しない者でその者の納税管理人が当該市町村の区域内に住所を有するものを含む)に対する一般国民年金税に関する事務をつかさどる。

2 国税局長は、政令で定めるところにより、必要があると認めるときは、管轄区域内の市町村を統括する市町村長から一般国民年金税の賦課に関する事務の引継ぎを受けることができる。

3 前項の規定により一般国民年金税の賦課に関する事務の引継ぎがあつたときは、引継ぎを受けた国税局長は、遅滞なく、その旨を納税義務者に通知するものとする。

4 第二項又は国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第百八十二条第二項若しくは第三項の規定により国税局長が市町村長から一般国民年金税の賦課又は徴収に関する事務の引継ぎを受ける場合におけるこの法律(次条を除く)の規定の適用については、この法律中「市町村長」とあるのは、「国税局長」とする。

(監督)

第四条 国税局長は、一般国民年金税に関する事務について、管轄区域内の市町村を統括する市町村長を監督する。

(非課税)

第五条 次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する世帯主に対しては、一般国民年金税を課さない。

一 世帯主が生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の規定による生活扶助を受けているとき。

二 世帯主及びその世帯に属する者の前年の合計所得金額の合計額から二万四千円を控除した金額を世帯主及びその世帯に属する者の数で除して得た金額が三万六千円以下であるとき。

第二章 課税標準、税率及び税額控除

(課税額)

第六条 一般国民年金税は、毎年、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき、次条から第九条までの規定により算定した均等割額、所得割額及び資産割額の合計額(その合計額が十万円をこえるときは、十万円)により課する。

(均等割額)
第七条 前条の均等割額は、第十条第一号に規定する金額に世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者(一般国民年金の受給資格者でない世帯主を除く)の数を乗じて算定する。

(所得割額)
第八条 第六条の所得割額は、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者の前年の合計所得金額の合計額を課税標準とし、第十条第二号の税率を適用して算定する。

2 世帯主が一般国民年金の受給資格者でないときは、世帯主の前年の合計所得金額を世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者の数で除して得た金額を前項の合計所得金額の合計額から控除した金額を、同項の課税標準とする。

(資産割額)
第九条 第六条の資産割額は、世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者が一般国民年金税の賦課期日において所有者である固定資産(居住用財産を除く)の合計額を課税標準とし、次条第三号の税率を適用して算定する。

2 世帯主が一般国民年金の受給資格者でないときは、世帯主が一般国民年金税の賦課期日において所有者である固定資産(居住用財産を除く)の合計額を課税標準とし、次条第三号の税率を適用して算定する。

以下同じ)の当該賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録されたものの合計額を課税標準とし、次条第三号の税率を適用して算定する。

2 世帯主が一般国民年金の受給資格者でないときは、世帯主が一般国民年金税の賦課期日において所有者である固定資産の当該賦課期日における価格で固定資産課税台帳に登録されたものの合計額を世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者の数で除して得た金額を前項の固定資産の価格の合計額から控除した金額を、同項の課税標準とする。

(税率)
第十条 一般国民年金税は、次の各号に掲げる税率により課する。

一 均等割 一般国民年金の受給資格者一人につき千円

(税額控除)

第十一条 世帯主及びその世帯に属する者の前年の合計所得金額の合計額から二万四千円を控除した金額を世帯主及びその世帯に属する者の数で除して得た金額が三万六千円をこえ四万八千円以下であるときは、次の各号に掲げる当該金額の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を第六条の規定により算定した一般国民年金税額に乘じて得た金額を、当該世帯主に對する一般国民年金税額から控除する。

一 三万六千円をこえ四万八千円以下

昭和三十六年三月二十二日

世帯主及びその世帯に属する一船

政令で定めるところにより、
並設

〔以下 特別農業所得者の場合〕と

者及びその世帯に属する一

年金の受給資格者以外の者であつた者とみなし、当該世帯の世帯主に対しては、当該一般国民年金の一般国民年金の受給資格者となつた日の属する月から、月割をもつて、一般国民年金税を課する。

3 一般国民年金税の賦課期日後に世帯に一般国民年金の受給資格者がいなくなつたとき又は一般国民年金の受給資格者がいる世帯がなくなつたときは、当該世帯の世帯主に対しては、そのいなくなつた日又はそのなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて、一般国民年金税を課する。

4 一般国民年金税の賦課期日後に一般国民年金の受給資格者の変動により、世帯に新たに一般国民年金の受給資格者となつた者があるときは、当該新たに一般国民年金の受給資格者となつた者は、当該賦課期日において一般国民年金の受給資格者であつたものとみなして、当該世帯の世帯主に対しては、その変動があつた日の属する月の前月までは当該変動前の世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき算定したた一般国民年金税額により、その変動があつた日の属する月からは当該変動後の世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき算定した一般国民年金税額額により、それぞれ月割をもつて算定した金額の合計額により一般国民年金税を課する。

5 一般国民年金税の賦課期日後に
一般国民年金の受給資格者の変動

により、世帯の一般国民年金の受給資格者が当該世帯の一般国民年金の受給資格者でなくなつたときは、当該世帯の世帯主に対しては、その変動があつた日の属する月の前月までは当該変動前の世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき算定した一般国民年金税額により、その変動があつた日の属する月から当該変動後の世帯主及びその世帯に属する一般国民年金の受給資格者につき算定した一般国民年金税額により、それぞれ月割をもつて算定した金額の合計額により一般国民年金税を課する。

(世帯主に対する非課税規定の適用又は不適用に伴う賦課)

第十六條 一般國民年金の受給資格者のいる世帯の世帯主が第五條第一号又は第二号の規定に該当していた場合において、一般國民年金税の賦課期日後に当該世帯主が同條各号の規定に該当しなくなつたときは、当該世帯主は、当該賦課期日において同條各号の規定に該当していなかつたものとみなし、当該世帯主に対しては、当該世帯主が同條各号の規定に該当しなくなつた日の属する月から、月割をもつて、一般國民年金税を課する。

2 前項の場合において、一般国民年金税の賦課期日に世帯があつた場合については、当該世帯主が第五条各号の規定に該当しなくなつた日における当該世帯の一般国民年金の受給資格者で当該賦課期日において当該世帯の一般国民年金

の受給資格者であつた者以外のものは、当該賦課期日における当該世帯の一般国民年金の受給資格者と、当該賦課期日において当該世帯の一般国民年金の受給資格者であつた者で当該世帯主が同条各号の規定に該当しなくなつた日において当該世帯の一般国民年金の受給資格者でないものは、当該賦課期日における当該世帯の一般国民年金の受給資格者以外の者とみなし、一般国民年金税の賦課期日後

3 一般国民年金の受給資格者のいる世帯の世帯主で第五条各号の規定に該当していないものが、一般国民年金税の賦課期日後に同条第一号又は第二号の規定に該当することとなつたときは、当該世帯主に對しては、その該当することとなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて、一般国民年金税を課する。

(一般国民年金の受給資格者の變動に伴う納期及び徴収額の特例)
第十七条 市町村長は、その年五月一日以後に第十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に該当することとなつた世帯の世帯

主に対する一般国民年金税については、第十四条本文の規定にかかわらず、当該世帯又は世帯主が第十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に該当することとなつた日の属する月の翌翌月から翌年三月までの期間、毎月、当該一般国民年金税額を当該期間の月数で除して得た額に相当する金額の一般国民年金税を、当該期間内の各月の十五日を納期限として、徴収する。

2 市町村長は、その年五月一日以後に第十五条第三項から第五項まで又は前条第三項の規定に該当することとなつた世帯の世帯主に対する一般国民年金税については、第十四条本文の規定にかかわらず、当該世帯又は世帯主が第十五条第三項から第五項まで又は前条第三項の規定に該当することとなつた日の属する月の翌翌月から翌

年三月までの期間、毎月、当該一般国民年金税額から、当該世帯又は世帯主が第十五条第三項から第五項まで又は前条第三項の規定に該当することとなつた日の属する月の翌月までに当該世帯主が徴収された又は徴支されるべきその年の（一般国民年金税額利子税額及び延滞加算税額を除く。以下この条において同じ。）に相当する金額を控除した金額を当該期間の月数で除して得た額に相当する金額の一般国民年金税を、当該期間内の各月の十五日を納期限として、徴収する。

3 市町村長は、その年十月十六日以後に第十五条第一項若しくは第

二項又は前条第一項の規定に該当することとなつた第十四条ただし書の規定に該当する世帯主に対する一般国民年金税については、同条ただし書の規定にかかわらず、当該一般国民年金税を、翌年三月十五日を納期限として、徴収する。

4 市町村長は、その年十月十六日以後に第十五条第三項から第五項まで又は前条第三項の規定に該当することとなつた第十四条ただし書の規定に該当する世帯主に対する一般国民年金税については、同条ただし書の規定にかかわらず、当該一般国民年金税の税額から、その年十一月三十日までに当該世帯主が徴収された又は徴収されるべきその年の一般国民年金税額に相当する金額を控除した金額の一般国民年金税を、翌年三月十五日を納期限として、徴収する。

(納期限の延期)
第十八条 市町村長は、通信又は交通の状況その他やむを得ない事由があると認めるときは、政令で定めるところにより、一般国民年金税の納期限を延期することができる。

(二) 般国民年金税額の通知

第十九条 市町村長は、その年の五月十六日(特別農業所得者の場合は、十月三十一日)からその年の一般国民年金税の最初の納期限前十日までに、納税義務者に對し、当該納税義務者に係るその年の一般国民年金税の均等割額、所得割額及び資産割額並びにこれらの算定の基礎を通知しなければならない

ない。

2 市町村長は、第十五条又は第十六条の規定に該当することとなつたことにより前項の通知に係る事項を変更したときは、おそくとも、当該該当することとなつた日の属する月の翌翌月（特別農業所得者の場合は、翌年三月）の一般国民年金税の納期限前十日まで、変更後の一般国民年金税額に係る一般国民年金税の均等割額、所得割額及び資産割額並びにこれらの算定の基礎を通知しなければならぬ。

（納税の告知）

第二十條 一般国民年金税を徴収するときの納税の告知は、おそくとも、その納期限前十日までになければならぬ。

第四章 審査及び再審査の請求

（審査及び再審査の請求）

第二十一條 一般国民年金税の賦課に関する処分不服がある者は、地方国民年金税審査会に審査の請求をし、その決定に不服がある者は、中央国民年金税審査会に再審査の請求をすることができる。

2 審査の請求をした日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、地方国民年金税審査会が審査の請求を棄却したものとし、中央国民年金税審査会に再審査の請求をすることができる。

（訴訟法の適用）

第二十二條 審査の請求又は再審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法（明治二十三年法律第五号）の規定は、

適用しない。

第五章 雑則

（利子税額）

第二十三條 一般国民年金税を徴収する場合において、納税義務者が国税徴収法第四十二條の規定による指定納期限までに一般国民年金税額を完納しないときは、その未納に係る一般国民年金税額に対し、当該納期限（第三十條第二項の規定により一般国民年金税を徴収する場合において、当該納期限が第十四條、第十七條又は第十八條に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限）の翌日から当該一般国民年金税額を納付する日までの期間に応じ、当該税額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額を、一般国民年金税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る一般国民年金税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる一般国民年金税額は、同項の未納に係る一般国民年金税額からその一部納付に係る一般国民年金税額を控除した税額による。

3 利子税額の計算の基礎となる一般国民年金税額が百円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該一般国民年金税額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が十円未満である場合には、これを徴収しない。

5 納税義務者が第一項の規定によ

り利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した一般国民年金税額が第十四條又は第十七條の規定により徴収される一般国民年金税額に達するまでは、その納付した一般国民年金税額は、これらの規定により徴収される一般国民年金税額に充てられたものとする。

（過誤納金の充当）

第二十四條 一般国民年金税に係る過誤納金は、国税徴収法第六十二條の規定にかかわらず、未納の一般国民年金税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

（質問検査権）

第二十五條 市町村長は、一般国民年金税に関する調査について必要があるとき認めるときは、当該職員をして納税義務者、納税義務者があると認められる者若しくは一般国民年金税の賦課に直接関係があると認められる者に質問させ、又はこれらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（市町村の境界変更の場合の特例）
第二十六條 市町村の境界変更があつた場合におけるこの法律の適用については、政令で定める。

（国税徴収法の読替え）

第二十七條 一般国民年金税に関する国税徴収法の規定の適用については、同法中「税務署長」とあるのは「市町村長（特別区の区長を含む）」と、同法第五條第二項中「税務署所属の職員」とあるのは「市町村（特別区を含む）所属の当該職員」と、同法第六條第二項、第一百零一條第三項、第一百八十二條第一項及び第一百八十五條中「税務署」とあるのは「市町村（特別区を含む）」と、同法第九十五條第二項中「税務署の揭示場その他の税務署内」とあるのは「市町村（特別区を含む）の揭示場その他の市町村（特別区を含む）の事務所内」と、同法第四十四條中「市町村の吏員若しくは警察官」とあるのは「警察官」と、同法第五十九條第二項中「その所属する国税局長」とあるのは「その統括する市町村（特別区を含む）の区域を所轄する国税局長」と、同法第六十一條、第六十二條及び第六十四條中「税務署長等」とあるのは「市町村長等」と、同法第六十六條第一項中「所属する税務署」とあるのは「所属する市町村（特別区を含む）」と、「税務署以外の行政機関」とあるのは「国税局」と、同法第二項中「国税庁長官」とあるのは「国税局長」と、同法第六十七條第一項中「国税庁長官、国税局長又は税関長」とあるのは「国税局長」とする。

（国税犯則取締法の読替え）

第二十八條 一般国民年金税に関する国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）の規定の適用に

ついては、同法中「収税官吏」とあるのは「国税局ノ収税官吏又ハ市町村（特別区ヲ含ム）ノ当該職員」と、「税務署長」とあるのは「市町村長（特別区ノ区長ヲ含ム）」と、同法第六條第二項中「警察官又ハ市町村吏員」とあるのは「警察官」と、同法第七條第三項中「国税庁長官、国税局長」とあるのは「国税局長」と、同法第十一條第一項中「国税庁収税官吏又ハ事件発見地ヲ所轄スル国税局若ハ税務署ノ収税官吏」とあるのは「事件発見地ヲ所轄スル国税局ノ収税官吏又ハ市町村（特別区ヲ含ム）ノ当該職員」と、同法第三項中「所轄税務署収税官吏」とあるのは「所轄市町村（特別区ヲ含ム）ノ当該職員」と、「犯則事件」とあるのは「犯則事件又は国税局長が一般国民年金税法第三條第二項ノ規定ニ依り市町村長（特別区ノ区長ヲ含ム）カラ其ノ賦課ニ関スル事務ノ引継ヲ受ケタル一般国民年金税ニ関スル犯則事件」と、同法第四項中「税務署収税官吏」とあるのは「市町村（特別区ヲ含ム）ノ当該職員」と、同法第五項中「所轄税務署ノ収税官吏」とあるのは「所轄市町村（特別区ヲ含ム）ノ当該職員」と、重要ナル犯則事件」とあるのは「重要ナル犯則事件」とあるのは「重要ナル犯則事件又ハ国税局長が一般国民年金税法第三條第二項ノ規定ニ依り市町村長（特別区ノ区長ヲ含ム）カラ其ノ賦課ニ関スル事務ノ引継ヲ受ケタル一般国民年金税ニ関スル犯則事件」と、同法第十二條第一項中「国税局又は税務署ノ収税官吏」とあるのは「国税局ノ収税官

吏又ハ市町村(特別区ヲ含ム)ノ
当該職員」と、「所屬国税局又ハ所
屬税務署ノ管轄区域内」とあるの
ハ「所屬国税局ノ管轄区域内又ハ
当該市町村(特別区ヲ含ム)ノ区
域内」と、「他ノ国税局又ハ税務署
ノ管轄区域」とあるのは「他ノ国税
局ノ管轄区域又ハ他ノ市町村(特
別区ヲ含ム)ノ区域」とする。
(国税収納金整理資金に関する法
律の謄替え)

第二十九条 一般国民年金税に關す
る国税収納金整理資金に関する法
律(昭和二十九年法律第三十六
号)の規定の適用については、同
法第八条第一項中「所屬の職員」と
あるのは「所屬の職員又は市町村
長(特別区の区長を含む。）」と、同
条第二項中「委任された職員」とあ
るのは「委任された者」と、「その
官職にある者が欠けた場合を含む
」とあるのは「その官職にある
者が欠けた場合を含む。又は国税
収納金令官である市町村長(特別
区の区長を含む。）」が欠けた場合」と「所屬の職員」とあるのは「所屬
の職員又は国税収納金令官であり
若しくはあつた市町村長(特別区
の区長を含む。の所屬の職員」と、
同条第三項中「所屬の職員」とある
のは「所屬の職員又は国税収納金
令官である市町村長(特別区の区
長を含む。の所屬の職員」と、同
条第四項中「代理させ」とあるのは
「大蔵省に置かれた官職又は市町
村(特別区を含む。に置かれた職
を指定することにより、その官職
又はその職にある者に当該事務を
代理させ」と、同法第十三条第三

項中「所屬の職員」とあるのは「所
屬の職員又は市町村長(特別区の
区長を含む。）」と、同条第四項中
「委任された職員」とあるのは「委
任された者」と、「その官職にある
者が欠けた場合を含む。）」とある
のは「その官職にある者が欠けた
場合を含む。又は国税資金支払委
託官である市町村長(特別区の区
長を含む。）」が欠けた場合」と「所
屬の職員」とあるのは「所屬の職員
又は国税資金支払委託官であり若
しくはあつた市町村長(特別区の
区長を含む。の所屬の職員」と、
同法第十七条中「同法を適用す
る。とあるのは「同法を適用す
る。の場合において、同法第四条第
二項中「都道府県の職員である場
合にあつては、都道府県知事」と
あるのは、「市町村(特別区を含む
。の職員である場合にあつて
は、市町村長(特別区の区長を含
む。）」と、同法第六条第五項中「都
道府県の職員」とあるのは「市町村
(特別区を含む。の職員」と、同法
第八条第一項中「第二条第一項第
七号に規定する者」とあるのは「国
税資金支払委託官又は代理国税資
金支払委託官である市町村長(特
別区の区長を含む。又は市町村
(特別区を含む。の職員」と、同項
第八号に規定する者で都道府県の
職員」とあるのは「国税資金支払委
託官又は代理国税資金支払委託官
である市町村長(特別区の区長を
含む。又は市町村(特別区を含む
。の職員からその補助者として
その事務の一部を処理することを
命ぜられた職員」とする。とする。

第六章 罰則

第三十条 偽りその他不正の行為に
より、一般国民年金税を免れ、又
は免れようとした者は、一年以下
の懲役若しくは十万円以下の罰金
に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合においては、市町村
長は、直ちに、その免れた一般国
民年金税を徴収する。

第三十一条 第十三条の規定による
申告書の提出を怠り、又は偽りの
申告書を提出した者は、五万円以
下の罰金に処する。

第三十二条 第二十五条第一項の規
定による当該職員の質問に対して
答弁せず、若しくは偽りの陳述を
し、又は同項の規定による当該職
員の検査を拒み、妨げ、若しくは
忌避した者は、五万円以下の罰金
に処する。

第三十三条 一般国民年金税の調査
に關する事務に従事している者又
は従事していた者が、その事務
に關して知ることのできた秘密を
漏らし、又は盗用したときは、二
年以下の懲役又は三万円以下の罰
金に処する。

第三十四条 一般国民年金税に關す
る職務を怠つた市町村長は、三万
円以下の過料に処する。

第三十五条 第三十条第一項の罪を
犯した者には、刑法(明治四十年
法律第四十五号)第四十八条第二
項、第六十三条及び第六十六条の
規定は、適用しない。ただし、懲
役刑に處する場合又は懲役及び罰
金を併科する場合における懲役刑
については、この限りでない。

附則
(施行期日)

1 この法律は、国民年金法の施行
(同法附則第一項ただし書の規定
による施行をいう。の日から施行
する。
(昭和三十六年分の一般国民年金
税の賦課)

2 昭和三十六年分の一般国民年金
税は、この法律の施行の日の属す
る月から、月割をもつて、課する
ものとする。
(昭和三十六年分の一般国民年金
税に係るこの法律の適用)

3 昭和三十六年分の一般国民年金
税に限り、第十四条ただし書、第
十七条及び第十九条第二項の規定
は、適用しないものとし、この法
律の規定の適用については、次の
表の上欄に掲げるこの法律の規定
中同表の中欄に掲げる字句は、同
表の下欄に掲げる字句にそれぞれ
読み替へるものとする。

規 定	読 み 替 え ら れ る 字 句	読 み 替 え る 字 句
第十二条	その年の一月一日	この法律の施行の日
第十三条第一項	毎年三月三十一日	昭和三十六年十二月十五日
第十三条第二項から 第五項まで	その年三月三十一日	昭和三十六年十二月十五日
第十四条	その年六月から翌年三月までの期間	昭和三十七年二月から三月までの期間
第十九条第一項	十分の一 その年の五月十六日(特別農業所得者の場 合は、十月三十一日)からその年の一般国 民年金税の最初の納期限前日までに	二分の一 昭和三十七年一月十六日から昭和三十六年 分の一般国民年金税の最初の納期限前日 までに

約百六十二億円の見込みである。
(平年度約三百二十三億円)

労働者年金税法案

労働者年金税法

目次

- 第一章 総則(第一条-第二条)
- 第二章 課税標準、税率及び税額控除(第三条-第五条)
- 第三章 申告及び納税

- 第一節 申告(第六条-第十四条)
- 第二節 納税(第十二条-第十四条)

- 第四章 更正及び決定(第十五条-第二十条)
- 第五章 審査及び再審査の請求(第二十一条-第二十二条)

- 第六章 雑則(第二十三条-第三十四条)
- 第七章 罰則(第三十五条-第四十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国民年金法(昭和三十六年法律第...号)第四十六条第四項の規定に基づき、労働者年金税の課税標準、税率その他の労働者年金税に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「事業主」とは、国家公務員以外の労働者年金の受給資格者を使用する事業所の事業主をいう。

2 この法律において「事業所」とは、労働基準法(昭和二十二年法

律第四十九号)第八条に掲げる事業の事業所若しくは事務所又は同条に掲げる事務所で政令で定めるものの以外のものをいう。

3 この法律において「労働者年金の受給資格者」とは、国民年金法第四十二条に規定する労働者年金の受給資格者のうち国家公務員以外のもので同法第四十六条第二項に規定する期間に係るものをいう。

4 この法律において「標準報酬」とは、国民年金法第四十九条の規定による標準報酬をいう。

第二章 課税標準、税率及び税額控除

第三条 労働者年金税の課税標準は、事業主の使用する事業所ごとの労働者年金の受給資格者に係るその月の標準報酬の金額の合計額による。

2 労働者年金の受給資格者が同時に二以上の事業所に使用される場合における前項の課税標準の計算の基礎となる各事業所の当該労働者年金の受給資格者に係るその月の標準報酬の金額は、当該労働者年金の受給資格者がそれぞれその事業所において受けるその月の報酬(国民年金法の規定による報酬をいう。以下同じ)の金額のその者が受けるその月の報酬の総額に対する割合をその者に係るその月の標準報酬の金額に乗じて得た額とする。

(税率)

第四条 労働者年金税の税率は、百分の二・七とする。

(税額控除)

第五条 事業主が事業所に使用する労働者年金の受給資格者のうちに国民年金法第四十六条第五項ただし書の規定により同項本文に規定する税額を負担しない者があるときは、その者が同項本文の規定の適用を受ける者であるとした場合に同項本文の規定により負担することとなるべき税額に相当する金額を、第三条の課税標準に前条の税率を適用して計算した労働者年金税額から控除する。

第三章 申告及び納税

第一節 申告

第六条 事業主は、翌月末日までに、政令で定めるところにより、次の各号に規定する事項を記載した申告書を政府に提出しなければならない。

一 事業所に使用される労働者年金の受給資格者に係るその月の標準報酬の金額の合計額

二 前号の標準報酬の金額の合計額につき前二条の規定により計算した労働者年金税額

三 前条の規定により労働者年金税額から控除すべき金額があるときは、当該控除に関する事項

四 その他政令で定める事項

2 前項の規定による申告書(以下「申告書」という)には、政令で定めるところにより、前項第一号に規定する者に係るその月の標準報酬に関する明細書を添付しなければならない。

3 申告書を提出すべき者が清算中の法人である場合において、その

段余財産の最後の分配が当該申告書を提出すべき月の初日から末日までの間に行なわれるときは、その行なわれる日の前日までに、当該申告書を政府に提出しなければならない。

4 申告書を提出すべき者が当該申告書の提出前に死亡し、又は合併により消滅した場合においては、政令で定めるところにより、その相続人(包括受遺者を含む)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、死亡した者又は合併により消滅した法人に係る当該申告書を政府に提出すべきものとする。

(申告期限の延期)

第七条 政府は、通信又は交通の状況その他やむを得ない事由があるとき、政令で定めるところにより、前条第一項又は第四項の規定により申告書を提出する場合におけるその提出期限を延期することができる。

(修正申告)

第八条 申告書を提出した者は、当該申告書に記載された第六条第一項第二号に規定する労働者年金税額が過少である場合においては、当該申告書について第十八条第一項の規定による更正の通知があるまでは、政令で定めるところにより、第六条第一項各号に規定する事項のうち、修正すべき事項その他政令で定める事項を記載した修正申告書を政府に提出することができる。

2 前項の規定は、第十五条又は第十六条の規定による更正又は決定

を受けた者の当該更正又は決定に係る第六条第一項第二号に規定する労働者年金税額が過少である場合について準用する。

3 第六条第四項の規定は、第一項の規定による修正申告書(以下「修正申告書」という)を提出することのできる者が、当該修正申告書の提出前に死亡し、又は合併により消滅した場合について準用する。

(更正の請求)

第九条 申告書を提出した者は、当該申告書に記載された第六条第一項第二号に規定する労働者年金税額が過大である場合においては、当該申告書の提出期限後一月間を限り、政府に対し、政令で定める事項を記載した書面を提出して、労働者年金税額の更正の請求をすることができる。

2 第七条の規定は、前項の請求をする場合について準用する。

3 政府は、第一項の規定により更正の請求があつた場合においては、その調査により、請求に係る労働者年金税額を認めて更正をし、又は請求を却下する。

4 政府は、前項の処分を行なつた場合においては、請求に係る労働者年金税額を認めた旨又は却下の旨を請求者に通知する。

5 政府は、第一項の更正の請求をした者の住所及び居所が不明のとき又はその者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しない場合において第三十二条の規定による納税管理人の申告をしていないとき若しくは納税管理人の住所及び居

所が不明のときは、前項の通知に代えて公告をすることが出来る。

この場合においては、公告の初日から七日を経過したときは、その経過した日にその通知があつたものとみなす。

6 第六條第四項の規定は、第一項の規定による更正の請求をすることが出来る者が、当該更正の請求前に死亡し、又は合併により消滅した場合について準用する。

7 第一項の規定による更正の請求があつた場合においても、政府は、税金の徴収を猶予しない。ただし、政府において相当の理由があるとき、税金の全部又は一部の徴収を猶予することが出来る。

(事業主等の自署押印)

第十條 申告書又は修正申告書は、事業主又は納税管理人及び当該事業所の職員のうち申告書又は修正申告書の作成の時に当該事業所の経理に関する事務の主席の責任者である者がそれぞれ自署し、自己の印を押さなければならぬ。

2 前項の規定による自署押印の有無は、申告書又は修正申告書の提出による申告又は修正申告の効力に影響を及ぼすものではない。
(申告がない場合等の税額控除の不適切)

第十一條 第五條の規定は、申告書に第六條第一項第三号に規定する事項の記載がない場合又は申告書の提出期限内に申告書の提出がなかつた場合においては、適用しない。ただし、政令で定める場合

は、この限りでない。

第二節 納税

(申告による納税)

第十二條 申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限内に、当該申告書に記載した労働者年金税額に相当する税額の労働者年金税を政府に納付しなければならない。

(修正申告による納税)

第十三條 修正申告書を提出した者は、当該修正申告書の提出の日、当該修正申告により増加した労働者年金税額に相当する税額の労働者年金税を政府に納付しなければならない。

(期限後の申告による納税)

第十四條 申告書の提出期限後に申告書を提出した者は、当該申告書の提出の日、当該申告書に記載した労働者年金税額に相当する税額の労働者年金税を政府に納付しなければならない。

第四章 更正及び決定

第十五條 申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に記載された第六條第一項各号に規定する事項が政府において調査したところと異なるときは、政府は、その調査により、課税標準又は労働者年金税額を更正する。

(決定)

第十六條 政府は、申告書を提出する義務があると認められる者が申告書を提出しなかつた場合においては、政府の調査により、課税標準及び労働者年金税額を決定する。

(再更正)

第十七條 政府は、前二條又はこの條の規定による更正又は決定後、その更正又は決定した課税標準又は労働者年金税額について、過不足額があることを知つたときは、政府の調査により、課税標準又は労働者年金税額を更正する。

(更正又は決定の通知)

第十八條 政府は、前三條の規定により課税標準又は労働者年金税額を更正又は決定したときは、これを納税義務者に通知する。

2 第九條第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(更正の期間)

第十九條 申告書(その提出期限後に提出されたもの)については、その提出期限から六月以内に提出されたものに限る。提出した者の当該申告又は修正申告に係る課税標準又は労働者年金税額については、第十五條又は第十七條の規定による更正は、当該申告書の提出期限(申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合には、当該申告書を提出した日)から六月を経過した日以後においては、することができない。ただし、偽りその他不正の行為により労働者年金税を免れた者の当該申告又は修正申告に係る課税標準又は労働者年金税額については、この限りでない。

2 前項の規定は、時効に関する他の法律の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。

(追徴税額の徴収)

第二十條 政府は、第十五條から第十七條までの規定により更正又は決定をした場合において、その追徴税額(更正により増加した税額又は決定した税額をいう。以下同じ。)があるときは、第十八條第一項の通知をした日から一月後を納期限として、その追徴税額を徴収する。

第五章 審査及び再審査の請求

(審査及び再審査の請求)

第二十一條 第九條第四項、第十八條第一項又は第二十八條第一項の規定を受けた第九條第四項に規定する事項、課税標準若しくは労働者年金税額又は過少申告加算税額、無申告加算税額若しくは重加算税額に不服があるときは、地方国民年金税審査会に審査の請求をし、その決定に不服があるときは、中央国民年金審査会に再審査の請求をすることが出来る。

2 審査の請求をした日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、地方国民年金税審査会が審査の請求を棄却したものとなし、中央国民年金税審査会に再審査の請求をすることが出来る。

(訴訟法の適用)

第二十二條 審査の請求又は再審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴訟法(明治二十三年法律第五号)の規定は、適用しない。

第六章 雑則

第二十三條 納税義務者は、次の各号の一に該当する場合において、当該各号に規定する労働者年金税額については、当該各号に掲げる期間に及び、当該税額百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額に相当する利子税額をあわせて納付しなければならない。

一 第十二條の規定により納付すべき労働者年金税額をその納期限内に完納しなかつた場合においては、その未納に係る労働者年金税額について、当該期限の翌日から当該労働者年金税を納付するまでの期間

二 修正申告書を提出した場合又は申告書の提出期限後に申告書を提出した場合においては、第十三條又は第十四條の規定により納付すべき労働者年金税額について、申告書の提出期限の翌日から当該労働者年金税を納付するまでの期間

2 申告書を提出した日(申告書がその提出期限前に提出された場合においては、当該提出期限)の翌日から起算して六月を経過した日(以下この条において「申告後六月経過日」という。)以後に修正申告書を提出した場合においては、第十九條第一項ただし書に規定する者が政府の調査により第十五條又は第十七條の規定による更正があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか、当該修正申告書の提出により納付すべき労働者年金税額については、申告後六月経過日から当該修正申告書の提出の日までの期間を、前

項の期間から控除して、同項の規定を適用する。

3 第一項の場合において、納税義務者が労働者年金税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる労働者年金税額は、同項各号に規定する労働者年金税額からその一部納付に係る労働者年金税額を控除した税額による。

4 利子税額の計算の基礎となる労働者年金税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該労働者年金税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

5 利子税額が三百円未満である場合には、これを納付することを要しない。

6 政府は、第二十条の規定により追徴税額を徴収する場合においては、第一項第二号及び第三項までの規定に準じて計算した利子税額をあわせて徴収する。この場合において、第十八条第一項の規定による通知をした日が申告後六月経過日以後となるときは、第十九条第一項ただし書の規定に該当する場合を除くほか、申告後六月経過日から当該通知をした日までの期間を、利子税額計算の基礎となる期間から控除して、利子税額を計算するものとする。

7 納税義務者が第一項の規定により利子税額をあわせて納付すべき場合又は前項の規定により利子税額をあわせて徴収される場合において、当該納税義務者が納付した

労働者年金税額が第十二条から第十四条までの規定により納付すべき労働者年金税額又は第二十條の規定により徴収される税額に達するまでは、その納付した労働者年金税額は、これらの規定により納付すべき労働者年金税額又は徴収される税額に充てられたものとする。

(過少申告加算税額)

第二十四条 申告書の提出期限内に申告書の提出があつた場合（申告書がその提出期限後に提出された場合において、その提出が遅延したことについて正当な事由があること認められるときを含む。）において、第十五条若しくは第十七条の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、政府は、当該更正に係る第二十条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出により第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがあるときは、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収する。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により過少申告加算税額を徴収する場合について準用する。

(無申告加算税額)

第二十五条 次の各号の一に該当する場合においては、政府は、第一号の場合においては、申告書の提出期限内に申告書の提出がなかつたことについて、第三号の場合においては、申告書の提出がなかつたことについて、第二号及び第四号の場合においては、更正前又は修正申告前の申告又は修正申告に係る労働者年金税額に誤りがあったことについて、正当な事由があると認められる場合を除くほか、当該各号に規定する労働者年金税額に、当該期間が一月以内のときは百分の十の割合、一月をこえ二月以内のときは百分の十五の割合、二月をこえ三月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえ四月以内のときは百分の二十五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収する。

一 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合において、当該申告書の提出により第十四条の規定により納付すべき労働者年金税額について、申告書の提出期限の翌日から当該申告書の提出した日までの期間

前号に掲げる期間

三 第十六条の規定による決定があつた場合においては、当該決定に係る第二十条に規定する追徴税額について、申告書の提出期限の翌日から当該決定に係る第十八条第一項の規定による通知をした日までの期間

四 前号の規定に該当する場合において、第十七条の規定による更正があつたとき又は修正申告書の提出があつたときは、当該更正に係る第二十条の規定による追徴税額又は当該修正申告書の提出により第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額について、申告書の提出期限の翌日から当該更正に係る第十八条第一項の規定による通知をした日又は当該修正申告書の提出した日（ただし、修正申告書の提出があつた場合においては、その後において更正又は修正申告書の提出した日とする。）までの期間

2 第二十三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により無申告加算税額を徴収する場合について準用する。

(過少申告加算税額等の不徴収)

第二十六条 納税義務者が申告書の提出期限後に申告書を提出した場合又は修正申告書を提出した場合において、その提出が当該納税義務者に係る政府の調査により第十五条から第十七条までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してなされたものでなかつた

ときは、政府は、当該修正申告書の提出により第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額に係る過少申告加算税額又は当該申告書若しくは修正申告書の提出により第十四条若しくは第十三条の規定により納付すべき労働者年金税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税額を徴収しない。

(重加算税額)

第二十七条 第二十四条第一項の規定に該当する場合において、納税義務者が労働者年金税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装し、その隠ぺいし又は仮装したところに基づいて申告書又は修正申告書を提出していたときは、政府は、同項の過少申告加算税額の計算の基礎となるべき追徴税額又は労働者年金税額（これらの税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠ぺい又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。以下この項において同じ。）に、百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税額を徴収する。この場合において、当該追徴税額又は労働者年金税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税額を徴収しない。

2 第二十五条第一項の規定に該当する場合において、次の各号の一

に該当する事由があるときは、政府は、同項の無申告加算税額のほか、当該無申告加算税額の計算の基礎となつた労働者年金税額（当該労働者年金税額の一部が、労働者年金税額の計算の基礎となるべき事実で隠べし又は仮装されてい

二 第二十五条第一項第二号の規定に該当する場合においては、納税義務者が労働者年金税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基づいて申告書又は修正申告書を提出してしたこと。

四 第二十五条第一項第四号の規定に該当する場合においては、納税義務者が労働者年金税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし又は仮装し、その隠べし又は仮装したところに基づいて申告書を提出してしたこと。

（過誤納金の充当）
第二十九条 労働者年金税に係る過誤納金は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四十七号）第六十二条の規定にかかわらず、未納の労働者年金税以外の国税又は滞納処分費に充当してはならない。

一 納税地に住所及び居所を有しない又は有しないこととなる個人たる事業主（その事業所の長である者を除く。）
二 法人たる事業主
（開業等の申告）
第三十三条 労働者年金の受給資格者を使用する事業所を設け、譲り受け、又は相続（包括遺贈を含む。）若しくは合併により承継した者は、政令で定めるところにより、政府に申告しなければならぬ。事業所を廃止し、又は譲り渡した者も、また同様とする。

第三十六条 正当な理由がなくて申告書を当該申告書の提出期限内に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

の従業者が、その法人又は人の業務に關して第三十五條、第三十六條又は第三十八條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第四十一條 第三十五條第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。ただし、懲役刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この法律は、国民年金法の施行（同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう。）の日から施行する。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）
2 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第六條の二の次に次の一條を加える。

第六條の三 災害に因り事業所に係る資産について甚大な被害を受けた事業主で、被害を受けた年の前年分の合計所得金額又は被害を受けた日の属する事業年度直前の事業年度の法人税法第九條の規定により計算した所得金額に十二を乗じて当該直前の事業年度の月数で除して計算した金額（以下本条に

おいて法人の前年度所得金額という。）が百二十万円以下であるものに對しては、命令の定めるところにより、被害があつた日以後十二月以内において納付すべき労働者年金税額（労働者年金税法第二十四條、第二十五條又は第二十七條の規定により徴収する過少申告加算税額、無申告加算税額及び同税徴収法第四十六條第一項の規定により徴収する延滞加算税額を除く。）を、左の区分により軽減し又は免除する。

合計所得金額又は法人の前年度所得金額が五十万円以下であるとき 当該労働者年金税額の全部
合計所得金額又は法人の前年度所得金額が八十万円以下であるとき 当該労働者年金税額の十分の五
合計所得金額又は法人の前年度所得金額が八十万円をこえるとき 当該労働者年金税額の十分の二・五
第八條及び第九條第一項中「一般国民年金税、」の下に「労働者年金税、」を加える。

第十條中「第六條、第六條の二を「第六條から第六條の三まで」に改める。

（行政機関職員定員法の一部改正）
3 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表の大蔵省の項中「五〇、六二三人を「五三、二〇三人」に、「七二、二六〇人」を

「七四、八四〇人」に改め、同表の合計の項中「六九九、三四九人」を「七〇一、一九二九人」に改める。

（相続税法の一部改正）
4 相続税法（昭和三十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「一般国民年金税、」の下に「労働者年金税、」を加える。

（税理士法の一部改正）
5 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二條中「一般国民年金税、」の下に「労働者年金税、」を加える。

第三十三條第五項中「第二十五條の二」の下に「労働者年金税法（昭和三十六年法律第 号）第十條」を、「法人の代表者等」の下に「又は事業主等」を加える。

第三十三條の二第二項中「又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七條若しくは第二十八條」を、「相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七條若しくは第二十八條又は労働者年金税法第六條」に改める。

第三十五條第一項中「若しくは相続税法第三十五條第一項、第三項若しくは第四項」を、「相続税法第三十五條第一項、第三項若しくは第四項若しくは労働者年金税

法第十五條若しくは第十七條」に改め、同第三項中「所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定」を「所得税法、法人税法、相続税法若しくは労働者年金税法の規定による更正若しくは決定又は所得税法、法人税法若しくは相続税法の規定による審査の決定」に改める。

（会社更生法の一部改正）
6 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一百九條中「有価証券取引税、」の下に「国民年金法（昭和三十六年法律第 号）第四十六條第五項の規定により労働者年金の受給資格者が負担することとなる額の労働者年金税、」を加える。

（国税徴収法の一部改正）
7 国税徴収法の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第一号中「又は再評価税」を、「再評価税又は労働者年金税」に改める。

第四十三條第二項第二号中「及び再評価税」を、「再評価税及び労働者年金税」に改める。

理由
国民年金法の規定に基づき、労働者年金税の課税標準、税率その他の労働者年金税に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（国民年金特別会計法案）
（設置）
第一条 国民年金法（昭和三十六年法律第 号）による一般国民年金事業及び労働者年金事業に關する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計を設け、一般會計と区分して経理する。

（管理）
第二条 この會計は、厚生大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（区分）
第三条 この會計は、一般国民年金勘定及び労働者年金勘定に区分する。

（一般国民年金勘定の歳入及び歳出）
第四条 一般国民年金勘定においては、一般国民年金税の收入、一般會計からの受入金、積立金から生ずる收入、借入金及び附屬雑收入をもつてその歳入とし、一般国民年金の給付金、借入金の償還金及

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約七億八千万円の見込みである。

（平年度約十五億六千二百万円）
なお、税収入額としては、初年度約六百三十七億二千五百万円の見込みである。

（平年度約千二百七十四億五千万円）

び利子、一時借入金の利子、業務取扱費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(労働者年金勘定の歳入及び歳出)
第五条 労働者年金勘定においては、労働者年金の収入、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、労働者年金の給付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書の作成及び送付)
第六条 厚生大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、一般国民年金勘定及び労働者年金勘定に係る次の書類を添付しなければならない。

一 前年度年度の貸借対照表及び損益計算書
二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
三 前年度末における積立金明細表

(歳入歳出予算の区分)
第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつてはその性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

ればならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(余剰金の預託)

第九条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、支払上現金に余剰があるときは、これを資金運用部に預託することができる。

(借入金)

第十条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、当該勘定の負担において、借入金をすることができ。

(一時借入金)

第十一条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定においては、支払上現金に不足があるときは、当該勘定の負担において、一時借入金をすることができ。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内に償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入れ及び償還の事務)

第十二条 前二條の規定による借入金及び一時借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第十三条 第十条の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十一条第一項の規定による一時借入金の利子に相当する金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)
第十四条 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、一般国民年金勘定及び労働者年金勘定の当該年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該年度末における積立金明細表を添付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十五条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同條第二項に規定する当該年度の貸借対照表、損益計算書及び当該年度末における積立金明細表を添付しなければならない。

(剰余金の積立及び決算上の不足の補足)

第十六条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、決算上剰余金を生じたときは、政令で定めるところにより、当該勘定の積立金として積み立てなければならない。

2 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、決算上不足を生じたときは、政令で定めるところにより、当該勘定の積立金から補足する。

(一般会計からの受入金の過不足の調整)

第十七条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定において、一般会計から受け入れた金額(国民年金法第四十一条第二項、第四十七條第一項及び第四十八條第二項の規定による負担金として受け入れた金額を除く)が当該年度における同法第四十一条第一項又は第四十八條第一項の規定による国庫負担金の金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度においてこれらの項の規定による国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌年度までに一般会計に返還し、当該不足額は、翌年度までに一般会計から補てんするものとする。

(積立金の運用)

第十八条 一般国民年金勘定又は労働者年金勘定の積立金は、国民年金の積立金の運用に関する法律(昭和三十六年法律第 号)の定めるところにより、運用することができ。

(支出未済額の繰越し)

第十九条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の納納の完結までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができ。

2 厚生大臣は、前項の規定による繰越しをしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、その経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同條第三項の規定による通知は、必要としない。

(実施規定)
第二十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、国民年金法の施行(同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう)の日から施行し、昭和三十六年度の予算から適用する。

(厚生保険特別会計に対する経過措置)
2 この法律の施行の際、厚生保険特別会計年金勘定に属する積立金その他の権利義務は、この会計に帰属せしめ、労働者年金勘定の所屬とする。

3 この法律の施行の際、厚生保険特別会計業務勘定に属する厚生年金保険事業に関する権利義務は、この会計に帰属せしめ、労働者年金勘定の所屬とする。

4 厚生保険特別会計業務勘定の昭和三十五年度以前の年度の決算上の剰余金で年金勘定の積立金となるべきものは、同年度の決算終了の際、この会計に帰属せしめ、労働者年金勘定の所屬とする。

(船員保険特別会計に対する経過措置)

5 船員保険特別会計に対する経過措置は、政令で定める。

会に付託になりましたわが党提出の国民年金法案、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整に関する法律案、国民年金の積立金の運用に関する法律案の三法案と一体をなすものでございまして、御説明中右の内容にも及びますことをあらかじめ御了承いただきたく存じます。

申し述べるまでもなく、現在の国民年金法は、昭和三十四年、第三十一国会において成立し、同年十一月一日施行、昨年三月三日より、その無拠出部分、すなわち福祉年金の支給が開始され、本年四月一日よりその拠出年金の部分の保険料徴収が予定されております。

そのうち、福祉年金につきましては、きわめて不十分であり、給付要件等に相当不合理な点もありますけれども、とにかくにも、今まで年金制度に關係のなかった老人、母子家庭、障害者に年金が支給され、これらの人たちの生活を幾分でも明るいものにしたことは、一つの大きな前進といふべきであります。このことは国民の要望にこたえ、自民党内閣よりも先に何回も国民年金法案を提出して、無拠出年金制度発足の原動力となつたわが日本社会の喜びとするところであります。われわれはさらにこの制度を急速に飛躍的に改善すべきものと考え、次第であります。これに反して、拠出年金制度に關して、現行法ははなはだしく不十分であるばかりでなく、その組み立てはきわめて不合理であり、社会保障の名にそぐふものであります。

ゆえに、わが党は、審議当時これを強く指摘し、その意味をもつて政府案に反対したのであります。この拠出年金

の保険料徴収の時期が近づくに従つて、国民各層から強烈な批判が燃え上がり、拠出年金制の抜本的改正、その改正の実現までの拠出制実施延期等の声がはうはいとして全国に高まるに至つたことは、各位の御承知の通りであります。この世論にうばひした政府は、幾ばくかの改正意図を発表いたしてありますが、その内容は、改正を要する本質的な点には全然触れておらず、死亡一時金等給付金額増加も総体から見れば九牛の一毛にしかすぎない僅少なものでありますために、政府の行なわんとする拠出年金制に対する批判の声はますます高まり、厚生省の高压的なやり方をもつてする必死の努力にかかわらず、その登録は本年二月十五日現在全国で七三%、特に東京、大阪等の六大都市においてはわずかに平均三〇%前後の状態でありま

す。

元来、国民の大きな期待と完全な理解のもとにその協力を得て発足すべき国民年金制度において、このような状態の発生したことは全く現行拠出制年金の重大な欠陥によるものであります。それを根本的に是正するためにわが党は本国民年金関係の六法を提出したわけであります。従つて、提出の具体的理由を御説明申し上げるためには、現行法、特に拠出年金制の欠点を指摘することが最も必要と存じますので、以下要約して申し述べてみたいと存じます。

まず第一に、現行拠出年金制の最大の欠点は、その組み立てが社会保険主義で貫かれ、社会保障の精神と全く相反する点があることであります。その一は、定額保険料主義でありま

す。このために、保険料は大眾にとつて割高に相なります。

その二は、年金支給額が拠出期間比の例制によつてゐることであり、このような制度では、割高な保険料を納入することの困難な、すなわち年金をより必要とする國民大眾はきわめてわずかしかな年金の支給を受けられないことに相なります。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

その三は、老齢年金受給資格がきわめてきびしいことであります。通常の場合、二十五年間免除適用を受けた人でも、十年間の保険料実納額がなければ年金を支給されないことになっており、これでは、年金保険料納入が最も困難な、そして年金を最も必要とする人に年金が支給されないことに相なります。

その四は、受給資格に達しない人々に対する保険料返還制度、今回の政府改正案では、特別年金という期限付減額年金制度となつておりますが、いずれにいたしましてもそれらの制度の要件は最もきびしく、大部分の人がその適用を受けられないことであります。保険料納入期間と免除期間の合計年数が三十年に満たない人の保険料は、この制度の適用がなく、かけ捨てになることであります。政府は、かけ捨てに反対の世論にひびつくりして、死亡一時金という一時しのぎの制度を作ることによつて批判を避けようとしておりますが、最も苛酷な生存時のかけ捨てについて、本質的な対処をしようとしておられないわけでありまして、この点は、まさに、社会保障の名において生活困難

な大眾から収奪をするものであります。

その五は、現行法の免除制度が対象者にとつて実効がほとんどないことであります。政府は、國民の批判に對して、免除制度を隠れみのに使つておりますが、この免除は実に無意味なものであります。元来免除を考えた場合、免除が保険料実納額と同じ効果を持つものでなければ意味がないのであります。現行法の免除は、そうではなく、保険料を実際に納入した場合のうちに、老齢年金額を増大する要因にならないのであります。従つて、免除を受けましても保険料徴収を受けないというだけのことであり、貧困な國民大眾がその部分だけ年金制度から締め出されるということになるだけであります。

さらに、ひどいことは、この免除期間には国庫支出がされないことであります。具体的に考へてみますれば、六十五才、月三千五百円の場合、そのうちの三分の一、すなわち月千六百六十円は原資は一般会計から国庫負担として出るわけであります。保険料実納可能な中間層以上の人はこの国庫負担を自分のものとすることができ、最もこれを必要とする人々には国庫支出分も支給されないという結果に相なります。社会保障の一つの大きな柱である年金に對する国庫支出は、所得再配分という性質を持つべきものであります。この場合それとは全く逆な作用をするわけであり、金持ちの土持ちに用いられることに相なつてゐるのであります。

以上五点を要約して考えれば、現行拠出年金制は、なき淺沼委員長がな

なられる寸前まで國民に訴えられたように、保険制度として組み立てられてゐるのである、社会保障では断じてないものであります。社会保障なら、その給付を必要とする人に、必ずその必要の度合いに對する給付がなされなければなりません。保険料納入困難なすなわち年金が特に必要な人の年金が減り支給がなくなるのでは、社会保障ではないのであります。それらの人が年金の支給を受けたいがために苦勞して納めた貴重な保険料が、わずかのところで息が切れて要件に達しないばかりに、政府に没収されたり、大切な国庫支出が所得再配分の逆になつたりする欠点は、収奪であり、金持ちの土持ち政策であつて、断じて許すことのできないものであります。このように、組み立てが全く不合理である点が、現行拠出年金制度の最大の欠点であり、

それが以外にも大きな欠点が枚挙にいとまがないのであります。

第二に指摘しなければならぬことは、年金額があまりにも僅少であることとであります。三千五百円というのは、現行制度立案当時の生活保護基準一人分を大體の基準とし、わが國の經濟成長をきわめて過小に、すなわち年率二%と見、さらに大事をとつて年金額は一・五%ずつ増大すべきものとして計算して、四十年後に三千五百円という金額を設定したわけであり、その金額実施がさらに五年延ばされて、國民が四十年間保険料を納めて、四十五年後に現在の生活保護を受けてゐる人々と同じような意味の生活がやつと保障されるというのであります。すなわち、全く所得保障の名に値しないことは明らかであります。經濟成長

年に特別会計に払い込みます。また、別に、特別会計で積み立ておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才から五十四才までの三十五年間、税額は大体一名平均月百六十六円に相なる計算であります。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、資産割二という割合で徴収することになっておりますので、収入資産の少ない人はすいぶんと安くなる見込みであり、さらに、納入困難あるいは不可能の人については、減額あるいは免除をすることにいたしております。免除は、五人家族の場合において月収一万七千円、すなわち年収二十万四千円以下の場合適用することに相なっております。現行法で政府が考へておりますものは、現行法で政府が考へておりますものよりはるかに範囲が広いのであります。減額の範囲は、五人家族の場合、月収二万二千円、年収二十六万四千円以下の場合であり、これまた相当多数の該当者が見込まれております。

特に申し上げておかなければならぬことは、何回減免を受けた人でも、極端な場合は、全期間免除適用を受けて、一円も年金税を納めない人でも六十才になれば、他の人と同じ金額の年金が無条件で支給されるということであり、このように、所得比例の年金税、完全な減免制度によって、現在のような拠出年金制度に対する疑惑批判反対の根拠の主要な部分が解消されるものと信ずるのであります。

障害年金の場合は、一級年八万四千円、二級年六万三千円、三級年四万二千円が基本額でありまして、現行法よりはるかに多額でありますとともに、

現行法と違つて、内科障害にも支給するわけであり、現行法のように給付を受けるには三年以上、保険料納入後の原因によるものでなければならぬというような苛酷な要件は、一切ないことを明らかにいたしておきます。

遺族年金は、老齢年金の半額、すなわち基本額は四万二千円、子供一名につき一万四千四百円の加算をつけることに相なっております。現行法の母子年金よりはるかに多いのであります。また、現行法では、遺児年金は母子年金より年金額がはるかに少なく、寡婦年金は適用要件がはるかにしく過酷であります。本法案では、それらの遺族がみな母子と同様の給付を受けるわけであり、さらに男性の遺族にも支給の道を開いていくわけでありま

以上、一般国民年金全般についてさらに申し上げておきたいことは、年金額に課税がないこと、並びに、年金額が、消費者物価または生計費のいずれか一方の一〇％以上の変動の際に、それに応じて必ず改定されることであり、現行法第四条の規定がはなはだしくあいまいであります。本法案のごとく、はっきりと規定してこそ、国民は信頼して拠出年金制度に協力してくれるであろうと、かたく信ずるものであります。

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇い労働者、山林労働者等にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されることとが原則であります。炭鉱労働者、

船員、機関車労働者等は五十五才開始といたしておりますことは、現行厚生年金保険と同様であります。老齢年金額は、制度が完成された場合、一般国民年金と同額の八万四千円を基本額として、定額とし、それに標準報酬額に比例した金額が付加されます。その金額は、現在の賃金水準では平均年六万三千円になる計算でありまして、合計平均年十四万七千円に相なります。従つて、将来賃金水準が上がった場合には、この平均額が上昇いたします。

労働者年金法案に規定されている労働者年金税は、もちろん標準報酬の高低に従つて定められております。一般国民年金の場合より年金額が多いのでありますから、年金税はある程度高くなり、この場合、使用者が半分以上負担することに相なっております。すなわち、労働者負担はあまり重くなく、平均して月二百円程度であります。低賃金労働者の負担は、標準報酬が少ないため、右の平均よりはるかに少額に相なることは当然であります。

国庫負担については、実質上一般国民年金と同額程度が確保されるようになっており、その他、拠出期間、繰り上げ減額年金、繰り下げ増額年金制度、非課税及びスライド、免除、また遺族、遺族給付については、一般国民年金と同様の内容あるいは仕組みに相なっております。

そのほか、特に申し上げて置かなければならないことは、通算について完全な方法がとられることとあります。本国民年金法内の両制度間は、もちろん、既存の年金との通算の場合も、途中の職業転換、制度転換によつて一切損をしない仕組みになっていることを

明らかにいたしておきます。以上、一般国民、労働者、両年金制度について申し上げましたが、そのおのの年金税は、減免に対する国庫補てん分を加へまして、厚生大臣の管理する国民年金特別会計において積み立てることに相なっております。この積立金は、当然支給資格者のものであるとの観点に切り切つて、その運用の方法を定めてあります。すなわち、積立金のうち相当の部分を福祉施設建設等のため運用することとし、その中で、支給資格者の団体に対して直接に貸し付ける道を大きく開くことにいたしてあります。残部は、全部の予定利率六分を維持するために、資金運用部に七分で貸し付けることにいたしてあります。所要の法律改正をこの中に盛り込んであります。資金運用部のこの資金の運用についても国民の福祉に役立つ方面に用ゐるべき旨の規制を加へることといたしてあるわけでありまして、軍需産業資金に用ゐられるようなことは断じていたさせないわけでありま

す。実際の運用については、国民年金積立金運用審議会において審議決定した方向に従ひ、厚生大臣が行なうことにいたしてあります。この審議会の構成は、一般国民年金、労働者年金の受給資格者の代表のおの五名、学識経験者五名、官庁代表三名という、使用主代表を加へない同期的な構成にいたしてあります。

以上が、本国民年金制度の内容の大概であります。本法の施行期日は昭和三十六年四月一日、年金の支払い開始及び年金税の徴収開始は同年十月一日からであります。

国民年金法施行に要する一般会計よりの経費は、平年計算にいたしまして、その第一年度約二千二百二十四億円であり、その内訳は、養老年金約一千三百三十億円、母子年金約三百十六億円、身体障害者年金約四十五億円、国民年金税減免の補てん分約二百二十億円、普通国民年金の障害並びに遺族年金給付に関する国庫補助金、労働者年金の使用主としての国庫負担分等約百六十億円、年金支払いに要する事務費約六億円、労働者、一般国民、両年金税法施行に要する経費それぞれ十五億、八十七億、小計約百二十二億でありま

す。以上の国庫支出の大部分が賦課方式でありますので、自後逐年増進をいたします。本年年金制度完成時すなわち四十年後には約九千億円に達し、それ以上は大体増加を停止し平準化されることとなります。

以上のごとく国庫支出は相当の程度に達しますが、その最初の金額は、最近の財政状態から見ても、政府が社会保険を本当に推進しようとするならば直ちに実現可能であり、後々の支出増も財政上はいささかの心配のない程度であります。と申しますのは、各位の御理解のごとく、わが国の経済が逐年拡大、国家財政もまたそれに従つて拡大するからであります。ただいま各党とも経済拡大に自信を持っておのその成長率を発表しておるわけであり、すが、かりに、故意に各党の態度よりはるかに控えめに、明治以降のわが国経済成長平均率四％で考えてみましよう。この率でわが国の経済が拡大すれば、四十年後には約五倍に相なりまして、同じ率以上で財政が拡大し得ることは当然であります。これも大事

第一類第五号 大蔵委員会議録第十八号 昭和三十六年三月二十二日

四五

四五

四五

をとって同事と見て約十兆の財政のワ
クが考えられるわけであり、相当の減
税でワクがそれより縮まったとして
も、九千ぐらいの程度の国庫支出はき
わめて容易なことであり、それが全国
民に対するものである限り、その支出
は国民に理解賛成されるものであると
信ずる次第であります。

以上、大体の御説明でございますが、
賢明なる同僚各位には、この国民
年金関係六法案が、国民から批判を受
けている現行法の欠点のすべてを解決
し得る内容を持ち、憲法第二十五条の
精神をほんとうに実現することのでき
る社会保障に徹した案であることを、
しかも直ちに実現可能な案であることを、
を御理解いただけたと信ずるもので
あります。それとともに、このような
案であつてこそ、所得保障という本来
の大切な目的を果たすとともに、他の
重要な面に非常な好影響を与えるもの
であることも御理解いただけたと存じ
ます。すなわち、本制度を通じての所
得再配分によつて国民生活の不均衡が
相当程度は正され、これによつて継続
的な有効需要が確保されることによつ
て、諸産業の振興安定に資するところ
大なるものがございます。このこと
は、雇用の増大と安定を招来するもの
であります。さらに、完全な所得保
障によつて不完全就労を減少し、労働
力率が低下するという好ましい効果
の面も加えまして、完全雇用への道を
進めるものであります。さらに、十分
な年金制度は、雇用労働力の新陳代謝
を促進し、鉱工業生産力を増大せしめ
るとともに、農業、中小商工業の経営
権を若き世代に移すことによつて、そ
の近代化協同化への原動力と相なるわ

けであります。以上の諸点もあわせ御
理解をいただきたいと存じます。

以上、きわめて簡単にございまして
が、社会党国民年金六法案に関する全
般的な点の概略を御説明申し上げたわ
けであります。

これより三法案の内容の概略につい
て御説明申し上げます。

まず、一般国民年金税法より申し
上げます。

この法案は、国民年金法第四十
条第四項の規定に基づきまして、一般
国民年金の賦課徴収その他一般国民
年金税に関する事項を定める法律案であ
ります。

まず第一に、一般国民年金税は、毎
年世帯主より、世帯主及びその世帯に
属する一般国民年金の受給資格者につ
き均等割額、所得割額、資産割額の合
計額により課するものでありまして、
均等割額は、一般国民年金の受給資格
者一人につき年一千円であり、所得割
額は、世帯主及びその世帯に属する
一般国民年金の受給資格者の前年の
合計所得金額の合計額を課税標準と
し、それに百分の〇・二八を乗じて算
定いたします。世帯主が労働者である
場合、その状態に見合うべき程度の控
除をいたすことによりまして、世帯主
に属する一般国民年金の受給資格者が
所有する固定資産（これは居住用の財
産を除きます）の固定資産課税台帳に
登録されたものの合計額に百分の〇・
二四を乗じた金額であります。この場
合世帯主が労働者である場合には、そ
の状態に見合う程度の控除をいたしま
す。右は普通の場合であります。徴
収不能または困難な世帯では、減免、

すなわち税額控除あるいは非課税にい
たしますことは前に述べた通りであり
ます。前年の世帯の所得合計から二万
四千円を控除した金額を世帯員数で除
した金額が三万六千円をこえ四万八千
円以下の場合、第十一条の税額控除が
適用され、その控除率は百の十から始
まり、九段階に分かれ、一番多いところ
は百分の九十に達します。右の金額
が三万六千円以下、または生活保護法
適用家庭は、非課税に相なります。納
期は毎年六月から翌年三月まで毎月十
分の一ずつ徴収することに相なつてお
り、農家の場合は、政令の定めるところ
により、申請により七月末、十一月
末に、二回に分けて納入することがで
きるよういたしてございします。

民主的構成による中央国民年金審査
会、地方国民年金審査会を置き、不服
の際に審査を受けることができるよう
いたしてございします。事務は市町村長
がつかさどることになっており、国税
局長がこれの監督をするに相なつて
おります。その他税法上必要なすべ
てのことにつき細目の規定をいたして
ございします。

本法案の施行期日は昭和三十六年十
月一日、本法案施行に要する費用は前
に申し述べました通りであり、税収入
額は、初年度百六十二億円、平年度約
三百二十三億円でございします。

以上で、一般国民年金税法の御説
明を終わります。次に、労働者年金税法
について申し上げます。

この法案は、国民年金法第四十六
条第四項の規定に従いまして、労働者
年金税の課税標準、税率、その他労働
者年金税に関する事項を定める法律案
であります。

まず、第一に、労働者年金税の課税
標準は、事業主の使用する事業用こと
の労働者年金の受給資格にかかわるそ
の月の標準報酬の金額の合計額とい
たしてございします。標準報酬につ
いては国民年金法第四十九条において、第
一級三千円より第三級七万二千円ま
で三十等級に分けてございします。

次に、労働者年金税の税率は百分の
二・七であります。ただし、生活保護
法の適用を受ける労働者が、国民年金
法第四十六条第五項ただし書きの規定
により同項本文に規定する労働者負担
をしない場合は、納税義務者である事
業主はその分だけ税額の控除を受けら
れることに相なつております。この労
働者年金税は毎月納入されるべく規定
されております。不服あるものが地方
国民年金審査会、中央国民年金審査
会の審査を受けることができます。こ
とは、一般国民年金税法の場合と同
様であります。

事務については、税務署が直接当
たり、市町村長に委託はいたしません。
その他税法上必要なことすべてにつ
き細目の規定をいたしてございします。

本法案の施行期日は昭和三十六年十
月一日、本法案施行に要する費用は前
に申し述べました通りであり、税収入
額は、初年度約六百三十七億円、平
年計算にして第一年度約一千二百七十四
億円であります。

以上で、労働者年金税法の御説明
を終わります。次に、国民年金特別会
計法について申し上げます。

この法案は、国民年金法による一般
国民年金事業及び労働者年金事業に
関する政府の経理を明確にするため国民
年金特別会計を設置し、一般会計と区

別して経理する目的を持ったものであ
ります。

この会計は、一般国民年金勘定、労
働者年金勘定の二つに区分され、それ
ぞれの勘定においては一般国民年金税
あるいは労働者年金税、一般会計から
の受入金、積立金から生ずる収入、借
入金及び付属雑収入をもつてその歳入
とし、一般国民年金あるいは労働者年
金の給付金、借入れの償還金及び利
子、一時借入金の利子、業務取扱費並
びに付属諸費をもつて歳出とすることに
相なつております。この会計は厚生
大臣が法令に従つて管理するものであ
り、厚生大臣は、毎会計年度歳入歳入
予算計圖書を大蔵大臣に送付しなけれ
ばならないことといたしてございしま
す。内閣は、毎会計年度、この会計の
予算、決算を作成し、一般会計の予算
決算とともに国会に提出しなければな
らないことといたしてございします。

その他、余剰金の預託、借入金等
について規定をいたしてございします。厚
生年金保険、船員保険中年金部分、農
林漁業団体職員共済組合等は、労働者
年金に即時統合されることに相なつて
おりますので、従つて、以上の制度の
積立金等の権利義務は本特別会計に承
継されるべき旨を定めておるわけでご
ざいします。

本法案は、昭和三十六年十月一日か
ら施行され、昭和三十六年度予算から
適用されることに相なつております。

以上で、国民年金特別会計法案の説
明を終わります。

これで、日本社会党の国民年金制度
に関する考え方と、それを実施するた
めの具体的な法律案としての三法案
の御説明を申し上げた次第でござい

ます。何とぞ、三法案を建設的に十分に御審議賜わり、一日も早く満場一致御可決あらんことを切に御要望申し上げて、御説明を終わる次第でございます。

○毛利委員長代理 これにて各案に対する提案理由の説明は終了いたしました。

各案に対する質疑は次会に譲ります。

次回は明二十三日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

〔参照〕

港湾整備特別会計法案（内閣提出第一八号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

大蔵委員会議録第十七号中正誤

ハシ段 行 誤 正

三五 六七百円 五百円

昭和三十六年三月二十七日印刷

昭和三十六年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局